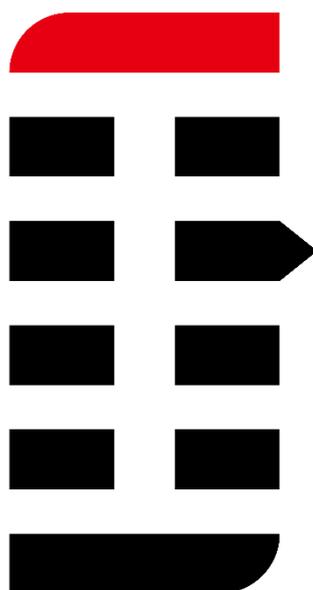


鶴ヶ島市 国土強靱化地域計画



鶴ヶ島市

鶴ヶ島市を強靱なまちへ

災害はいつ起こるかわからない・・・

阪神・淡路大震災（平成7年1月17日）を契機として、
政府が立ち上げた「地震調査研究推進本部」の発表によると、
「首都直下地震や南海トラフ地震など震度6弱以上の地震が
30年以内に70%の確率で起こる」とされています。



こうした事態の想定に対し、国・都道府県・市町村が、各々の立場において国土強靱化計画を策定し、一丸となって「強靱な国づくり」を進めています。

本市においても「**鶴ヶ島市 国土強靱化地域計画**」に基づき、鶴ヶ島市が「強靱なまち」となるよう大規模自然災害に備えて参ります。

この計画は、大規模自然災害時に起こる最悪の事態を念頭に置き、従来の「防災・減災」の枠を超えた、あらゆる分野を多角的に捉えた中・長期的な視点で策定した計画です。

被害を最小限にできるよう土地利用、警察・消防、医療、交通・物流、エネルギー、情報通信、ライフラインなど、平時からの取組を幅広く位置付け、市民・事業者・市が一体となって取り組む「まちづくりの方向性」を示すとともに、被災した場合であっても迅速かつ的確な対応が行えるよう「復興・復旧対策」についても示しています。

本計画を、より実効性の高い計画とするためには、自助・共助・公助の連携が不可欠です。市だけではなく、市民の皆様、事業者の皆様、本市に関わる全ての皆様が、総力をあげて取り組んでいく必要があります。第6次鶴ヶ島市総合計画に掲げた「**しあわせ共感 安心のまち つるがしま**」を皆様と共有するために、本計画においても、より一層のご理解とご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

令和4年4月

鶴ヶ島市長 齊藤芳久

目 次

第1章 計画の策定趣旨・位置付け

- 1. 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2. 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2

第2章 鶴ヶ島市地域特性等と災害の記録

- 1. 鶴ヶ島市の地域特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- 2. 災害の記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9
- 3. 現状の防災上の主な施策・・・・・・・・・・・・・・・・ P 10

第3章 鶴ヶ島市における国土強靱化の基本的な考え方

- 1. 計画の対象とする災害・・・・・・・・・・・・・・・・ P 16
- 2. 鶴ヶ島市における国土強靱化地域計画の基本目標・・・・・・・・ P 17
- 3. 事前に備えるべき目標・・・・・・・・・・・・・・・・ P 17
- 4. 「起きてはならない最悪の事態」の設定・・・・・・・・ P 18
- 5. 施策分野の設定・・・・・・・・・・・・・・・・ P 20

第4章 政策ごとに備えるべき目標

- 1. 目標とリスクの区分・・・・・・・・・・・・・・・・ P 21

第5章 脆弱性評価の結果 及び 強靱化に向けた対応方策

- 1. 脆弱性評価の結果 及び 強靱化に向けた対応方策・・・・・・・・ P 25
- 2. 施策分野マトリクス評価・・・・・・・・・・・・・・・・ P 134
- 3. 重点的に推進する取組の設定・・・・・・・・・・・・ P 138

第6章 計画の推進と進捗管理

- 1. 市民総参加による取組・・・・・・・・・・・・・・・・ P 139
- 2. 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・ P 139
- 3. 計画の推進期間及び見直し・・・・・・・・・・・・ P 139
- 4. 計画の進捗管理と見直し・・・・・・・・・・・・ P 140

第1章 計画の策定趣旨・位置付け

1. 計画策定の趣旨

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、平常時から大規模自然災害など様々な危機を想定して備えることが重要であるとの認識のもと、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」）を公布・施行し、平成26年6月に同法に基づき国土強靱化に関する国の計画などの指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」）を策定しました。

埼玉県においても、大規模災害が発生しても県民の生命を最大限守り地域社会の重要な機能を維持する「強さ」と、生活・経済への影響、県民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減して迅速な復旧・復興ができる「しなやかさ」を持ち、県民の安全・安心を守るよう備えるため、平成29年3月に「埼玉県地域強靱化計画」（以下「県計画」）を策定しました。

本市では、「第6次鶴ヶ島市総合計画」（以下「市総合計画」）において「しあわせ共感 安心のまち つるがしま」を将来像として、地域一体となって災害に備える、安心で暮らしやすいまちづくりの推進に取り組んでいるところです。

東日本大震災以降も台風などによる被害が発生していることから、大規模自然災害などから市民の生命と財産を守り、地域への致命的な被害を回避し、速やかな復旧復興に資する施策を計画的に推進するために「鶴ヶ島市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」）を策定するものです。

2. 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定します。

また、国の「基本計画」、埼玉県の「県計画」と調和を図ると同時に本市の「市総合計画」における地域防災力の向上などの具体的な施策を計画的に推進する上での指針となる計画として位置付けます。

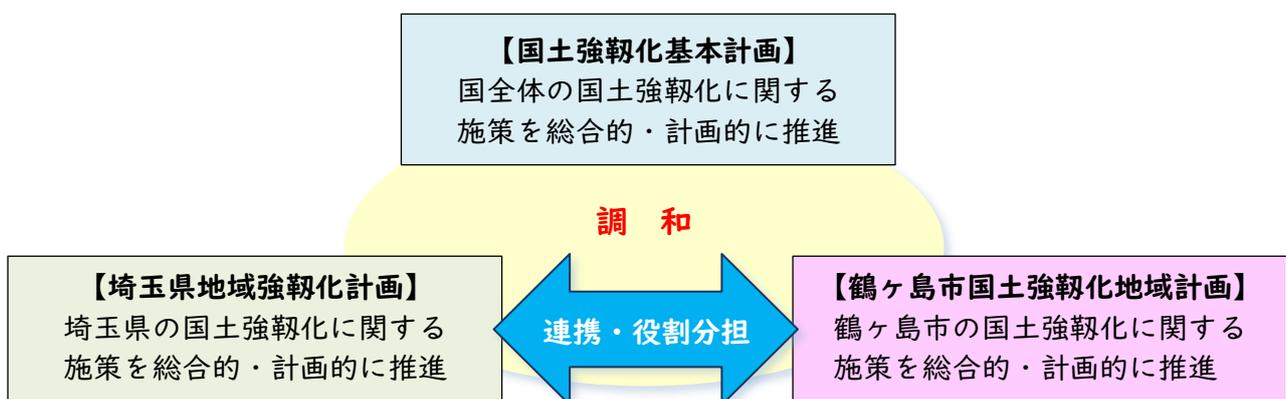
(1) 国土強靱化地域計画と地域防災計画

本市における防災への取組について定めた計画としては、既に「鶴ヶ島市地域防災計画」（以下「市防災計画」）があります。市防災計画は、地震や洪水、原子力災害など、災害の種類ごとに防災に関する業務などを定めるものであり、災害対策を実施する上での予防や発災後の応急対策、復旧などに視点を置いた計画となっています。

これに対して本計画は、平常時の備えを中心に、まちづくりの視点も合わせたハード・ソフト両面での包括的な計画となります。

両者は互いに密接な関係を持ちつつ、それぞれが自然災害などの発生前後において必要とされる対応について定めます。

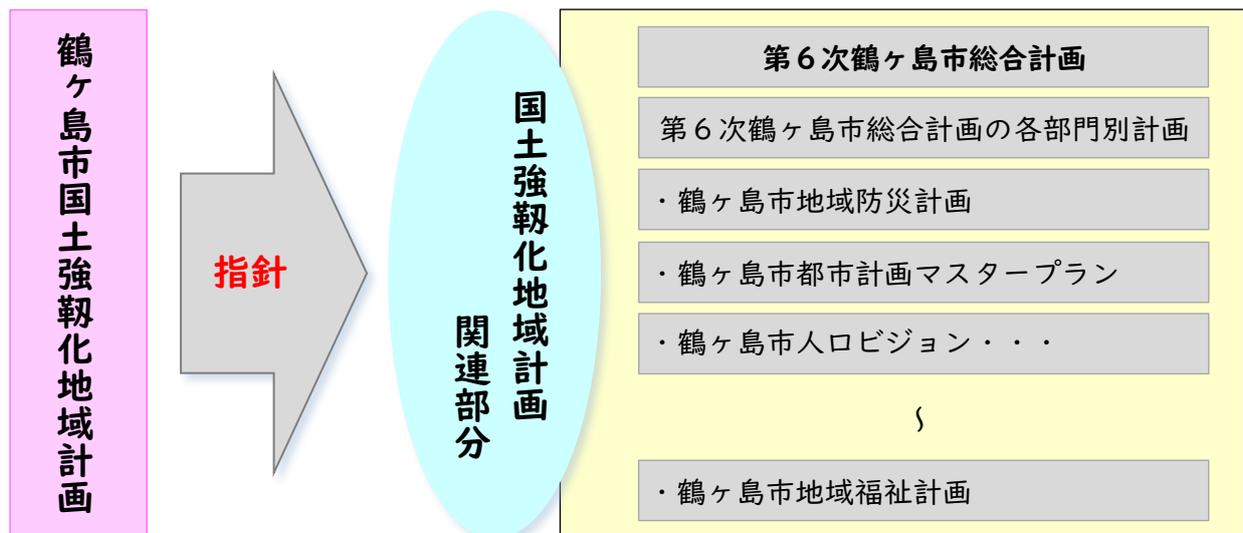
① 国の基本計画・埼玉県地域強靱化計画との関係



② 鶴ヶ島市地域防災計画との関係



③ 市総合計画、他の分野別計画との関係



(2) 計画期間

国や埼玉県における強靱化の状況、社会情勢の変化に応じた施策の推進が必要となることから、計画期間は「基本計画」、「県計画」及び「市総合計画」を踏まえつつ、国の「防災、減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）を参考に5年間とします（令和4年度から令和8年度まで）。なお、本計画は事業の進捗や市総合計画、市防災計画の修正などに合わせて計画の見直しを行っていきます。

第2章 鶴ヶ島市地域特性等と災害の記録

1. 鶴ヶ島市の地域特性

(1) 位置・地形

本市は、埼玉県のほぼ中央、都心から直線で約45km圏内に位置しています。南東に川越市、南西に日高市、北は坂戸市と接していて、東西に約6.9km、南北には約4.9kmに及び、総面積は17.65km²です。また、荒川の支流である入間川と高麗川に囲まれた坂戸台地の北部先端上にあり、地形はほぼ平坦となっています。

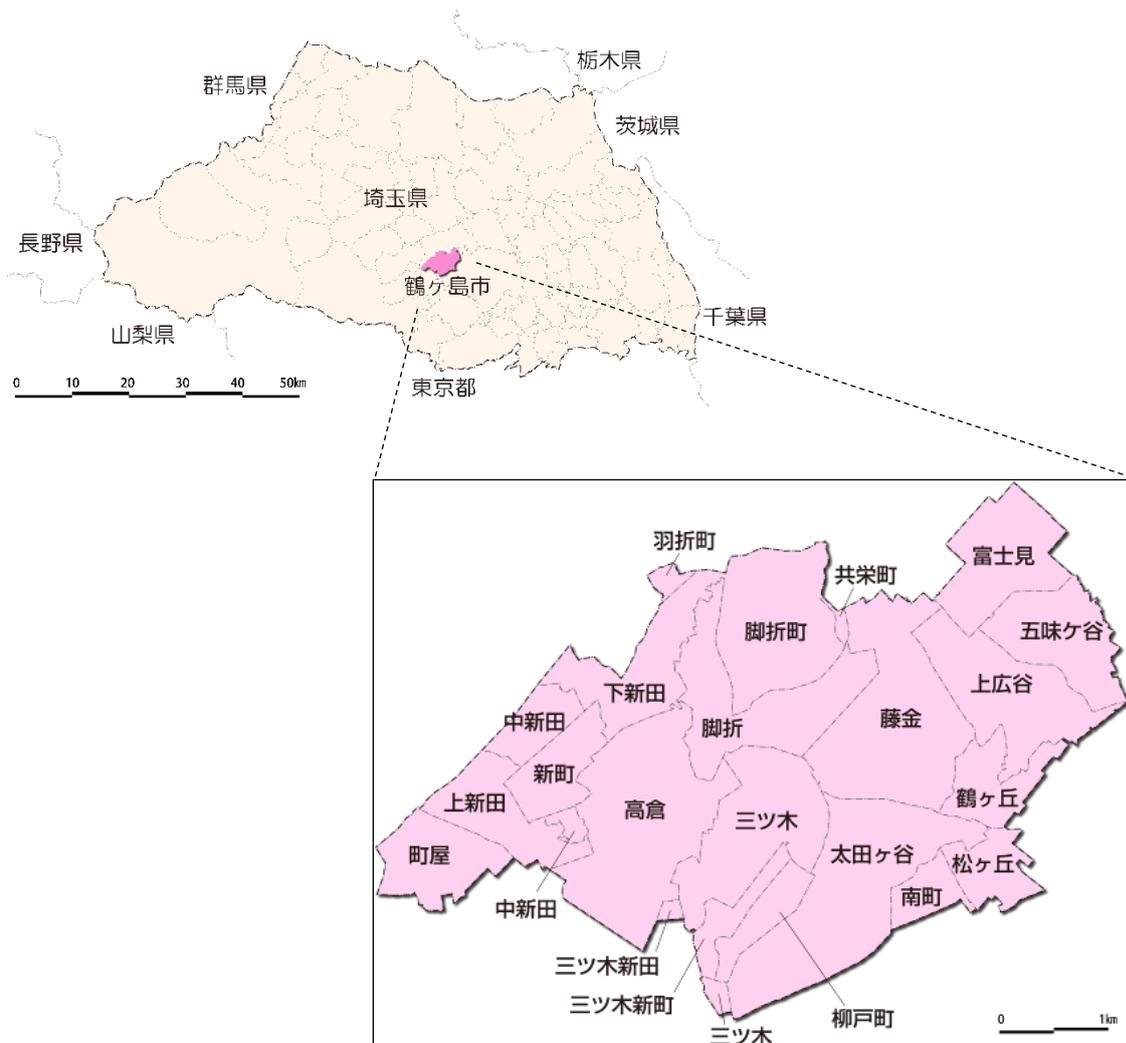


図. 鶴ヶ島市の位置

(2) 気候

本市の気候はいわゆる太平洋岸気候で温和となっています。夏は高温で、冬は晴天の日が多く乾燥しています。

また、冬から春先にかけての乾燥した季節風、「秩父おろし」が特徴です。

令和2年では、年間降水量は1,453mm、気温は平均16.0度で、夏季に暑く、冬季の夜間の冷え込みが強い地域となっています。

表.市の過去10年間の気象状況

| 年次 | 降水量 (mm) | 気温 (°C) | | | 平均風速 (m/s) | 平均湿度 (%) |
|-------|-------------|---------|------|------|---------------|-------------|
| | | 平均 | 最高 | 最低 | | |
| 平成23年 | 1,318.5 | 15.1 | 39.8 | -6.8 | 1.8 | 74.9 |
| 24 | 1,214.0 | 14.9 | 37.5 | -6.2 | 2.0 | 74.9 |
| 25 | 1,140.5 | 15.5 | 38.4 | -5.3 | 2.0 | 73.5 |
| 26 | 1,490.0 | 15.1 | 38.4 | -4.6 | 1.9 | 72.1 |
| 27 | 1,265.5 | 15.8 | 37.9 | -3.5 | 1.8 | 71.2 |
| 28 | 1,133.0 | 15.6 | 36.7 | -5.8 | 1.8 | 74.3 |
| 29 | 1,347.0 | 15.0 | 36.8 | -5.9 | 1.9 | 72.7 |
| 30 | 1,092.0 | 16.3 | 39.9 | -6.0 | 1.8 | 73.5 |
| 令和元年 | 1,715.0 | 16.0 | 37.6 | -4.5 | 2.0 | 70.0 |
| 2 | 1,453.0 | 16.0 | 39.3 | -4.1 | 1.8 | 68.1 |

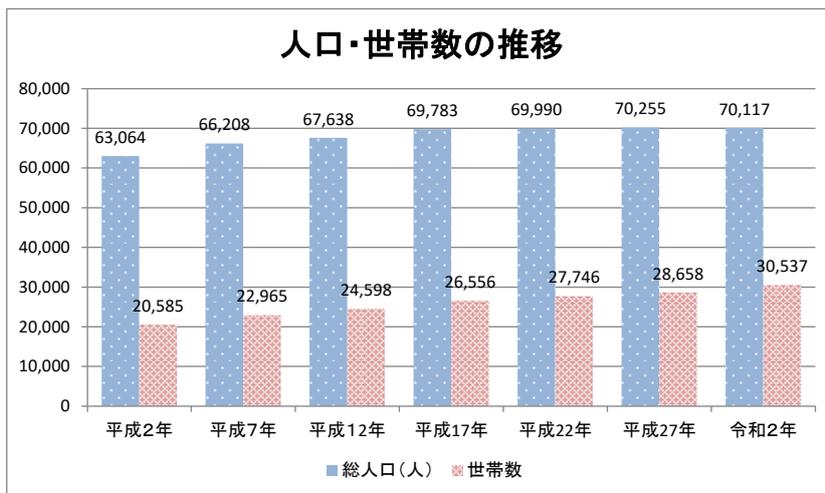
出典：消防統計 坂戸・鶴ヶ島消防組合

(3) 人口

本市の国勢調査における人口は、平成27年までは増加し70,255人となり、その後、令和2年に減少し、70,117人となっています。

年齢の人口割合を見ると、年少人口^{※1}は平成2年では21.7%であり全体の約2割を占めていますが、令和2年時点では11.2%と全体の約1割まで減少しています。

老年人口^{※2}は平成2年では5.4%と全体の1割未満でしたが、平成27年では24.7%と全体の2割を超えています。さらに令和2年では29.0%まで上昇し、5年間で4ポイント以上上昇しています。以上の結果から、少子高齢化が進行している状況になります。



※1(年少人口)：15歳未満の人口
 ※2(老年人口)：65歳以上の人口

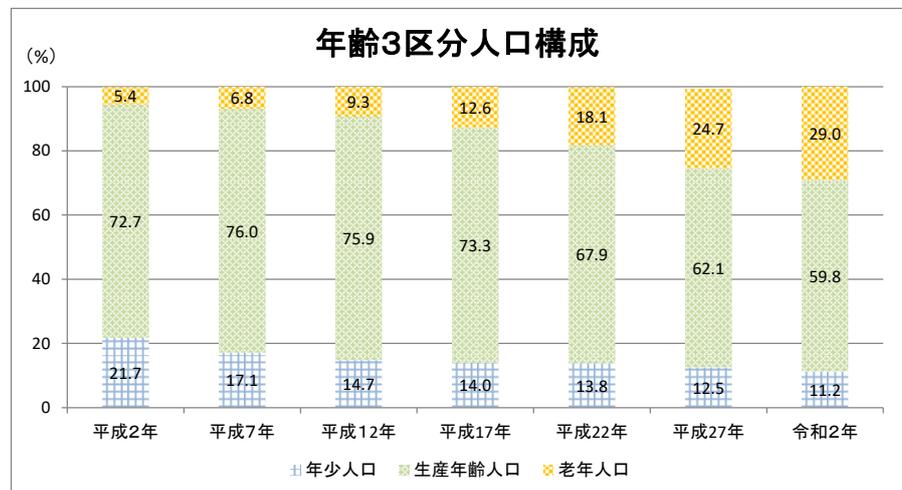


図. 人口の推移・人口構成

出典：国勢調査

(4) 交通

広域的な幹線道路としては、関越自動車道及び首都圏中央連絡自動車道が交差し、それぞれのインターチェンジを有する交通の要衝であり、首都圏中央連絡自動車道の延伸によって利便性はますます向上しつつあります。

鉄道としては、東武東上線が市の北東部、東武越生線が市の西部外周部を走っており、駅としては鶴ヶ島駅、若葉駅、一本松駅の3駅を有し、都心と結ばれています。

さらに、東武東上線は東京メトロ有楽町線や東急東横線などとの相互乗り入れを行っており、都心を抜けて横浜方面まで直接行くことのできる恵まれた立地となっています。

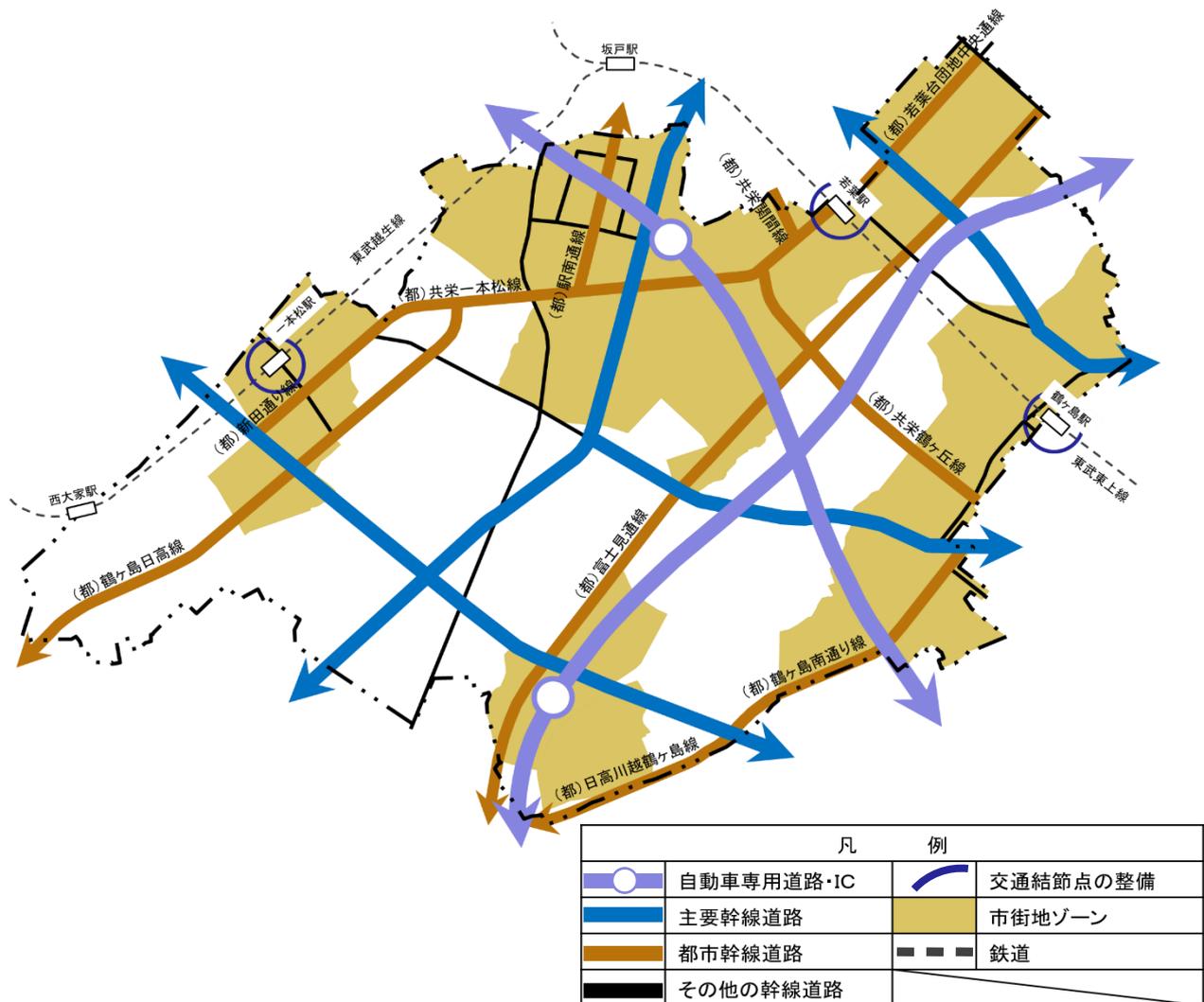


図. 道路・交通体系整備の方針

出典：鶴ヶ島市都市計画マスタープラン

(5) 産業

産業構造は、第1次産業としての農業、林業は非常に少なく、第2次産業が全体の4分の1を占めており、第3次産業が全体の4分の3を占める商業並びにサービス業の発達した構造を持っています。特にベッドタウンとしての特徴から不動産業、卸売・小売業の地域内総生産が多くなっています。

表. 地域内総生産額

| | 生産額 (百万円) | 割合 (%) |
|-------------------|-----------|--------|
| 地域内総生産 | 165,488 | 100.0 |
| 第1次産業 | 441 | 0.3 |
| 農業 | 441 | 0.3 |
| 林業 | — | — |
| 水産業 | — | — |
| 第2次産業 | 38,700 | 23.4 |
| 鉱業 | — | — |
| 製造業 | 23,915 | 14.5 |
| 建設業 | 14,785 | 8.9 |
| 第3次産業 | 125,017 | 75.5 |
| 電気・ガス・水道・廃棄物処理業 | 2,011 | 1.2 |
| 卸売・小売業 | 20,277 | 12.3 |
| 運輸業 | 6,305 | 3.8 |
| 宿泊・飲食サービス業 | 6,302 | 3.8 |
| 情報通信業 | 4,635 | 2.8 |
| 金融・保険業 | 4,003 | 2.4 |
| 不動産業 | 31,872 | 19.3 |
| 専門・科学技術、業務支援サービス業 | 11,520 | 7.0 |
| 公務 | 7,958 | 4.8 |
| 教育 | 5,103 | 3.1 |
| 保健衛生・社会事業 | 19,677 | 11.9 |
| その他のサービス | 5,355 | 3.2 |

出典：平成30年度埼玉県市町村民経済計算報告書（令和3年6月）埼玉県

2. 災害の記録【主な大規模自然災害】

① 東日本大震災（平成23年3月11日）

- ・最大震度：震度5弱
- ・人的被害：なし
- ・屋根瓦、塀の破損など：71件
- ・交通機関の麻痺（帰宅困難者多数）



市民活動推進センター：帰宅困難者の様子

② 令和元年東日本台風（令和元年10月13日）

- ・降雨量：299mm
- ・人的被害：なし
- ・浸水箇所：1箇所（10件）
- ・道路冠水：20箇所



鶴ヶ島市内 市道：道路冠水の様子

③ 豪雪災害（平成26年2月8～9日、14～15日）

- ・積雪：45cm
- ・被害：カーポートの倒壊
ビニールハウス倒壊
交通機関の麻痺

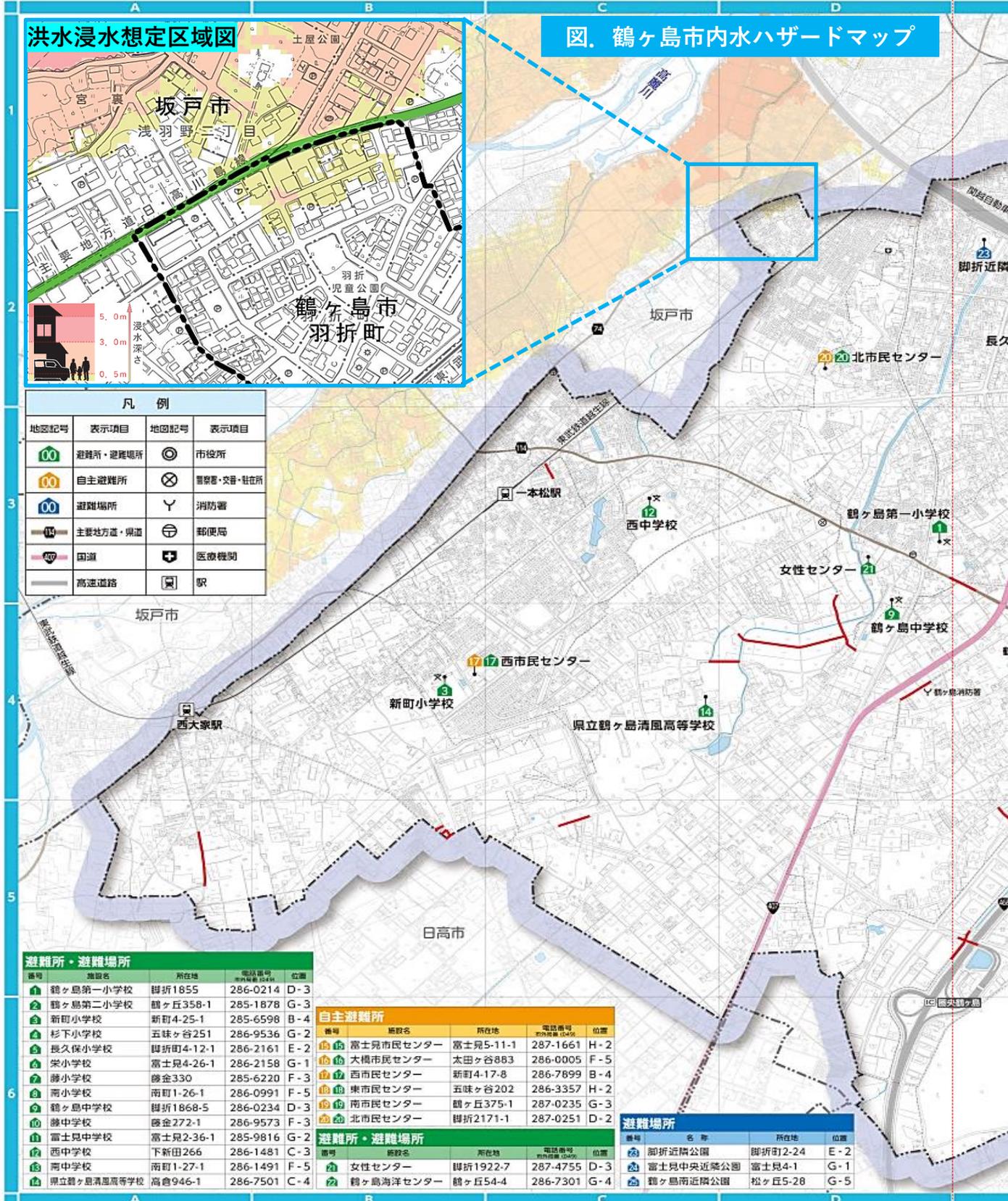


市役所前バス停：積雪の様子

3. 現状の防災上の主な施策

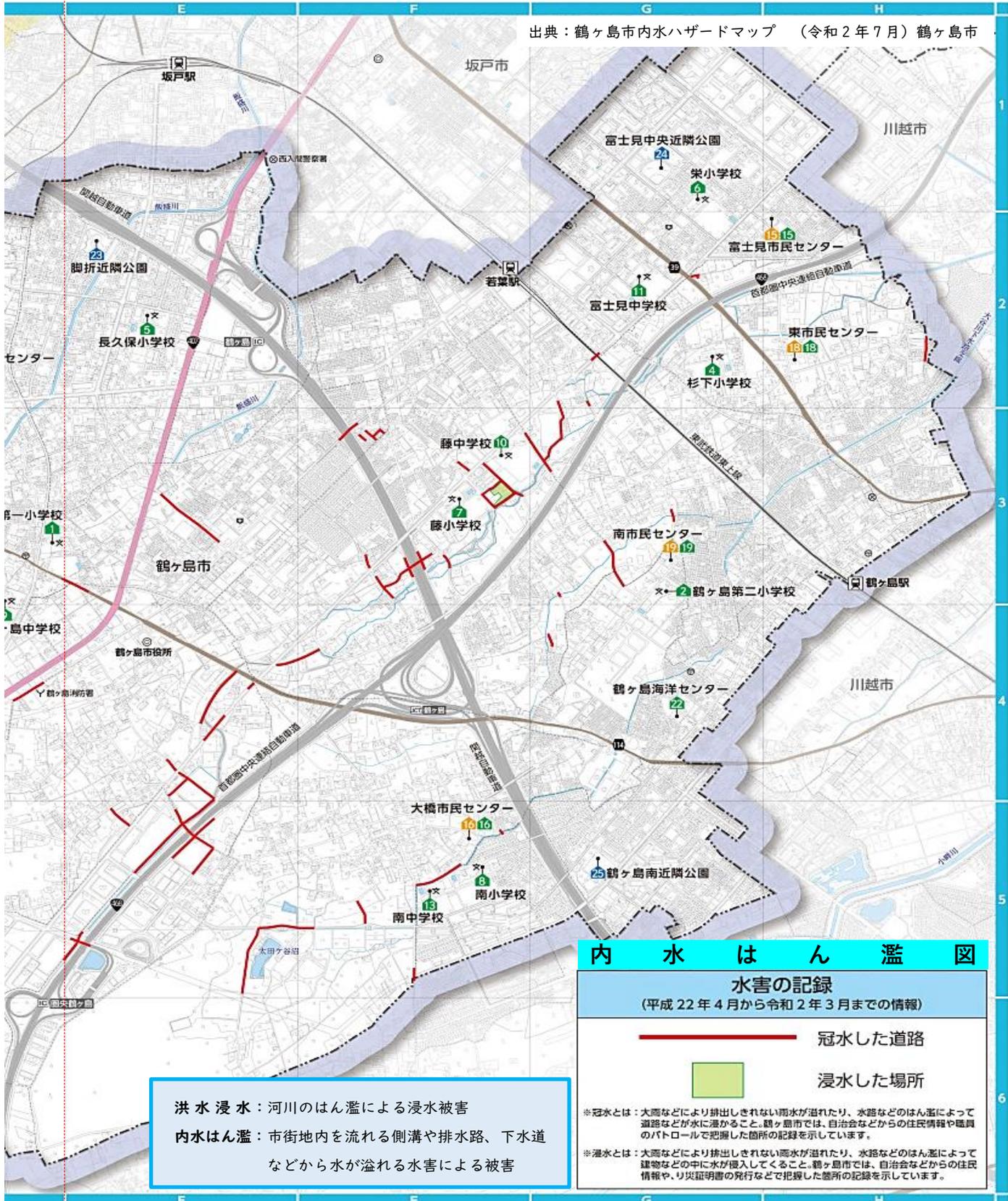
① 洪水浸水想定・内水はん濫実績

洪水浸水想定・内水はん濫区域について、ハザードマップを作成し市民に周知しています。



② 避難所・避難場所

小中学校や市民センターなどを避難所に指定しており、あらかじめ避難先を確認できるように「鶴ヶ島市内水ハザードマップ」に避難所・避難場所を掲載し、市民に周知をしています。



③ 緊急輸送道路の設定状況

大規模な地震などの災害が発生した場合に備え、重要路線をその重要度に応じて、以下の3種類に分類し緊急輸送道路を設定しています。

- ・ **第一次特定緊急輸送道路**：高速道路や国道など4車線道路とこれらを補完する広域幹線道路
- ・ **第二次緊急輸送道路**：地域間の支援活動としてネットワークされる主要路線
- ・ **市緊急輸送道路**：地域内の防災拠点を連絡する路線

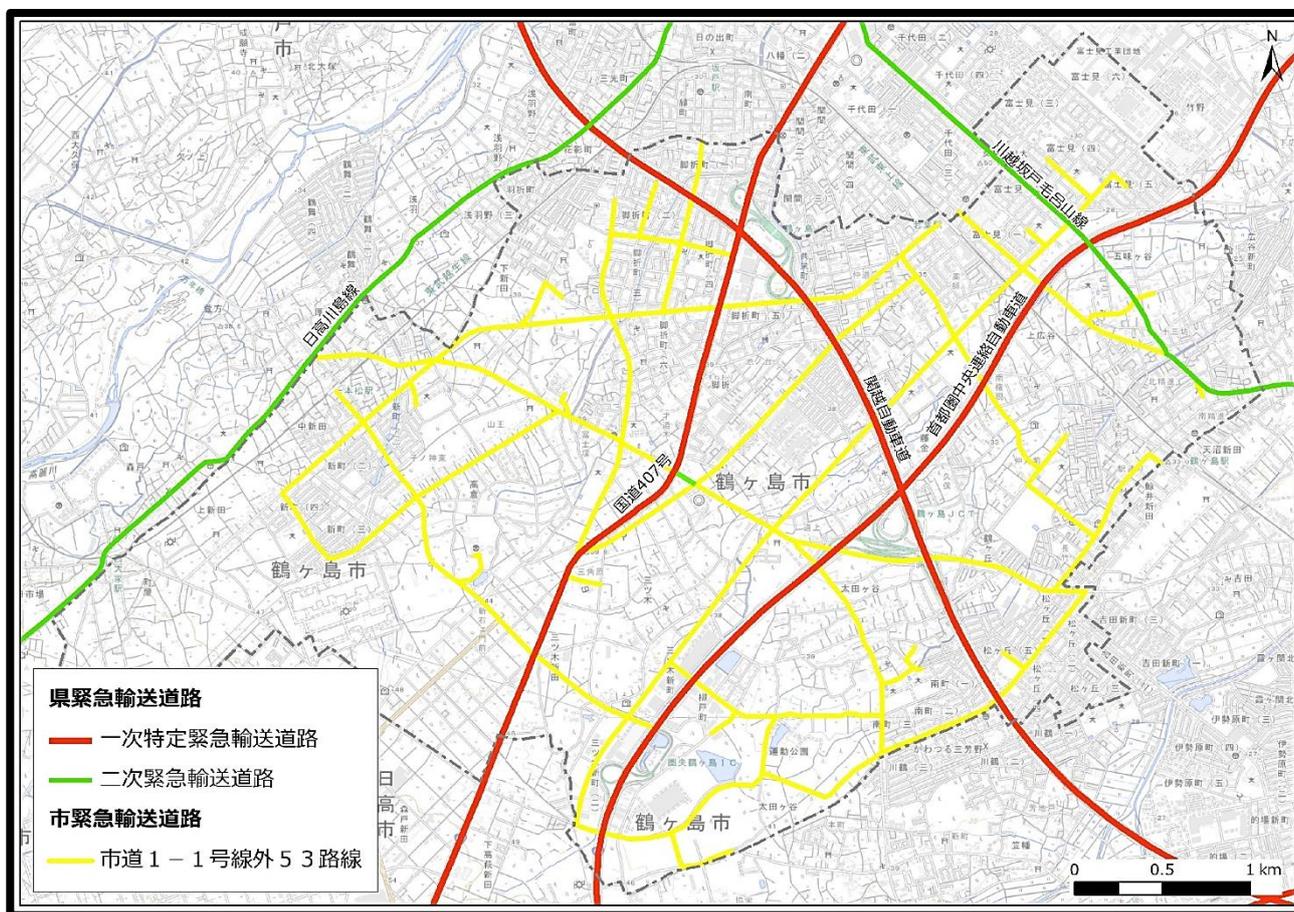


図. 緊急輸送道路

④ 帰宅困難者

関東平野北西縁断層帯地震(震度6強)が、本市において最大の被害想定となっており、最大6,041人が帰宅困難者となると予測されています。

⑤ 物資の備蓄状況

本市では災害時に備え、食料品や生活必需品、応急給水資機材及び防災用資機材などを備蓄しています。また、乳児や高齢者、障害者などの要配慮者及び女性にも配慮した物資の備蓄も進めており、感染症対策物品の備蓄もしています。(令和3年4月1日現在の一例)

1 食料備蓄状況

| 備蓄物資名(単位) | 備蓄数量 |
|------------|--------|
| アルファ化米 (食) | 17,800 |

2 応急給水資機材備蓄状況

| 備蓄物資名(単位) | 備蓄数量 |
|------------------------|--------|
| 保存水(2リットル) (本) | 6,084 |
| 保存水(500ミリリットル) (本) | 11,160 |
| 飲料水水槽[1+用] (基) | 1 |
| 飲料水水槽[2+用] (基) | 13 |
| 給水架台 (基) | 14 |
| 非常用飲料水袋 (袋) | 13,000 |
| 仮設給水栓 (基) | 13 |
| ウォーターバルーン(500リットル) (基) | 13 |
| バルーン用仮設給水栓 (基) | 13 |
| 浄水機[手動式] (台) | 27 |
| ポリタンク (個) | 26 |
| ポンプ (個) | 26 |
| ポンプ[車用] (個) | 14 |

3 生活必需品備蓄状況

| 備蓄物資名(単位) | 備蓄数量 |
|------------------------|--------|
| 毛布 (枚) | 3,360 |
| マット (枚) | 3,400 |
| 折りたたみ式アルミマット (枚) | 300 |
| 飲料水ポリ容器[3リットル用] (個) | 4,320 |
| ポータブルトイレ (個) | 265 |
| テント[ポータブルトイレ用] (基) | 265 |
| 排便収納袋 (包) | 12,800 |
| 防災備蓄用ウェットタオル (包) | 4,200 |
| 懐中電灯[ラジオ付・生活用] (個) | 75 |
| 下着セット[男性用] (セット) | 1,300 |
| 下着セット[女性用] (セット) | 1,300 |
| 下着セット[男児用] (セット) | 500 |
| 下着セット[女児用] (セット) | 500 |
| 煮炊きレンジセット (セット) | 28 |
| 紙コップ (個) | 3,200 |
| 柄杓 (個) | 26 |
| 防塵マスク (個) | 30 |
| 生理用品[ナプキン・43枚入り] (包) | 220 |
| 紙おむつ[子ども51~60枚入り] (個) | 17 |
| 紙おむつ[大人26~30枚入り] (個) | 17 |
| 紙おむつ[乳幼児L・54枚入り] (個) | 8 |
| 尿とりパッド[男女・30枚入り] (個) | 16 |
| 食器セット[4人用] (セット) | 750 |
| 歯ブラシ (本) | 3,600 |
| シートブランケット(帰宅困難者対策) (枚) | 750 |
| カセットコンロ (台) | 44 |
| 寝袋(缶入り) (個) | 54 |

4 防災用資機材備蓄状況

| 備蓄物資名(単位) | 備蓄数量 |
|-------------------------|------|
| プライベートルーム (張) | 65 |
| ブルーシート (枚) | 685 |
| 災害対策用間仕切り (張) | 10 |
| 救急箱 (個) | 23 |
| 三角巾 (枚) | 800 |
| 発電機 (台) | 40 |
| ピブス (枚) | 800 |
| LPガス発電機・コードリールセット (セット) | 2 |
| 投光機セット (セット) | 41 |
| コードリール (基) | 14 |
| ハンドマイク(サイレン付) (台) | 15 |
| メガホン (個) | 234 |
| 担架 (基) | 30 |
| スコップ[丸・角形] (本) | 172 |
| 雨合羽 (着) | 30 |
| ヘッドランプ (個) | 100 |
| 簡易ベッド (床) | 5 |
| 手回しランタン (個) | 65 |
| 折り畳みリヤカー (台) | 14 |
| トラロープ[200m] (個) | 13 |
| 簡易ベッド[キャンピングベッド] (台) | 2 |
| 軍手・皮手袋 (双) | 510 |
| 破壊工具セット (セット) | 15 |
| 台車[段差対応可能] (台) | 3 |
| ガソリン携行缶 (個) | 14 |
| 簡易間仕切り[1部屋4㎡] (式) | 20 |
| 簡易更衣室キット[2セット入] (式) | 1 |
| ラジオリイト[ソーラー付] (個) | 26 |
| ノーパンク折り畳み式自転車 (台) | 20 |
| LEDライト付きヘルメット (個) | 4 |

5 感染症対策物品備蓄状況

| 備蓄物資名(単位) | 備蓄数量 |
|------------------|--------|
| ハンドソープ (個) | 270 |
| 消毒液 (個) | 580 |
| 布マスク (枚) | 2,500 |
| 不織布マスク (枚) | 22,000 |
| ペーパータオル (枚) | 2,870 |
| マルチシート (枚) | 94 |
| ポール (個) | 130 |
| エアベッド (床) | 191 |
| フェイスシールド (枚) | 3,600 |
| 非接触型体温計 (個) | 50 |
| 感染防護衣 (着) | 2,280 |
| ワンタッチパーテーション (張) | 344 |
| 段ボールパーテーション (張) | 51 |
| 段ボールベッド (式) | 40 |

⑥ 災害時協定締結状況

大規模災害時の応援要請を想定し、あらかじめ各種企業などと応援協定を締結しています。市ホームページなどにも掲載しており、締結状況は以下の通りとなっています。

| 契約締結日 | | 協定先・協定名称 |
|-------|--------|---|
| H10年 | 4月24日 | 生活協同組合コープみらい(旧生活協同組合さいたまコープ)との「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」 |
| | 6月1日 | 川越都市圏まちづくり協議会構成市町(4市、3町)との「災害時における相互応援に関する協定」 |
| H16年 | 5月1日 | 平成3年生まれの同期市自治体である千葉県袖ヶ浦市、大阪府阪南市、埼玉県日高市、奈良県香芝市、東京都羽村市との「災害時相互応援に関する協定」 |
| | 7月20日 | 一般社団法人坂戸鶴ヶ島医師会との「災害時の医療救護に関する協定」 |
| H17年 | 2月1日 | コカ・コーライーストジャパン株式会社(旧三国コカ・コーラボトリング株式会社)との「災害時における救援物資提供等の協力に関する協定」 |
| | | 関東食品株式会社埼玉支店との「災害時における食糧物資の供給等協力に関する協定」 |
| H18年 | 5月16日 | 一般社団法人埼玉県LPガス協会坂戸支部(旧社団法人埼玉県エルピーガス協会坂戸支部)と「災害時におけるLPガスの優先供給等に関する協定」 |
| | 7月14日 | 公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部と「災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定」 |
| | 11月16日 | 鶴ヶ島市土木工友会と「災害時における応急復旧業務に関する協定」 |
| H19年 | 5月1日 | 埼玉県及び埼玉県内全市町村と「災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」 |
| H20年 | 1月29日 | 鶴ヶ島市商工会との「災害時における応急対策活動の協力に関する協定」 |
| | | 埼玉県建設労働組合連合会鶴ヶ島支部との「災害時における応急対策活動の協力に関する協定」 |
| | | 鶴ヶ島造園組合(旧坂鶴造園組合)との「災害時における応急対策活動の協力に関する協定」 |
| | 7月15日 | 埼玉県清掃行政研究協議会との「災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定」 |
| | 8月6日 | 埼玉県電気工事工業組合との「災害時における応急復旧業務に関する協定」 |
| H22年 | 12月1日 | 東京電力パワーグリッド株式会社川越支社(旧東京電力株式会社川越支社)との「災害時における情報提供、電力復旧等に関する協定」 |
| H23年 | 5月17日 | 国土交通省関東地方整備局との「災害時の情報変換に関する協定」 |
| H24年 | 5月10日 | 株式会社カインズとの「災害時における生活物資の供給協力に関する協定」 |
| | | 株式会社三愛メモリアルとの「災害時における帰宅困難者支援及び遺体の収容等に関する協定」 |
| | 7月9日 | 一般社団法人埼玉県トラック協会川越支部との「災害時における物資の輸送に関する協定」 |
| H25年 | 2月1日 | 株式会社メモリードとの「災害時における帰宅困難者支援及び遺体の収容等に関する協定」 |
| | 3月25日 | 埼玉日産自動車株式会社、株式会社日産サテリオ埼玉、日産プリンス埼玉販売株式会社との「災害時における電気自動車による電力の供給に関する協定」 |



第2章 鶴ヶ島市地域特性等と災害の記録

| 契約締結日 | | 協定先・協定名称 |
|-------|--------|---|
| H25年 | 3月27日 | 坂戸・鶴ヶ島防火安全協会との「災害時における総合的な支援に関する協定」 |
| | 8月28日 | 株式会社鶴ヶ島学校給食サービス及び構成企業9社との「災害時における応急対策活動の協力に関する協定」 |
| | 9月27日 | 埼玉土建一般労働組合坂戸支部との「災害時における応急対策に関する協定」 |
| | 10月1日 | 公益社団法人埼玉県柔道整復師会川越支部（旧公益社団法人埼玉県接骨師会川越支部）との「災害時における傷病者の応急処置活動に関する協定」 |
| | 11月20日 | 株式会社赤ちゃん本舗との「災害時における物資の供給協力に関する協定」 |
| | 12月19日 | いるま野農業協同組合との「災害時における応急生活物資供給等に関する協定」 |
| H26年 | 6月13日 | ダイドードリンコ株式会社との「災害時等における飲料供給に関する覚書」 |
| | 7月24日 | 株式会社伊藤園との「災害時における飲料水の供給に関する協定」 |
| | 10月24日 | 坂戸鶴ヶ島市薬剤師会との「災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定」 |
| | 10月31日 | 東電タウンプランニング株式会社埼玉総支社、武蔵工業株式会社との「避難場所誘導案内付電柱広告に関する協定」 |
| H28年 | 2月23日 | 株式会社ゼンリンとの「災害時における地図製品等の提供等に関する協定」 |
| | 3月25日 | 株式会社ジェイコム北関東との「災害時における放送等に関する協定」 |
| | 3月28日 | 養命酒製造株式会社との「災害時における井戸使用に関する協定」 |
| | | 共和エンジニアリング株式会社との「災害時における応急復旧業務に関する協定」 |
| | 10月4日 | 埼玉土地家屋調査士会との「災害時における家屋被害認定調査に関する協定」 |
| H29年 | 4月18日 | 日本郵便株式会社坂戸郵便局及び鶴ヶ島市内郵便局との「災害発生時における鶴ヶ島市と郵便局の協力に関する協定」 |
| H30年 | 10月25日 | 坂戸鶴ヶ島歯科医師会との「災害時の歯科医療救護活動に関する協定」 |
| H31年 | 1月29日 | 埼玉県司法書士会との「災害時における被災者等相談の実施に関する協定」 |
| | 1月30日 | 埼玉県行政書士会との「災害時における被災者支援に関する協定」 |
| R元年 | 12月19日 | 医療法人社団満寿会鶴ヶ島ケアホーム、社会福祉法人忠黎会 鶴ヶ島ほほえみの郷、社会福祉法人稲穂の道 みどりの風鶴ヶ島との「災害時における社会福祉施設への要配慮者の受入れに関する協定」 |
| | 12月27日 | ヤフー株式会社との「災害に係る情報発信等に関する協定」 |
| R2年 | 3月23日 | 特定非営利活動法人あゆみ福祉会 多機能事業所あゆみ、社会福祉法人ハッピーネット 鶴ヶ島ゆめの園、特定非営利活動法人こすもす(こすもす作業所)との「災害時における社会福祉施設への要配慮者の受入れに関する協定」 |
| R3年 | 3月25日 | セッツカートン株式会社、株式会社出羽紙器製作所、株式会社トータルパック、小山紙業株式会社との「災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定」 |
| | 7月8日 | 川島町との「水害時における広域避難に関する協定」 |
| | 10月7日 | 日南技術株式会社、測技テラノ株式会社との「災害時等における無人航空機(ドローン)を活用した被害状況調査に関する協定」 |

第3章 鶴ヶ島市における国土強靱化の基本的な考え方

1. 計画の対象とする災害

(1) 想定する大規模自然災害の範囲

これまでの災害履歴や予想される自然災害、本市の特性、さらに国・埼玉県の考え方などを踏まえて、地震、洪水、雪害、竜巻の4種類を基本とします。

(2) 想定する大規模自然災害の規模

本市で被害が生じる大規模自然災害のうち、地震が最も大きな被害をもたらす可能性があります。地震の規模は、埼玉県で設定している活断層型地震や東京湾北部地震を想定し、様々な事象に対策を行っていきます。本計画では、「起きてはならない最悪の事態」の発生回避・被害軽減を図るための施策を示すことが必要であることから、市内で起こりえる最大規模の自然災害を想定して、検討を行います。

表. 想定する大規模自然災害と災害の規模

| 大規模自然災害 | 災害の規模 |
|---------|---|
| 地震 | ・関東平野北西縁断層帯地震（深谷断層帯・綾瀬川断層による地震） ・東京湾北部地震（首都直下地震） |
| 洪水 | ・高麗川のはん濫 |
| 雪害 | ・平成26年に発生した大雪被害 |
| 竜巻 | ・国内最大級（F3）の発生 |

2. 鶴ヶ島市における国土強靱化地域計画の基本目標

基本計画及び県計画を踏まえ、以下の4つを基本目標とします。

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響をできる限り軽減する
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

3. 事前に備えるべき目標

本計画を推進する上で、事前に備えるべき目標を以下のとおり設定します。

いかなる大規模災害が発生しようとも、

- ① 被害の発生抑制により人命を保護する
- ② 救助・救急・医療活動により人命を保護する
- ③ 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する
- ④ 必要不可欠な行政機能を確保する
- ⑤ 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する
- ⑥ 「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する
- ⑦ 二次災害を発生させない
- ⑧ 被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする
- ⑨ 首都機能の維持・復旧をバックアップできるようにする

4. 「起きてはならない最悪の事態」の設定

基本法において、脆弱性評価は、「起きてはならない最悪の事態」を想定した上で行うこととされていることから、第2章、第3章に掲げた本市の地域特性と基本目標を踏まえ、基本計画及び県計画を参考に、以下の9つの「事前に備えるべき目標」とその妨げとなるものとして46項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

表. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

| 目標1 被害の発生抑制により人命を保護する | |
|--------------------------|--|
| 1-1 | 建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態 |
| 1-2 | 火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態 |
| 1-3 | 異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態 |
| 1-4 | 大規模な風水害等により多数の死傷者が発生する事態 |
| 1-5 | 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生する事態 |
| 1-6 | 列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態 |
| 1-7 | 災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態 |
| 目標2 救助・救急・医療活動により人命を保護する | |
| 2-1 | 被災地での食料・電力等、生命に関わる物資・エネルギー供給が停止する事態 |
| 2-2 | 救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態 |
| 2-3 | 医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態 |
| 2-4 | 被災地において疫病・感染症等が大規模発生する事態 |
| 2-5 | 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化・死者が多数発生する事態 |
| 2-6 | ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態 |
| 目標3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する | |
| 3-1 | 情報通信が集中し混雑する事態・途絶する事態 |
| 3-2 | 情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態 |
| 3-3 | 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 |
| 3-4 | 沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態 |
| 3-5 | 信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態 |
| 3-6 | 交通インフラが長期間にわたり機能停止する事態 |
| 3-7 | サプライチェーンの寸断等による企業の生産力が低下する事態 |
| 3-8 | 孤立集落が発生する事態 |



| |
|--|
| 目標4 必要不可欠な行政機能を確保する |
| 4-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会が混乱する事態 |
| 4-2 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能が大幅に低下する事態 |
| 目標5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する |
| 5-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたり機能が停止する事態 |
| 5-2 取水停止等により、給水停止が長期化する事態 |
| 5-3 汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態 |
| 5-4 防災インフラが長期間にわたり機能不全に陥る事態 |
| 5-5 食料等の安定供給が停滞する事態 |
| 目標6 「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する |
| 6-1 電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態 |
| 6-2 基幹的交通ネットワークの機能停止により物流・人流に甚大な影響を及ぼす事態 |
| 6-3 金融サービス・郵便等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響する事態 |
| 6-4 異常湧水等による水道水の供給途絶に伴い、生産活動に甚大な影響を及ぼす事態 |
| 6-5 農業・産業の生産力が大幅に低下する事態 |
| 目標7 二次災害を発生させない |
| 7-1 地震の発生に伴う市街地の大規模火災の発生により多数の死傷者が発生する事態 |
| 7-2 危険物・有害物質等が流出する事態 |
| 7-3 消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態 |
| 7-4 洪水抑制機能が大幅に低下する事態 |
| 目標8 被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする |
| 8-1 大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態 |
| 8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態 |
| 8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により有形・無形の文化が衰退・損失する事態 |
| 8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態 |
| 8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等により市民生活に甚大な影響を及ぼす事態 |
| 8-6 基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| 8-7 土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態 |
| 8-8 耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態 |
| 目標9 首都機能の維持・復旧をバックアップできるようにする |
| 9-1 大量の帰宅困難者が発生し、多数の家族が分断される事態 |

5. 施策分野の設定

国の基本計画で設定されている施策分野（12の個別施策分野及び5つの横断的分野）、埼玉県の実施計画で掲げている施策分野（14の個別施策分野及び2つの横断的分野）、市総合計画で掲げている7つの政策分野をもとに、項目の追加や統合を行い、7つの分野別施策と3つの横断的分野を設定しました。

表. 施策分野の設定

| 国の個別施策分野 | 個別施策分野 | | 備考 |
|------------------|--------|------------------|----------------|
| 保健医療・福祉 | 1 | 福祉 | 市政策の関連性に配慮し、分割 |
| 行政機能/警察消防等/防災教育等 | 2 | 教育・文化 | 教育部分を反映 |
| 保健医療・福祉 | 3 | 保健医療 | 市政策の関連性に配慮し、分割 |
| 行政機能/警察消防等/防災教育等 | 4 | 市民生活 防災・警察・消防 | 防災・警察・消防を反映 |
| エネルギー | 5 | 産業・環境 | 市政策の関連性に配慮 |
| 産業構造 | | | |
| 農林水産 | | | |
| 環境 | | | |
| 住宅・都市 | 6 | 都市整備 | 市政策の関連性に配慮 |
| 交通・物流 | | | |
| 国土保全 | | | |
| 土地利用（国土利用） | | | |
| 行政機能/警察消防等/防災教育等 | 7 | 行政機能・情報通信 | 市政策の関連性に配慮 |
| 情報通信 | | | |
| 金融 | | | 本市では該当なし |

| 国の横断的分野 | 横断的分野 | | 備考 |
|--------------|-------|-----------------|------------|
| リスクコミュニケーション | 8 | 地域づくり・コミュニケーション | 県と同様に設定 |
| 人材育成 | | | |
| 官民連携 | 9 | 官民連携 | 国と同様に設定 |
| 老朽化対策 | 10 | 老朽化対策 | 県と同様に設定 |
| 研究開発 | | | 市政策との関連がない |

第4章 政策ごとに備えるべき目標

1. 目標とリスクの区分

前章の事前に備えるべき目標による「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」（事前に備えるべき目標9、リスクシナリオ46）を以下のように市総合計画に基づいた政策分野別（個別施策分野7、横断的分野3）に区分しました。

(1) 個別施策分野【政策1 政策2 政策3 政策4 政策5 政策6 政策7】

(2) 横断的分野【**地**：地域づくり・コミュニケーション **官**：官民連携 **老**：老朽化対策】

| 【政策1】 安心して暮らせるまち（福祉） | | | |
|------------------------|-------------------------------|---|-----|
| 備えるべき目標 | | リスクシナリオと横断的分野の関係 | ページ |
| 目標1 | 被害の発生抑制により人命を保護する | 【1-1 官 老 】 【1-7 地 官 】 | P26 |
| 目標3 | 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する | 【3-3 地 官 】 | P28 |
| 【政策2】 豊かな人が育つまち（教育・文化） | | | |
| 備えるべき目標 | | リスクシナリオと横断的分野の関係 | ページ |
| 目標1 | 被害の発生抑制により人命を保護する | 【1-1 老 】 【1-7】 | P29 |
| 目標2 | 救助・救急・医療活動により人命を保護する | 【2-1】 【2-5 地 】 | P31 |
| 目標5 | 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する | 【5-5】 | P33 |
| 目標8 | 被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする | 【8-3】 | P34 |



| 【政策3】 いきいきと暮らせるまち（保健医療） | | | |
|--------------------------------|-------------------------------|---|-----|
| 備えるべき目標 | | リスクシナリオと横断的分野の関係 | ページ |
| 目標1 | 被害の発生抑制により人命を保護する | 【1-1(官老)】 【1-7(地官)】 | P35 |
| 目標2 | 救助・救急・医療活動により人命を保護する | 【2-3(官)】 【2-4(官)】 【2-5(地官)】 | P37 |
| 目標3 | 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する | 【3-3(地官)】 | P40 |
| 目標8 | 被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする | 【8-5】 | P41 |
| 【政策4】 活力にあふれるまち（市民生活／防災・警察・消防） | | | |
| 備えるべき目標 | | リスクシナリオと横断的分野の関係 | ページ |
| 目標1 | 被害の発生抑制により人命を保護する | 【1-1(老)】 【1-2(地官老)】 【1-3】 【1-5】 【1-6(官)】 【1-7(地官)】 | P42 |
| 目標2 | 救助・救急・医療活動により人命を保護する | 【2-1(地官老)】 【2-2(地官老)】 【2-3(官)】 【2-4(官)】 【2-5(地官)】 【2-6(官老)】 | P48 |
| 目標3 | 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する | 【3-1(老)】 【3-2(官老)】 【3-3(地)】 【3-4(官)】 【3-5(官)】 【3-6(官)】 【3-7(官)】 【3-8(官)】 | P54 |
| 目標4 | 必要不可欠な行政機能を確保する | 【4-1(地官)】 【4-2(官)】 | P62 |
| 目標5 | 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する | 【5-1(官)】 【5-2(官)】 【5-3(官)】 【5-4(官)】 【5-5(官)】 | P64 |
| 目標6 | 「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する | 【6-1(地官老)】 【6-2(官)】 【6-4(老)】 | P69 |
| 目標7 | 二次災害を発生させない | 【7-1(地官老)】 【7-2(官)】 【7-3(地官老)】 【7-4】 | P72 |
| 目標8 | 被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする | 【8-1(官)】 【8-2(官)】 【8-3(地老)】 【8-5(官)】 【8-6(官)】 | P76 |
| 目標9 | 首都機能の維持・復旧をバックアップできるようにする | 【9-1(官)】 | P81 |



| 【政策5】 魅力とにぎわいのあるまち（産業・環境） | | | |
|---------------------------|-------------------------------|--|------|
| 備えるべき目標 | | リスクシナリオと横断的分野の関係 | ページ |
| 目標2 | 救助・救急・医療活動により人命を保護する | 【2-1 ^{官老} 】 【2-4 ^官 】 【2-5 ^官 】 【2-6 ^{官老} 】 | P82 |
| 目標5 | 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する | 【5-2 ^官 】 【5-3 ^{官老} 】 【5-5 ^官 】 | P86 |
| 目標6 | 「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する | 【6-1 ^{官老} 】 【6-3 ^官 】 【6-4 ^官 】 【6-5 ^{地官} 】 | P89 |
| 目標7 | 二次災害を発生させない | 【7-2 ^官 】 | P93 |
| 目標8 | 被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする | 【8-1 ^官 】 【8-5 ^{地官} 】 【8-8 ^地 】 | P94 |
| 【政策6】 快適で住みよいまち（都市整備） | | | |
| 備えるべき目標 | | リスクシナリオと横断的分野の関係 | ページ |
| 目標1 | 被害の発生抑制により人命を保護する | 【1-1 ^{官老} 】 【1-2 ^老 】 【1-3】 【1-4】 【1-6 ^{官老} 】 【1-7 ^{官老} 】 | P97 |
| 目標3 | 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する | 【3-2】 【3-4 ^官 】 【3-5 ^老 】 【3-6 ^{官老} 】 【3-7 ^{官老} 】 【3-8 ^官 】 | P103 |
| 目標5 | 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する | 【5-2 ^官 】 【5-3 ^{官老} 】 【5-4 ^{官老} 】 | P109 |
| 目標6 | 「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する | 【6-2 ^{官老} 】 | P112 |
| 目標7 | 二次災害を発生させない | 【7-1 ^{官老} 】 【7-4】 | P113 |
| 目標8 | 被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする | 【8-1 ^官 】 【8-2 ^官 】 【8-4 ^{官老} 】 【8-6 ^{官老} 】 【8-7 ^老 】 【8-8 ^地 】 | P115 |
| 目標9 | 首都機能の維持・復旧をバックアップできるようにする | 【9-1 ^{官老} 】 | P121 |



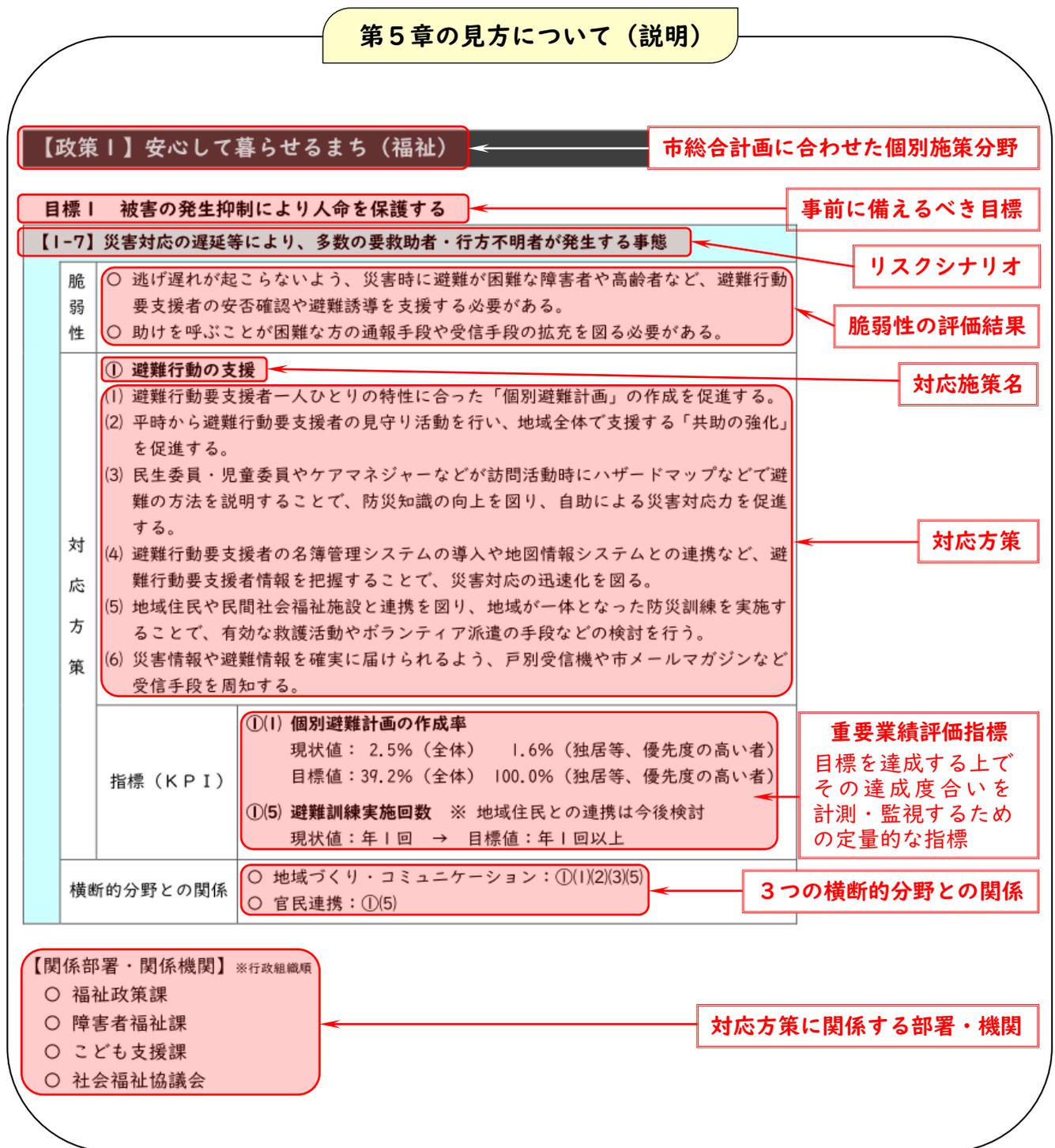
| 【政策7】 経営的視点に立った市政運営（行政機能・情報通信） | | | |
|--------------------------------|-------------------------------|---|------|
| 備えるべき目標 | | リスクシナリオと横断的分野の関係 | ページ |
| 目標1 | 被害の発生抑制により人命を保護する | 【1-1 ^老 】 | P122 |
| 目標2 | 救助・救急・医療活動により人命を保護する | 【2-5 ^官 】 | P123 |
| 目標3 | 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する | 【3-1 ^{官老} 】 【3-2 ^官 】 | P124 |
| 目標4 | 必要不可欠な行政機能を確保する | 【4-1 ^老 】 【4-2 ^老 】 | P126 |
| 目標5 | 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する | 【5-1 ^{官老} 】 | P128 |
| 目標6 | 「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する | 【6-3 ^官 】 | P129 |
| 目標8 | 被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする | 【8-2 ^官 】 【8-4 ^官 】 【8-5】 【8-7】 | P130 |



第5章 脆弱性評価の結果 及び 強靱化に向けた対応方策

1. 脆弱性評価の結果 及び 強靱化に向けた対応方策

市総合計画の政策分野ごとに、46項目の「起きてはならない最悪の事態」について、脆弱性評価を行い、その評価を踏まえた具体的な取組を以下のように対応方策として定めました。



【政策1】安心して暮らせるまち（福祉）

目標1 被害の発生抑制により人命を保護する

【1-1】建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態

| | |
|-----------|---|
| 脆弱性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 耐震化されていない民間社会福祉施設の建物倒壊を防ぐ必要がある。 ○ 市が所管する社会福祉施設の老朽化などによる建物損壊を軽減する必要がある。 |
| 対応方策 | <p>① 社会福祉施設の耐震化等</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 補助事業を活用した耐震化や計画的な改修など、民間社会福祉施設に対して整備を促進する。 (2) 施設の定期点検を行い、危険箇所の有無などの把握に努める。 (3) 「鶴ヶ島市公共施設個別利用実施計画」に基づいた改修や修繕などを計画的に進める。 |
| 横断的分野との関係 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 官民連携：①(1) ○ 老朽化対策：①(1)(2)(3) |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 障害者福祉課
- こども支援課

【政策1】安心して暮らせるまち（福祉）

目標1 被害の発生抑制により人命を保護する

【1-7】災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態

| | | |
|------|---|---|
| 脆弱性 | <p>○ 逃げ遅れが起こらないよう、災害時に避難が困難な障害者や高齢者など、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導を支援する必要がある。</p> <p>○ 助けを呼ぶことが困難な方の通報手段や受信手段の拡充を図る必要がある。</p> | |
| 対応方策 | <p>① 避難行動の支援</p> <p>(1) 避難行動要支援者一人ひとりの特性に合った「個別避難計画」の作成を促進する。</p> <p>(2) 平時から避難行動要支援者の見守り活動を行い、地域全体で支援する「共助の強化」を促進する。</p> <p>(3) 民生委員・児童委員やケアマネジャーなどが訪問活動時にハザードマップなどで避難の方法を説明することで、防災知識の向上を図り、自助による災害対応力を促進する。</p> <p>(4) 避難行動要支援者の名簿管理システムの導入や地図情報システムとの連携など、避難行動要支援者情報を把握することで、災害対応の迅速化を図る。</p> <p>(5) 地域住民や民間社会福祉施設と連携を図り、地域が一体となった防災訓練を実施することで、有効な救護活動やボランティア派遣の手段などの検討を行う。</p> <p>(6) 災害情報や避難情報を確実に届けられるよう、戸別受信機や市メールマガジンなど受信手段を周知する。</p> | |
| | 指標（KPI） | <p>①(1) 個別避難計画の作成率</p> <p>現状値：2.5%（全体） 1.6%（独居等、優先度の高い者）</p> <p>目標値：39.2%（全体） 100.0%（独居等、優先度の高い者）</p> <p>①(5) 避難訓練実施回数 ※ 地域住民との連携は今後検討</p> <p>現状値：年1回 → 目標値：年1回以上</p> |
| | 横断的分野との関係 | <p>○ 地域づくり・コミュニケーション：①(1)(2)(3)(5)</p> <p>○ 官民連携：①(5)</p> |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 福祉政策課
- 障害者福祉課
- こども支援課
- 社会福祉協議会

【政策1】安心して暮らせるまち（福祉）

目標3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する

【3-3】災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

| | |
|-----------|---|
| 脆弱性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 逃げ遅れが起こらないよう、災害時に避難が困難な障害者や高齢者など、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導を支援する必要がある。 ○ 助けを呼ぶことが困難な方の通報手段や受信手段の拡充を図る必要がある。 |
| 対応方策 | <p>① 避難行動の支援【再掲載 1-7】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 避難行動要支援者一人ひとりの特性に合った「個別避難計画」の作成を促進する。 (2) 平時から避難行動要支援者の見守り活動を行い、地域全体で支援する「共助の強化」を促進する。 (3) 民生委員・児童委員やケアマネジャーなどが訪問業務時にハザードマップなどで避難の方法を説明することで、防災知識の向上を図り、自助による災害対応力を促進する。 (4) 避難行動要支援者の名簿管理システムの導入や地図情報システムとの連携など、避難行動要支援者情報を把握することで、災害対応の迅速化を図る。 (5) 地域住民や民間社会福祉施設と連携を図り、地域が一体となった防災訓練を実施することで、有効な救護活動やボランティア派遣の手段などの検討を行う。 (6) 災害情報や避難情報を確実に届けられるよう、戸別受信機や市メールマガジンなど受信手段を周知する。 |
| 指標（KPI） | <p>①(1) 個別避難計画の作成率 現状値：2.5%（全体） 1.6%（独居等、優先度の高い者） 目標値：39.2%（全体） 100.0%（独居等、優先度の高い者）</p> <p>①(5) 避難訓練実施回数 ※ 地域住民との連携は今後検討 現状値：年1回 → 目標値：年1回以上</p> |
| 横断的分野との関係 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域づくり・コミュニケーション：①(1)(2)(3)(5) ○ 官民連携：①(5) |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 福祉政策課
- 障害者福祉課
- こども支援課
- 社会福祉協議会



【政策2】豊かな人が育つまち（教育・文化）

目標1 被害の発生抑制により人命を保護する

【1-1】建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態

| | | |
|-----------|--|--|
| 脆弱性 | ○ 教育施設の老朽化などによる建物損壊を軽減する必要がある。 | |
| 対応方策 | <p>① 教育・学習・スポーツ施設等の長寿命化</p> <p>(1) 施設の定期点検を行い、危険箇所の有無などの把握に努める。</p> <p>(2) 「鶴ヶ島市公共施設個別利用実施計画」に基づいた改修や修繕などを計画的に進める。</p> <p>(3) 的確な維持管理や修繕などを図るため、専門知識の習得を推進する。</p> | |
| 横断的分野との関係 | ○ 老朽化対策：①(1)(2) | |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 教育総務課
- 学校教育課
- 生涯学習スポーツ課
- 学校給食センター

【政策2】豊かな人が育つまち（教育・文化）

目標1 被害の発生抑制により人命を保護する

【1-7】災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態

| | | |
|-----------|--|---|
| 脆弱性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 逃げ遅れが起こらないよう、災害時に児童・生徒の円滑な避難を促す必要がある。 ○ 教職員の危機管理意識や防災知識を向上させる必要がある。 | |
| 対応方策 | <p>① 学校の災害対応力の向上</p> <p>(1) 避難訓練をはじめとする防災教育を通じて、児童・生徒が自らの命を自ら守る力の育成を図る。</p> <p>(2) 教職員の危機管理意識とスキルの向上を図るため、管理職などを対象とした危機管理能力向上研修を実施する。</p> | |
| 指標（KPI） | ①(1) | <p>各学校の防災訓練</p> <p>現状値：3回 → 目標値：3回</p> |
| 指標（KPI） | ①(2) | <p>教職員の危機管理能力向上研修</p> <p>現状値：0回 → 目標値：1回</p> |
| 横断的分野との関係 | | |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 学校教育課
- 教育センター
- 各小中学校



【政策2】豊かな人が育つまち（教育・文化）

目標2 救助・救急・医療活動により人命を保護する

【2-1】被災地での食料・電力等、生命に関わる物資・エネルギー供給が停止する事態

| | |
|-----------|---|
| 脆弱性 | ○ 災害時に帰宅できない児童・生徒などを学校に待機させる必要がある。 |
| 対応方策 | <p>① 食料の確保</p> <p>(1) 児童・生徒などに食料提供を行うため、各小中学校で非常食（ヒートレスカレー等）を備蓄する。</p> |
| 横断的分野との関係 | |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 学校教育課
- 学校給食センター
- 各小中学校



【政策2】豊かな人が育つまち（教育・文化）

目標2 救助・救急・医療活動により人命を保護する

【2-5】劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化・死者が多数発生する事態

| | |
|-----------|--|
| 脆弱性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 各小中学校の体育館など、避難所施設の運用について明確にする必要がある。 ○ 劣悪な環境にならないよう、避難スペースを確保する必要がある。 ○ 教職員、児童・生徒、地域住民が協力して、良好な避難生活を確保する必要がある。 |
| 対応方策 | <p>① 避難所・避難場所の整備、避難所のゾーニング</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域対応部職員と教職員の打合せを毎年度実施し、小中学校ごとの施設状況を共有することで、使用可能な教室などを明確しておく。 (2) 公共施設の統廃合などで避難者収容人数の減少が見込まれるため、小中学校の使用可能な場所の拡充を進める。 (3) コミュニティ・スクールを推進し、学校や保護者・地域が連携することで、避難所となる各小中学校の防災力を向上させる。 (4) 災害発生後の各小中学校の避難所の状況を関係課と共有し、学校の再開に向けた対応を行う。 |
| 横断的分野との関係 | ○ 地域づくり・コミュニケーション：①(3) |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 学校教育課
- 生涯学習スポーツ課
- 各小中学校



【政策2】豊かな人が育つまち（教育・文化）

目標5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する

【5-5】食料等の安定供給が停滞する事態

| | |
|-----------|---|
| 脆弱性 | ○ 災害時に帰宅できない児童・生徒などを学校に待機させる必要がある。 |
| 対応方策 | <p>① 食料の確保【再掲載2-1】</p> <p>(1) 児童・生徒などに食料提供を行うため、各小中学校で非常食（ヒートレスカレー等）を備蓄する。</p> |
| 横断的分野との関係 | |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 学校教育課
- 学校給食センター
- 各小中学校



【政策2】豊かな人が育つまち（教育・文化）

目標8 被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

【8-3】貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により有形・無形の文化が衰退・損失する事態

| | |
|-----------|--|
| 脆弱性 | ○ 無形文化財などの大切さを理解してもらう必要がある。 |
| 対応策 | <p>① 文化財の保護と普及啓発</p> <p>(1) 被災した際に適切な処置ができるよう、事前の調査、情報収集を行う。</p> <p>(2) 文化財の適正な維持管理、保存、継承していくための啓発や支援を行う。</p> |
| 横断的分野との関係 | |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 生涯学習スポーツ課

【政策3】 いきいきと暮らせるまち（保健医療）

目標1 被害の発生抑制により人命を保護する

【1-1】 建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態

| | | |
|-----------|--|---|
| 脆弱性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 耐震化されていない民間社会福祉施設の建物倒壊を防ぐ必要がある。 ○ 市が所管する社会福祉施設の老朽化などによる建物損壊を軽減する必要がある。 | |
| 対応方策 | <p>① 社会福祉施設の耐震化等</p> <p>(1) 補助事業を活用した耐震化や計画的な改修など、民間社会福祉施設に対して整備を促進する。</p> <p>(2) 施設の定期点検を行い、危険箇所の有無などの把握に努める。</p> <p>(3) 「鶴ヶ島市公共施設個別利用実施計画」に基づいた改修や修繕などを計画的に進める。</p> | |
| 策 | 指標（KPI） | <p>①(1) 市が指定した介護保険施設の耐震化状況</p> <p>現状値：93.8% → 目標値：100.0%</p> |
| 横断的分野との関係 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 官民連携：①(1) ○ 老朽化対策：①(1)(2)(3) | |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 健康長寿課
- 介護保険課

【政策3】 いきいきと暮らせるまち（保健医療）

目標1 被害の発生抑制により人命を保護する

【1-7】 災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態

| | | |
|------|---|--|
| 脆弱性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 逃げ遅れが起こらないよう、災害時に避難が困難な障害者や高齢者など、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導を支援する必要がある。 ○ 助けを呼ぶことが困難な方の通報手段や受信手段の拡充を図る必要がある。 | |
| 対応方策 | <p>① 避難行動の支援</p> <p>(1) 避難行動要支援者一人ひとりの特性に合った「個別避難計画」の作成を促進する。</p> <p>(2) 平時から避難行動要支援者の見守り活動を行い、地域全体で支援する「共助の強化」を促進する。</p> <p>(3) 民生委員・児童委員やケアマネジャーなどが訪問活動時にハザードマップなどで避難の方法を説明することで、防災知識の向上を図り、自助による災害対応力を促進する。</p> <p>(4) 避難行動要支援者の名簿管理システムの導入や地図情報システムとの連携など、避難行動要支援者情報を把握することで、災害対応の迅速化を図る。</p> <p>(5) 地域住民や民間社会福祉施設と連携を図り、地域が一体となった防災訓練を実施することで、有効な救護活動やボランティア派遣の手段などの検討を行う。</p> <p>(6) 災害情報や避難情報を確実に届けられるよう、戸別受信機や市メールマガジンなど受信手段を周知する。</p> | |
| | 指標（KPI） | <p>①(1) 個別避難計画の作成率 現状値： 2.5%（全体） 1.6%（独居等、優先度の高い者） 目標値：39.2%（全体） 100.0%（独居等、優先度の高い者）</p> <p>①(5) 避難訓練実施回数 ※ 地域住民との連携は今後検討 現状値：年1回 → 目標値：年1回以上</p> |
| | 横断的分野との関係 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域づくり・コミュニケーション：①(1)(2)(3)(5) ○ 官民連携：①(5) |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 健康長寿課
- 介護保険課



【政策3】 いきいきと暮らせるまち（保健医療）

目標2 救助・救急・医療活動により人命を保護する

【2-3】 医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態

| | |
|-----------|---|
| 脆弱性 | ○ 医療関係機関と円滑な医療救護活動ができるようにする必要がある。 |
| 対応方策 | <p>① 医療救護活動・医療物資確保供給体制整備</p> <p>(1) 医師会などの医療関係機関と協議、情報共有を行い、避難所で必要になる医療救護活動を具体的に計画する。</p> <p>(2) 医療救護所、各避難所などの医療救護活動に従事する職員（専門職、事務職）が限られるため、職員配置をはじめ、県、医療関係機関と連携を図り、体制を整える。</p> <p>(3) 各医療関係機関が作成する医療救護計画に基づき、市防災訓練などを通じて救護訓練を行う。また、その訓練結果により医療救護計画の見直しを行う。</p> <p>(4) 医療救護活動に最低限必要な災害用医療物資の備蓄について、医師会や災害の専門家などと協議し備蓄を行う。</p> |
| 横断的分野との関係 | ○ 官民連携：①(1)(2)(3)(4) |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 保健センター
- 感染症対策課



【政策3】 いきいきと暮らせるまち（保健医療）

目標2 救助・救急・医療活動により人命を保護する

【2-4】被災地において疫病・感染症等が大規模発生する事態

| | |
|-----------|--|
| 脆弱性 | ○ 被災地や避難所などで、感染症や疫病などの被害が発生し、混乱しないようにする必要がある。 |
| 対応方策 | <p>① 保健体制の整備</p> <p>(1) 医療救護所、各避難所などの保健活動に従事する職員（専門職、事務職）が限られるため、職員配置をはじめ、県、医療関係機関と連携を図り、体制を整える。</p> <p>(2) 社会情勢や地域環境の変化に合わせて、定期的に防災計画（活動要領やマニュアル）の見直しを行う。</p> <p>② 感染症等に対応した物資の整備・感染症対策等の実施</p> <p>(1) 感染症対策に最低限必要な備蓄品について、保健所や災害の専門家などと協議し備蓄を行う。</p> <p>(2) 平時から防災の視点も踏まえた感染症対策や食中毒対策などについて、普及啓発を行い、予防接種や手洗い・うがいを促進する。</p> |
| 横断的分野との関係 | ○ 官民連携：①(1) ②(1) |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 健康長寿課
- 保健センター
- 感染症対策課

【政策3】いきいきと暮らせるまち（保健医療）

目標2 救助・救急・医療活動により人命を保護する

【2-5】劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化・死者が多数発生する事態

| | |
|-----------|---|
| 脆弱性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 慣れない避難生活により、被災者の健康状態が悪くならないようにする必要がある。 ○ 避難所での感染症や食中毒の発生を防止する必要がある。 |
| 対応方策 | <p>① 避難所・避難場所の整備、避難所のゾーニング</p> <p>(1) 被害が拡大した際に円滑に行動できるように、平時より感染症対策及び健康管理に係る能力向上のための専門的な研修を実施する。</p> <p>(2) 平時より感染症対策を考慮した避難所開設・運営訓練などを行い、災害対応に係る能力向上を図る。</p> <p>② 地域コミュニティの充実</p> <p>(1) 平時から市民へ健康づくりについて、周知や啓発を行う。</p> <p>(2) 平時から地域住民が主体となり健康づくりに取り組めるよう、人材育成を支援する。</p> <p>③ 感染症等に対応した物資の整備・感染症対策等の実施</p> <p>(1) 感染症対策を実施できるような物資の整備について、保健所などの関係機関と連携を図り、必要最低限の感染症対策物資の整備を行う。</p> <p>(2) 平時から防災の視点も踏まえた感染症対策や食中毒対策などについて、普及啓発を行い、予防接種や手洗い・うがいを促進する。</p> |
| 横断的分野との関係 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域づくり・コミュニケーション：②(2) ○ 官民連携：③(1) |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 健康長寿課
- 保健センター
- 感染症対策課

【政策3】いきいきと暮らせるまち（保健医療）

目標3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する

【3-3】災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

| | | |
|------|---|---|
| 脆弱性 | <p>○ 逃げ遅れが起こらないよう、災害時に避難が困難な障害者や高齢者など、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導を支援する必要がある。</p> <p>○ 助けを呼ぶことが困難な方の通報手段や受信手段の拡充を図る必要がある。</p> | |
| 対応方策 | <p>① 避難行動の支援【再掲載1-7】</p> <p>(1) 避難行動要支援者一人ひとりの特性に合った「個別避難計画」の作成を促進する。</p> <p>(2) 平時から避難行動要支援者の見守り活動を行い、地域全体で支援する「共助の強化」を促進する。</p> <p>(3) 民生委員・児童委員やケアマネジャーなどが訪問活動時にハザードマップなどで避難の方法を説明することで、防災知識の向上を図り、自助による災害対応力を促進する。</p> <p>(4) 避難行動要支援者の名簿管理システムの導入や地図情報システムとの連携など、避難行動要支援者情報を把握することで、災害対応の迅速化を図る。</p> <p>(5) 地域住民や民間社会福祉施設と連携を図り、地域が一体となった防災訓練を実施することで、有効な救護活動やボランティア派遣の手段などの検討を行う。</p> <p>(6) 災害情報や避難情報を確実に届けられるよう、戸別受信機や市メールマガジンなど受信手段を周知する。</p> | |
| | 指標（KPI） | <p>①(1) 個別避難計画の作成率 現状値：2.5%（全体） 1.6%（独居等、優先度の高い者） 目標値：39.2%（全体） 100.0%（独居等、優先度の高い者）</p> <p>①(5) 避難訓練実施回数 ※ 地域住民との連携は今後検討 現状値：年1回 → 目標値：年1回以上</p> |
| | 横断的分野との関係 | <p>○ 地域づくり・コミュニケーション：①(1)(2)(3)(5)</p> <p>○ 官民連携：①(5)</p> |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 健康長寿課
- 介護保険課



【政策3】いきいきと暮らせるまち（保健医療）

目標8 被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

【8-5】風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等により市民生活に甚大な影響を及ぼす事態

| | |
|-----------|---|
| 脆弱性 | ○ 災害などで困窮に陥った市民を支援する必要がある。 |
| 対応策 | <p>① 被災者の生活再建のための支援体制の充実</p> <p>(1) 平時から災害時に利用できる減免・徴収猶予制度などについて整理し、災害時には広報や市ホームページで迅速に周知できるよう用意する。</p> |
| 横断的分野との関係 | |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 保険年金課
- 介護保険課

【政策4】 活力にあふれるまち（市民生活／防災・警察・消防）**目標1 被害の発生抑制により人命を保護する****【1-1】 建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態**

| | |
|-----------|--|
| 脆弱性 | ○ 地域コミュニティ施設の老朽化などによる建物損壊を軽減する必要がある。 |
| 対応方策 | ① 市民センター等の長寿命化 (1) 施設の定期点検を行い、危険箇所の有無などの把握に努める。 (2) 「鶴ヶ島市公共施設個別利用実施計画」に基づいた改修や修繕などを計画的に進める。 |
| 横断的分野との関係 | ○ 老朽化対策：①(1)(2) |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 地域活動推進課
- 各市民センター

【政策4】 活力にあふれるまち（市民生活／防災・警察・消防）

目標1 被害の発生抑制により人命を保護する

【1-2】 火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態

| | |
|-----------|---|
| 脆弱性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 消防水利の不足による消防力の低下を防ぐ必要がある。 ○ 地域を担う消防団の人員不足や技術不足による消防力の低下を防ぐ必要がある。 ○ 消防施設の充実・強化を図り、消防力の低下を防ぐ必要がある。 ○ 大規模災害時の広域的な支援などを想定し、消防力を強化する必要がある。 |
| 対応策 | <p>① 防火対策・消防水利の確保</p> <p>(1) 耐震性を有した防火水槽などの整備を進め、消防水利の充足率向上を図る。</p> <p>② 消防・救助・救急体制の強化・消防施設等の強化・災害対応力の強化</p> <p>(1) 消防団員の入団促進や地域の事業所との協力提携を進める。</p> <p>(2) 救助資機材取扱認定や応急手当普及員講習などの受講を促進し、消防団員個人の資機材取扱熟練度の向上及び大規模災害時の対応力の強化を図る。</p> <p>(3) 地域で行われる防災訓練などで応急手当講習や普通救命講習などを実施し、地域住民一人ひとりの災害対応力向上を図る。</p> <p>(4) 消防車両や消防資機材などの劣化や故障を防ぐため、定期的な更新・整備を行う。また、消防施設にエレベーターや階段昇降機を設置するなど、バリアフリー化を進め、消防施設の充実・強化を図る。</p> <p>③ 消防・救助・救急等の補完体制強化</p> <p>(1) 緊急消防援助隊や消防相互応援協定に基づく応援を円滑に受けることができる応援受援体制の強化を図るため、合同訓練などを実施する。</p> <p>(2) 他の消防・水防団体などを視察し、災害対応力の強化が図られるよう知識向上に努める。</p> |
| 横断的分野との関係 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域づくり・コミュニケーション：②(1)(2)(3) ○ 官民連携：③(1) ○ 老朽化対策：②(4) |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 危機管理課
- 坂戸・鶴ヶ島消防組合



【政策4】 活力にあふれるまち（市民生活／防災・警察・消防）

目標1 被害の発生抑制により人命を保護する

【1-3】 異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態

| | | |
|-----------|---|--|
| 脆弱性 | ○ 防災知識や災害情報の不足から逃げ遅れなどを防ぐ必要がある。 | |
| 対応方策 | <p>① 防災知識の普及啓発</p> <p>(1) 広報や市ホームページ、ハザードマップなどを活用し、災害の危険性や日頃からできる防災・減災に関する情報などの防災知識を広く周知することで、市民の防災意識の向上を図る。</p> | |
| 横断的分野との関係 | | |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 危機管理課



【政策4】 活力にあふれるまち（市民生活／防災・警察・消防）

目標1 被害の発生抑制により人命を保護する

【1-5】 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生する事態

| | | |
|------|--|--|
| 脆弱性 | ○ 防災知識や災害情報の不足から逃げ遅れなどを防ぐ必要がある。 | |
| 対応方策 | <p>① 防災知識の普及啓発【再掲載1-3】</p> <p>(1) 広報や市ホームページ、ハザードマップなどを活用し、災害の危険性や日頃からできる防災・減災に関する情報などの防災知識を広く周知することで、市民の防災意識の向上を図る。</p> | |
| | 横断的分野との関係 | |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 危機管理課



【政策4】 活力にあふれるまち（市民生活／防災・警察・消防）

目標1 被害の発生抑制により人命を保護する

【1-6】 列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態

| | | |
|-----------|--|--|
| 脆弱性 | ○ 列車の転覆等の交通機関の被害等が、他の事故や他の災害の発生につながらないようにする必要がある。 | |
| 対応方策 | <p>① 踏切の長時間遮断対策</p> <p>(1) 踏切の開放や復旧のタイミングなどに事故が発生しないよう、鉄道事業者、道路管理者及び警察との連携を図る。</p> | |
| 横断的分野との関係 | ○ 官民連携：①(1) | |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 危機管理課

【政策4】 活力にあふれるまち（市民生活／防災・警察・消防）

目標1 被害の発生抑制により人命を保護する

【1-7】 災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態

| | |
|-----------|---|
| 脆弱性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 逃げ遅れが起こらないよう、防災・減災に関して地域住民に周知する必要がある。また、災害時に避難が困難な障害者や高齢者など、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導を支援する必要がある。 ○ 道路閉塞による救援などの大幅な遅延を防ぐ必要がある。 |
| 対応方策 | <p>① 避難行動の支援</p> <p>(1) 自治会や自主防災組織などの地域団体と連携を図り、迅速な災害対応が行えるように、平時から要支援者と地域団体がつながりを維持できるよう支援する。</p> <p>② 防災計画の充実、防災訓練の充実</p> <p>(1) 自治会などの地域が自主的に行う防災訓練を支援し、訓練の充実や市民が訓練に参加しやすくすることで、市の防災訓練の補完を図る。</p> <p>③ 防災知識の普及啓発【再掲載 1-3, 1-5】</p> <p>(1) 広報や市ホームページ、ハザードマップなどを活用し、災害の危険性や日頃からできる防災・減災に関する情報などの防災知識を広く周知することで、市民の防災意識の向上を図る。</p> <p>④ 道路啓開体制の整備</p> <p>(1) 被害を想定し、市内土木業者との連携を図った上で、道路啓開に必要な体制整備を進める。</p> |
| 横断的分野との関係 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域づくり・コミュニケーション：①(1) ②(1) ○ 官民連携：④(1) |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 危機管理課
- 地域活動推進課
- 各市民センター

【政策4】 活力にあふれるまち（市民生活／防災・警察・消防）

目標2 救助・救急・医療活動により人命を保護する

【2-1】 被災地での食料・電力等、生命に関わる物資・エネルギー供給が停止する事態

| | |
|-----------|---|
| 脆弱性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市や県の備蓄品だけでは足りないため、備蓄の確保が必要になる。 ○ 災害時に必要な備蓄品などをすぐに使用できるよう整備する必要がある。 |
| 対応方策 | <p>① 食料の確保</p> <p>(1) 食品スーパーや食料品製造業者との協定締結を図り、定期的な協議を行うことで、地域全体で食料品の備蓄を進める。</p> <p>② 住民等への備蓄の啓発</p> <p>(1) 地域の防災訓練やイベントなどで防災講話を行い、備蓄の大切さについて説明を行う。また、広報や市ホームページなどで防災特集ページを作成し、備蓄を促進するための啓発を行う。</p> <p>(2) 市が管理する備蓄品を地域の防災訓練などで配布することにより、各家庭での備蓄に対する意識向上を図る。</p> <p>③ 備蓄品の整備</p> <p>(1) 多様性に配慮した備蓄品を整備し、災害時に必要な備蓄品をすぐに使用できるよう、学校施設外や市民センターなどに備蓄倉庫の設置を進める。</p> <p>④ 飲料水・生活水の確保</p> <p>(1) 防災井戸が各避難所に行き渡っていないため、未設置箇所に防災井戸の設置を行う。また、生活用水に利用できるよう定期的に点検を行い、長寿命化を図る。</p> |
| 横断的分野との関係 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域づくり・コミュニケーション：②(1)(2) ○ 官民連携：①(1) ○ 老朽化対策：④(1) |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 危機管理課
- 地域活動推進課
- 各市民センター

【政策4】 活力にあふれるまち（市民生活／防災・警察・消防）

目標2 救助・救急・医療活動により人命を保護する

【2-2】 救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態

| | |
|-----------|--|
| 脆弱性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域を担う消防団の人員不足や技術不足による消防力の低下を防ぐ必要がある。 ○ 消防施設の充実・強化を図り、消防力の低下を防ぐ必要がある。 ○ 大規模災害時の広域的な支援などを想定し、消防力を強化する必要がある。 |
| 対応方策 | <p>① 消防・救助・救急体制の強化・消防施設等の強化・災害対応力の強化【再掲載 1-2】</p> <p>(1) 消防団員の入団促進や地域の事業所との協力提携を進める。</p> <p>(2) 救助資機材取扱認定や応急手当普及員講習などの受講を促進し、消防団員個人の資機材取扱熟練度の向上及び大規模災害時の対応力の強化を図る。</p> <p>(3) 地域で行われる防災訓練などで応急手当講習や普通救命講習などを実施し、地域住民一人ひとりの災害対応力向上を図る。</p> <p>(4) 消防車両や消防資機材などの劣化や故障を防ぐため、定期的な更新・整備を行う。また、消防施設にエレベーターや階段昇降機を設置するなど、バリアフリー化を進め、消防施設の充実・強化を図る。</p> <p>② 消防・救助・救急等の補完体制強化【再掲載 1-2】</p> <p>(1) 緊急消防援助隊や消防相互応援協定に基づく応援を円滑に受けることができる応援受援体制の強化を図るため、合同訓練などを実施する。</p> <p>(2) 他の消防・水防団体などを視察し、災害対応力の強化が図られるよう知識向上に努める。</p> |
| 横断的分野との関係 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域づくり・コミュニケーション：①(1)(2)(3) ○ 官民連携：②(1) ○ 老朽化対策：①(4) |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 危機管理課
- 坂戸・鶴ヶ島消防組合



【政策4】 活力にあふれるまち（市民生活／防災・警察・消防）

目標2 救助・救急・医療活動により人命を保護する

【2-3】 医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態

| | | |
|-----------|---|--|
| 脆弱性 | ○ 医療関係機関と円滑な医療救護活動ができるようにする必要がある。 | |
| 対応方策 | <p>① 医療救護活動・医療物資確保供給体制整備</p> <p>(1) 各医療関係機関が作成する医療救護計画に基づき、市防災訓練などを通じて救護訓練を行う。また、その訓練結果により医療救護計画の見直しを行う。</p> <p>(2) 医療救護活動に最低限必要な災害用医療物資の備蓄について、医師会や災害の専門家などと協議し備蓄を行う。</p> | |
| 横断的分野との関係 | ○ 官民連携：①(1)(2) | |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 危機管理課



【政策4】 活力にあふれるまち（市民生活／防災・警察・消防）

目標2 救助・救急・医療活動により人命を保護する

【2-4】 被災地において疫病・感染症等が大規模発生する事態

| | | |
|-----------|---|--|
| 脆弱性 | ○ 被災地や避難所などで、感染症や疫病などの被害が発生し、混乱しないようにする必要がある。 | |
| 対応方策 | <p>① 感染症等に対応した物資の整備・感染症対策等の実施</p> <p>(1) 感染症対策に最低限必要な備蓄品について、保健所や災害の専門家などと協議し備蓄を行う。</p> <p>(2) 避難所で考えられる感染症を想定し、感染症対策を踏まえた避難所開設・運営訓練を実施する。</p> | |
| 横断的分野との関係 | ○ 官民連携：①(1) | |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 危機管理課

【政策4】 活力にあふれるまち（市民生活／防災・警察・消防）

目標2 救助・救急・医療活動により人命を保護する

【2-5】 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化・死者が多数発生する事態

| | |
|-----------|--|
| 脆弱性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 慣れない避難生活により、被災者の健康状態が悪くならないようにする必要がある。 ○ 避難所での感染症や食中毒の発生を防止する必要がある。 ○ 遺体の捜索や遺体の安置から火葬の対応など、混乱しないようにする必要がある。 |
| 対応方策 | <p>① 避難所・避難場所の整備、避難所のゾーニング</p> <p>(1) 平時より感染症対策を考慮した避難所開設・運営訓練などを行い、災害対応に係る能力向上を図る。</p> <p>② 地域コミュニティの充実</p> <p>(1) 地域で健康づくり活動に取り組めるよう、備品購入や講師派遣などの支援を行う。</p> <p>③ 感染症等に対応した物資の整備・感染症対策等の実施【再掲載 2-4】</p> <p>(1) 感染症対策に最低限必要な備蓄品について、保健所や災害の専門家などと協議し備蓄を行う。</p> <p>(2) 避難所で考えられる感染症を想定し、感染症対策を踏まえた避難所開設・運営訓練を実施する。</p> <p>④ 遺体の取扱い整備</p> <p>(1) 西入間警察署、坂戸・鶴ヶ島消防組合及び広域静苑組合などの関係機関と連携を図り、遺体の捜索、処理及び埋・火葬を迅速に対応できるような体制整備を進める。</p> <p>(2) 民間冠婚葬祭業者との打合せを実施するなど、災害時対応のマニュアル化に向けた整備を行う。</p> |
| 横断的分野との関係 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域づくり・コミュニケーション：②(1) ○ 官民連携：③(1) ④(1)(2) |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 危機管理課
- 地域活動推進課
- 各市民センター
- 坂戸・鶴ヶ島消防組合

【政策4】 活力にあふれるまち（市民生活／防災・警察・消防）

目標2 救助・救急・医療活動により人命を保護する

【2-6】 ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態

| | |
|-----------|---|
| 脆弱性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時に必要な備蓄品などをすぐに使用できるよう整備する必要がある。 ○ 大災害時には、上下水道の復旧に長期間を要するため、衛生状態の悪化に備える必要がある。 |
| 対応方策 | <p>① 備蓄品の整備【再掲載 2-1】</p> <p>(1) 多様性に配慮した備蓄品を整備し、災害時に必要な備蓄品をすぐに使用できるよう、学校施設外や市民センターなどに備蓄倉庫の設置を進める。</p> <p>② 飲料水・生活水の確保【再掲載 2-1】</p> <p>(1) 防災井戸が各避難所に行き渡っていないため、未設置箇所に防災井戸の設置を行う。 また、生活用水に利用できるよう定期的に点検を行い、長寿命化を図る。</p> <p>③ 非常用トイレの確保</p> <p>(1) 大災害時に備え、薬剤トイレの備蓄を進める。 (2) 仮設トイレのリース業者などと協定を締結し、災害時のトイレ対応の強化を図る。</p> |
| 横断的分野との関係 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 官民連携：③(2) ○ 老朽化対策：②(1) |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 危機管理課



【政策4】 活力にあふれるまち（市民生活／防災・警察・消防）

目標3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する

【3-1】 情報通信が集中し混雑する事態・途絶する事態

| | |
|-----------|---|
| 脆弱性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 固定電話や携帯電話は通信が途絶える可能性が高いため、無線などの多様な通信手段を確保する必要がある。 ○ 災害情報などを確実に全市民へ周知できるよう整備する必要がある。 |
| 対応方策 | <p>① 通信施設の多重化・情報提供手段の多様化</p> <p>(1) 情報伝達手段が途絶えることのないよう、移動系防災行政無線のデジタル化を図る。また、平時から防災行政無線の適正な維持管理を行うことで有事に備える。</p> <p>(2) 防災行政無線の放送を確実に全市民へ周知できるよう、戸別受信機やFM電波を利用した放送設備などを整備する。</p> |
| 横断的分野との関係 | ○ 老朽化対策：①(1) |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 危機管理課



【政策4】 活力にあふれるまち（市民生活／防災・警察・消防）

目標3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する

【3-2】 情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態

| | |
|-----------|--|
| 脆弱性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 固定電話や携帯電話は通信が途絶える可能性が高いため、無線などの多様な通信手段を確保する必要がある。 ○ 災害情報などを確実に全市民へ周知できるよう整備する必要がある。 ○ 防災行政無線を使用できる職員が少ないため、使用できる職員を増やす必要がある。 ○ 情報の収集伝達が滞り、被害の拡大を防ぐため、情報収集や情報伝達の方法について決めておく必要がある。 |
| 対応方策 | <p>① 通信施設の多重化・情報提供手段の多様化【再掲載 3-1】</p> <p>(1) 情報伝達手段が途絶えることのないよう、移動系防災行政無線のデジタル化を図る。また、平時から防災行政無線の適正な維持管理を行うことで有事に備える。</p> <p>(2) 防災行政無線の放送を確実に全市民へ周知できるよう、戸別受信機やFM電波を利用した放送設備などを整備する。</p> <p>② 情報等の収集・共有</p> <p>(1) 災害時の情報共有が困難となる事態を回避するため、無線の取扱い方法を含めた情報共有訓練を定期的実施する。</p> <p>(2) 必要な情報を円滑に収集できるよう、防災関係機関や関係する公共交通事業者と情報共有などの体制構築を図る。</p> |
| 横断的分野との関係 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 官民連携：②(2) ○ 老朽化対策：①(1) |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 危機管理課

【政策4】 活力にあふれるまち（市民生活／防災・警察・消防）

目標3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する

【3-3】 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

| | |
|-----------|--|
| 脆弱性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域コミュニティの希薄化により、情報収集・伝達できない状態を防ぐ必要がある。また、幅広い世代の住民へ防災情報が提供できるように整備する必要がある。 ○ 情報不足による逃げ遅れを防ぐため、避難行動要支援者に対する支援体制の強化や防災に関心がない市民に対して、防災情報などを周知する必要がある。 |
| 対応方策 | <p>① 避難行動の支援【再掲載 1-7】</p> <p>(1) 自治会や自主防災組織などの地域団体と連携を図り、迅速な災害対応が行えるように、平時から要支援者と地域団体がつながりを維持できるよう支援する。</p> <p>② 情報伝達・連携</p> <p>(1) 日頃から自治会や自主防災組織など地域連携の重要性を市民に周知し、災害時には、幅広い年代の住民へ防災情報が提供できるよう、公助だけでなく、共助による連絡体制を整備する。</p> <p>(2) 避難所設営・運営時に地域と市の円滑な連携が図られるよう、防災訓練などを通じ、地域との連携強化を図る。</p> <p>③ 防災知識の普及啓発【再掲載 1-3, 1-5, 1-7】</p> <p>(1) 広報や市ホームページ、ハザードマップなどを活用し、災害の危険性や日頃からできる防災・減災に関する情報などの防災知識を広く周知することで、市民の防災意識の向上を図る。</p> |
| 横断的分野との関係 | ○ 地域づくり・コミュニケーション：①(1) ②(1)(2) |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 危機管理課
- 地域活動推進課
- 各市民センター



【政策4】 活力にあふれるまち（市民生活／防災・警察・消防）

目標3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する

【3-4】 沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態

| | | |
|-----------|--|--|
| 脆弱性 | ○ 道路閉塞による交通ネットワークなどの機能停止を防ぐ必要がある。 | |
| 対応方策 | <p>① 道路啓開体制の整備【再掲載1-7】</p> <p>(1) 被害を想定し、市内土木業者との連携を図った上で、道路啓開に必要な体制整備を進める。</p> | |
| 横断的分野との関係 | ○ 官民連携：①(1) | |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 危機管理課



【政策4】 活力にあふれるまち（市民生活／防災・警察・消防）

目標3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する

【3-5】 信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態

| | | |
|-----------|--|--|
| 脆弱性 | ○ 主要幹線道路や災害対策拠点への連絡道路などの交通網が通行不能とならないようにする必要がある。 | |
| 対応方策 | <p>① 信号機電源付加装置の整備</p> <p>(1) 国道407号など主要幹線道路や災害対策拠点への連絡道路に、停電時対応の電源装置の設置を促進する。</p> | |
| 横断的分野との関係 | ○ 官民連携：①(1) | |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 生活環境課



【政策4】 活力にあふれるまち（市民生活／防災・警察・消防）

目標3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する

【3-6】 交通インフラが長期間にわたり機能停止する事態

| | | |
|-----------|---|--|
| 脆弱性 | ○ 道路閉塞による交通ネットワークなどの機能停止を防ぐ必要がある。 | |
| 対応方策 | <p>① 道路啓開体制の整備【再掲載 1-7,3-4】</p> <p>(1) 被害を想定し、市内土木業者との連携を図った上で、道路啓開に必要な体制整備を進める。</p> | |
| 横断的分野との関係 | ○ 官民連携：①(1) | |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 危機管理課



【政策4】 活力にあふれるまち（市民生活／防災・警察・消防）

目標3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する

【3-7】 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力が低下する事態

| | |
|-----------|--|
| 脆弱性 | ○ 道路閉塞による交通ネットワークなどの機能停止を防ぐ必要がある。 |
| 対応方策 | ① 道路啓開体制の整備【再掲載 1-7,3-4,3-6】 (1) 被害を想定し、市内土木業者との連携を図った上で、道路啓開に必要な体制整備を進める。 |
| 横断的分野との関係 | ○ 官民連携：①(1) |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 危機管理課



【政策4】 活力にあふれるまち（市民生活／防災・警察・消防）

目標3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する

【3-8】 孤立集落が発生する事態

| | | |
|-----------|---|--|
| 脆弱性 | ○ 道路閉塞による交通ネットワークなどの機能停止を防ぐ必要がある。 | |
| 対応方策 | <p>① 道路啓開体制の整備【再掲載 1-7,3-4,3-6,3-7】</p> <p>(1) 被害を想定し、市内土木業者との連携を図った上で、道路啓開に必要な体制整備を進める。</p> | |
| 横断的分野との関係 | ○ 官民連携：①(1) | |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 危機管理課

【政策4】 活力にあふれるまち（市民生活／防災・警察・消防）

目標4 必要不可欠な行政機能を確保する

【4-1】 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会が混乱する事態

| | |
|-----------|---|
| 脆弱性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員が多数被災した場合を想定し、他自治体の協力体制を整えておく必要がある。 ○ 治安悪化を想定し、空き巣対策などを行う必要がある。 |
| 対応方策 | <p>① 広域連携体制の確保・周辺市町村の連携体制の確保・受援体制の構築</p> <p>(1) 受援計画に基づいた補完体制を確立させ、災害時に的確な対策・体制が取れるよう準備を進める。</p> <p>(2) 受援計画の実効性を高めるため、受援訓練を実施する。</p> <p>(3) 近隣自治体との各担当者の名簿交換に加え、各自治体が抱える課題を共有するなどし、相互関係の構築を図る。</p> <p>② 防犯対策の充実</p> <p>(1) 防犯意識の啓発、強化を図るため、市民センターの公用車に拡声器などを整備し、地域ごとに青色防犯パトロールが実施できるよう進める。</p> |
| 横断的分野との関係 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域づくり・コミュニケーション：②(1) ○ 官民連携：①(1)(2)(3) |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 危機管理課
- 生活環境課

【政策4】 活力にあふれるまち（市民生活／防災・警察・消防）

目標4 必要不可欠な行政機能を確保する

【4-2】 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能が大幅に低下する事態

| | |
|-----------|---|
| 脆弱性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員が多数被災した場合を想定し、他自治体の協力体制を整えておく必要がある。 ○ 災害時であっても止めることができない業務は継続できるようにする必要がある。 ○ 庁舎が被災し、施設の使用ができない場合の代替施設を複数箇所決める必要がある。 |
| 対応方策 | <p>① 広域連携体制の確保・周辺市町村の連携体制の確保・受援体制の構築【再掲載4-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 受援計画に基づいた補完体制を確立させ、災害時に的確な対策・体制が取れるよう準備を進める。 (2) 受援計画の実効性を高めるため、受援訓練を実施する。 (3) 近隣自治体との各担当者の名簿交換に加え、各自治体が抱える課題を共有するなどし、相互関係の構築を図る。 <p>② 業務継続計画の運用</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 業務継続計画に基づいた運用マニュアルなどの作成を推進及び促進する。 (2) 業務継続計画の実行性を担保するため、定期的な見直しと訓練の実施を推進及び促進する。 <p>③ 庁舎の代替機能の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 想定以上の被害の発生に備え、坂戸・鶴ヶ島消防組合の鶴ヶ島消防署以外にも、更なる代替施設について検討を行う。 |
| 横断的分野との関係 | ○ 官民連携：①(1)(2)(3) |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 危機管理課
- 全課【②(1)(2)】



【政策4】 活力にあふれるまち（市民生活／防災・警察・消防）

目標5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する

【5-1】 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたり機能が停止する事態

| | |
|-----------|--|
| 脆弱性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 消防法により大容量のガソリンを備蓄することができないため、燃料を確保する必要がある。 ○ ガソリンだけでなく、燃料確保の選択肢を増やす必要がある。 |
| 対応策 | <p>① 公共施設・避難所・緊急車両等への燃料供給確保</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 民間事業者との燃料供給に関する実際の運用について話し合い、燃料供給訓練などを実施する。 (2) 災害時に電力確保の選択肢を増やすため、燃料をガソリンとする発電機だけでなく、カセットコンロ用ガス缶を用いた発電機の備蓄を進める。 |
| 横断的分野との関係 | ○ 官民連携：①(1) |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 危機管理課



【政策4】 活力にあふれるまち（市民生活／防災・警察・消防）

目標5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する

【5-2】 取水停止等により、給水停止が長期化する事態

| | | |
|-----------|--|--|
| 脆弱性 | ○ 災害時の上水道に関する連携について協議する必要がある。 | |
| 対応方策 | <p>① 給水機能の確保・上水道施設の復旧体制の強化</p> <p>(1) 上水道施設の早期復旧を図るため、坂戸、鶴ヶ島水道企業団や管工事組合・土木業者などとの連携強化に努める。</p> | |
| 横断的分野との関係 | ○ 官民連携：①(1) | |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 危機管理課

【政策4】 活力にあふれるまち（市民生活／防災・警察・消防）

目標5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する

【5-3】 汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態

| | |
|-----------|---|
| 脆弱性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 大災害時には、下水道の復旧が長期間となることから汚水処理などに備える必要がある。 ○ 災害時の下水道に関する連携について協議する必要がある。 |
| 対応方策 | <p>① 非常用トイレの確保【再掲載2-6】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 大災害時に備え、薬剤トイレの備蓄を進める。 (2) 仮設トイレのリース業者などと協定を締結し、災害時のトイレ対応の強化を図る。 <p>② 下水道施設の復旧体制強化</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 下水道施設の早期復旧を図るため、坂戸、鶴ヶ島下水道組合や管工事組合・土木業者などとの連携強化に努める。 |
| 横断的分野との関係 | ○ 官民連携：①(2) ②(1) |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 危機管理課



【政策4】 活力にあふれるまち（市民生活／防災・警察・消防）

目標5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する

【5-4】 防災インフラが長期間にわたり機能不全に陥る事態

| | | |
|-----------|---|--|
| 脆弱性 | ○ 道路閉塞による交通ネットワークなどの機能停止を防ぐ必要がある。 | |
| 対応方策 | <p>① 道路啓開体制の整備【再掲載 1-7,3-4,3-6,3-7,3-8】</p> <p>(1) 被害を想定し、市内土木業者との連携を図った上で、道路啓開に必要な体制整備を進める。</p> | |
| 横断的分野との関係 | ○ 官民連携：①(1) | |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 危機管理課



【政策4】 活力にあふれるまち（市民生活／防災・警察・消防）

目標5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する

【5-5】 食料等の安定供給が停滞する事態

| | | |
|-----------|--|--|
| 脆弱性 | ○ 市や県の備蓄品だけでは足りないため、備蓄の確保が必要になる。 | |
| 対応方策 | <p>① 食料の確保【再掲載2-1】</p> <p>(1) 食品スーパーや食料品製造業者との協定締結を図り、定期的な協議を行うことで、地域全体で食料品の備蓄を進める。</p> | |
| 横断的分野との関係 | ○ 官民連携：①(1) | |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 危機管理課

【政策4】 活力にあふれるまち（市民生活／防災・警察・消防）

目標6 「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する

【6-1】 電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態

| | |
|-----------|---|
| 脆弱性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市や県の備蓄品だけでは足りないため、備蓄の確保が必要になる。 ○ 災害時に必要な備蓄品などをすぐに使用できるよう整備する必要がある。 ○ 緊急物資などの受け入れを円滑に行う必要がある。 |
| 対応方策 | <p>① 住民等への備蓄の啓発【再掲載 2-1】</p> <p>(1) 地域の防災訓練やイベントなどで防災講話を行い、備蓄の大切さについて説明を行う。また、広報や市ホームページなどで防災特集ページを作成し、備蓄を促進するための啓発を行う。</p> <p>(2) 市が管理する備蓄品を地域の防災訓練などで配布することにより、各家庭での備蓄に対する意識向上を図る。</p> <p>② 備蓄品の整備【再掲載 2-1,2-6】</p> <p>(1) 多様性に配慮した備蓄品を整備し、災害時に必要な備蓄品をすぐに使用できるよう、学校施設外や市民センターなどに備蓄倉庫の設置を進める。</p> <p>③ 食料の確保【再掲載 2-1,5-5】</p> <p>(1) 食品スーパーや食料品製造業者との協定締結を図り、定期的な協議を行うことで、地域全体で食料品の備蓄を進める。</p> <p>④ 飲料水・生活水の確保【再掲載 2-1,2-6】</p> <p>(1) 防災井戸が各避難所に行き渡っていないため、未設置箇所に防災井戸の設置を行う。また、生活用水に利用できるよう定期的に点検を行い、長寿命化を図る。</p> <p>⑤ 物流機能の維持・確保</p> <p>(1) 物資の受入れ対応を統一するため、マニュアルなどの整備を図る。</p> <p>(2) 物資受入れ後の一時保管スペースを確保する。</p> <p>(3) 物資を輸送する車両が足りない場合を想定し、関連企業と物資の輸送に関する協定の締結を図る。</p> |
| 横断的分野との関係 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域づくり・コミュニケーション：①(1)(2) ○ 官民連携：③(1) ⑤(3) ○ 老朽化対策：④(1) |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 危機管理課



【政策4】 活力にあふれるまち（市民生活／防災・警察・消防）

目標6 「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する

【6-2】 基幹的交通ネットワークの機能停止により物流・人流に甚大な影響を及ぼす事態

| | | |
|-----------|---|--|
| 脆弱性 | ○ 道路閉塞による交通ネットワークなどの機能停止を防ぐ必要がある。 | |
| 対応方策 | <p>① 道路啓開体制の整備【再掲載 1-7,3-4,3-6,3-7,3-8,5-4】</p> <p>(1) 被害を想定し、市内土木業者との連携を図った上で、道路啓開に必要な体制整備を進める。</p> | |
| 横断的分野との関係 | ○ 官民連携：①(1) | |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 危機管理課



【政策4】 活力にあふれるまち（市民生活／防災・警察・消防）

目標6 「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する

【6-4】 異常渇水等による水道水の供給途絶に伴い、生産活動に甚大な影響を及ぼす事態

| | | |
|-----------|---|--|
| 脆弱性 | ○ 市や県の備蓄品だけでは足りないため、備蓄の確保が必要になる。 | |
| 対応方策 | <p>① 飲料水・生活用水の確保【再掲載 2-1,2-6,6-1】</p> <p>(1) 防災井戸が各避難所に行き渡っていないため、未設置箇所に防災井戸の設置を行う。 また、生活用水に利用できるよう定期的に点検を行い、長寿命化を図る。</p> | |
| 横断的分野との関係 | ○ 老朽化対策：①(1) | |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 危機管理課

【政策4】 活力にあふれるまち（市民生活／防災・警察・消防）

目標7 二次災害を発生させない

【7-1】 地震の発生に伴う市街地の大規模火災の発生により多数の死傷者が発生する事態

| | |
|-----------|--|
| 脆弱性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 消防水利の不足による消防力の低下を防ぐ必要がある。 ○ 地域を担う消防団の人員不足や技術不足による消防力の低下を防ぐ必要がある。 ○ 消防施設の充実・強化を図り、消防力の低下を防ぐ必要がある。 ○ 大規模災害時の広域的な支援などを想定し、消防力を強化する必要がある。 |
| 対応方策 | <p>① 防火対策・消防水利の確保【再掲載 1-2】</p> <p>(1) 耐震性を有した防火水槽などの整備を進め、消防水利の充足率向上を図る。</p> <p>② 消防・救助・救急体制の強化・消防施設等の強化・災害対応力の強化【再掲載 1-2,2-2】</p> <p>(1) 消防団員の入団促進や地域の事業所との協力提携を進める。</p> <p>(2) 救助資機材取扱認定や応急手当普及員講習などの受講を促進し、消防団員個人の資機材取扱熟練度の向上及び大規模災害時の対応力の強化を図る。</p> <p>(3) 地域で行われる防災訓練などで応急手当講習や普通救命講習などを実施し、地域住民一人ひとりの災害対応力向上を図る。</p> <p>(4) 消防車両や消防資機材などの劣化や故障を防ぐため、定期的な更新・整備を行う。また、消防施設にエレベーターや階段昇降機を設置するなど、バリアフリー化を進め、消防施設の充実・強化を図る。</p> <p>③ 消防・救助・救急等の補完体制強化【再掲載 1-2,2-2】</p> <p>(1) 緊急消防援助隊や消防相互応援協定に基づく応援を円滑に受けることができる応援受援体制の強化を図るため、合同訓練などを実施する。</p> <p>(2) 他の消防・水防団体などを視察し、災害対応力の強化が図られるよう知識向上に努める。</p> |
| 横断的分野との関係 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域づくり・コミュニケーション：②(1)(2)(3) ○ 官民連携：③(1) ○ 老朽化対策：②(4) |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 危機管理課
- 坂戸・鶴ヶ島消防組合



【政策4】 活力にあふれるまち（市民生活／防災・警察・消防）

目標7 二次災害を発生させない

【7-2】 危険物・有害物質等が流出する事態

| | | |
|-----------|---|--|
| 脆弱性 | ○ 有害物質などが流出した場合、市民に影響を及ぼさないよう、適切に処置する必要がある。 | |
| 対応方策 | <p>① PCB廃棄物の適正処理による流出リスクの低減・環境測定機能の強化</p> <p>(1) 埼玉県東松山環境管理事務所及び坂戸・鶴ヶ島消防組合などと連携し、迅速に対処できるように、連絡体制の整備を行う。</p> | |
| 横断的分野との関係 | ○ 官民連携：①(1) | |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 危機管理課
- 坂戸・鶴ヶ島消防組合

【政策4】 活力にあふれるまち（市民生活／防災・警察・消防）

目標7 二次災害を発生させない

【7-3】 消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態

| | |
|-----------|--|
| 脆弱性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域を担う消防団の人員不足や技術不足による消火力の低下を防ぐ必要がある。 ○ 消防施設の充実・強化を図り、消火力の低下を防ぐ必要がある。 ○ 大規模災害時の広域的な支援などを想定し、消火力を強化する必要がある。 ○ 防災知識や災害情報の不足から逃げ遅れなどを防ぐ必要がある。 |
| 対応方策 | <p>① 消防・救助・救急体制の強化・消防施設等の強化・災害対応力の強化 【再掲載 1-2,2-2,7-1】</p> <p>(1) 消防団員の入団促進や地域の事業所との協力提携を進める。</p> <p>(2) 救助資機材取扱認定や応急手当普及員講習などの受講を促進し、消防団員個人の資機材取扱熟練度の向上及び大規模災害時の対応力の強化を図る。</p> <p>(3) 地域で行われる防災訓練などで応急手当講習や普通救命講習などを実施し、地域住民一人ひとりの災害対応力向上を図る。</p> <p>(4) 消防車両や消防資機材などの劣化や故障を防ぐため、定期的な更新・整備を行う。また、消防施設にエレベーターや階段昇降機を設置するなど、バリアフリー化を進め、消防施設の充実・強化を図る。</p> <p>② 消防・救助・救急等の補完体制強化【再掲載 1-2,2-2,7-1】</p> <p>(1) 緊急消防援助隊や消防相互応援協定に基づく応援を円滑に受けることができる応援受援体制の強化を図るため、合同訓練などを実施する。</p> <p>(2) 他の消防・水防団体などを視察し、災害対応力の強化が図られるよう知識向上に努める。</p> <p>③ 防災知識の普及啓発【再掲載 1-3,1-5,1-7,3-3】</p> <p>(1) 広報や市ホームページ、ハザードマップなどを活用し、災害の危険性や日頃からできる防災・減災に関する情報などの防災知識を広く周知することで、市民の防災意識の向上を図る。</p> |
| 横断的分野との関係 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域づくり・コミュニケーション：①(1)(2)(3) ○ 官民連携：②(1) ○ 老朽化対策：①(4) |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 危機管理課
- 坂戸・鶴ヶ島消防組合



【政策4】 活力にあふれるまち（市民生活／防災・警察・消防）

目標7 二次災害を発生させない

【7-4】 洪水抑制機能が大幅に低下する事態

| | |
|-----------|--|
| 脆弱性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 応急対応が必要なため、資機材を整備する必要がある。 ○ 防災知識や災害情報の不足から逃げ遅れなどを防ぐ必要がある。 |
| 対応方策 | <p>① 防災知識の普及啓発【再掲載 1-3,1-5,1-7,3-3,7-3】</p> <p>(1) 広報や市ホームページ、ハザードマップなどを活用し、災害の危険性や日頃からできる防災・減災に関する情報などの防災知識を広く周知することで、市民の防災意識の向上を図る。</p> |
| 横断的分野との関係 | |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 危機管理課



【政策4】 活力にあふれるまち（市民生活／防災・警察・消防）

目標8 被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

【8-1】 大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態

| | | |
|-----------|---|--|
| 脆弱性 | ○ 道路閉塞による交通ネットワークなどの機能停止を防ぐ必要がある。 | |
| 対応方策 | <p>① 道路啓開体制の整備【再掲載 1-7,3-4,3-6,3-7,3-8,5-4,6-2】</p> <p>(1) 被害を想定し、市内土木業者との連携を図った上で、道路啓開に必要な体制整備を進める。</p> | |
| 横断的分野との関係 | ○ 官民連携：①(1) | |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 危機管理課



【政策4】 活力にあふれるまち（市民生活／防災・警察・消防）

目標8 被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

【8-2】 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

| | |
|-----------|--|
| 脆弱性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 経験の少ない職員でも速やかに復興対応ができるようにする必要がある。 ○ 受援に対する経験不足を補うための知識を得る必要がある。また、協力支援体制を構築・維持する必要がある。 |
| 対応策 | <p>① 被災者の生活再建のための支援体制の充実</p> <p>(1) 多くの職員が速やかに、り災証明書などを交付できるようにするため、復興時に活用できるシステムの導入を進める。</p> <p>(2) 災害時の応援体制を確立し、り災証明書発行など復興対応が可能な状態を確保するため、受援訓練を行う。</p> |
| 横断的分野との関係 | ○ 官民連携：①(2) |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 危機管理課

【政策4】 活力にあふれるまち（市民生活／防災・警察・消防）

目標8 被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

【8-3】 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により有形・無形の文化が衰退・損失する事態

| | | |
|-----------|--|---|
| 脆弱性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 自治会施設などの老朽化などによる建物倒壊を防ぐ必要がある。 ○ 地域連携の大切さを市民に周知し、共助による連絡体制を整備する必要がある。 ○ 治安悪化を想定し、空き巣対策などを行う必要がある。 | |
| 対応方策 | <p>① 地域コミュニティの維持</p> <p>(1) 老朽化した集会所など、自治会施設の耐震化や修繕・改修などの支援を行う。</p> <p>(2) 地域コミュニティの結び付きを維持するため、自治会などの活動を支援するとともに、地域活動の担い手として活躍できる機会の充実を図る。</p> <p>(3) 地域の防災に対する自助・共助の意識を高めるため、自治会をはじめとする地域活動団体が実施する防災訓練などの支援を行うとともに、自治会への加入率を維持するための支援を行う。</p> <p>② 防犯対策の充実【再掲載 4-1】</p> <p>(1) 防犯意識の啓発、強化を図るため、市民センターの公用車に拡声器などを整備し、地域ごとに青色防犯パトロールが実施できるよう進める。</p> | |
| | 指標（KPI） | <p>①(3) 自治会加入率 現状値：57.5% → 目標値：57.5%以上（現状維持を目指す）</p> |
| 横断的分野との関係 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域づくり・コミュニケーション：①(2)(3) ②(1) ○ 老朽化対策：①(1) | |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 危機管理課
- 地域活動推進課
- 各市民センター
- 生活環境課



【政策4】 活力にあふれるまち（市民生活／防災・警察・消防）

目標8 被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

【8-5】 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等により市民生活に甚大な影響を及ぼす事態

| | |
|-----------|---|
| 脆弱性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 人権の侵害につながる風評被害などにより、地域住民に影響を及ぼさないようにする必要がある。 ○ 経験の少ない職員でも速やかに復興対応ができるようにする必要がある。 ○ 受援に対する経験不足を補うための知識を得る必要がある。また、協力支援体制を構築・維持する必要がある。 |
| 対応方策 | <p>① 風評被害の防止</p> <p>(1) 人権の侵害につながる風評被害が発生した場合に、正しい情報で風評被害を解消するため、対応事例などの事前調査を行う。</p> <p>② 被災者の生活再建のための支援体制の充実【再掲載 8-2】</p> <p>(1) 多くの職員が速やかに、り災証明書などを交付できるようにするため、復興時に活用できるシステムの導入を進める。</p> <p>(2) 災害時の応援体制を確立し、り災証明書発行など復興対応が可能な状態を確保するため、受援訓練を行う。</p> |
| 横断的分野との関係 | ○ 官民連携：②(2) |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 総務人権推進課
- 危機管理課



【政策4】 活力にあふれるまち（市民生活／防災・警察・消防）

目標8 被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

【8-6】 基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

| | |
|-----------|--|
| 脆弱性 | ○ 道路閉塞による交通ネットワークなどの機能停止を防ぐ必要がある。 |
| 対応方策 | ① 道路啓開体制の整備【再掲載 1-7,3-4,3-6,3-7,3-8,5-4,6-2,8-1】 (1) 被害を想定し、市内土木業者との連携を図った上で、道路啓開に必要な体制整備を進める。 |
| 横断的分野との関係 | ○ 官民連携：①(1) |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 危機管理課



【政策4】 活力にあふれるまち（市民生活／防災・警察・消防）

目標9 首都機能の維持・復旧をバックアップできるようにする

【9-1】 大量の帰宅困難者が発生し、多数の家族が分断される事態

| | |
|-----------|--|
| 脆弱性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災知識や災害情報の不足から逃げ遅れなどを防ぐ必要がある。 ○ 道路閉塞による渋滞など帰宅困難者の発生を防ぐ必要がある。 |
| 対応方策 | <p>① 防災知識の普及啓発【再掲載 1-3,1-5,1-7,3-3,7-3,7-4】</p> <p>(1) 広報や市ホームページ、ハザードマップなどを活用し、災害の危険性や日頃からできる防災・減災に関する情報などの防災知識を広く周知することで、市民の防災意識の向上を図る。</p> <p>② 道路啓開体制の整備【再掲載 1-7,3-4,3-6,3-7,3-8,5-4,6-2,8-1,8-6】</p> <p>(1) 被害を想定し、市内土木業者との連携を図った上で、道路啓開に必要な体制整備を進める。</p> |
| 横断的分野との関係 | ○ 官民連携：②(1) |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 危機管理課



【政策5】 魅力とにぎわいのあるまち（産業・環境）

目標2 救助・救急・医療活動により人命を保護する

【2-1】 被災地での食料・電力等、生命に関わる物資・エネルギー供給が停止する事態

| | |
|-----------|--|
| 脆弱性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市や県の備蓄品だけでは足りないため、備蓄の確保が必要になる。 ○ 水道施設全体の被害を最小限にとどめ、各家庭に水道水を供給する必要がある。 |
| 対応方策 | <p>① 食料の確保</p> <p>(1) 市内の食品スーパーや食料品製造業者と連携を図る。</p> <p>② 飲料水・生活用水の確保</p> <p>(1) 「さかつる水道事業ビジョン」に基づく水道施設の耐震化などを図り、施設全体を計画的に強化する。</p> <p>(2) 長期停電を想定した自家発電設備の更新及び燃料タンクの増設を進める。 また、災害時には、燃料等の優先供給に関する協定に基づき、燃料の確保を図る。</p> <p>(3) 災害時の応急給水活動を円滑に行えるよう、応急給水訓練の実施や資機材などの整備を推進する。</p> |
| 横断的分野との関係 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 官民連携：①(1) ○ 老朽化対策：②(1)(2) |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 産業振興課
- 坂戸、鶴ヶ島水道企業団



【政策5】 魅力とにぎわいのあるまち（産業・環境）

目標2 救助・救急・医療活動により人命を保護する

【2-4】 被災地において疫病・感染症等が大規模発生する事態

| | | |
|-----------|--|--|
| 脆弱性 | ○ 被災地や避難所などで、感染症や疫病などの被害が発生し、混乱しないようにする必要がある。 | |
| 対応方策 | <p>① 衛生状態の確保</p> <p>(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、保健所などの関係機関と緊密に連携し、消毒などに対応できる体制の整備を進める。</p> | |
| 横断的分野との関係 | ○ 官民連携：①(1) | |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 生活環境課



【政策5】魅力とにぎわいのあるまち（産業・環境）

目標2 救助・救急・医療活動により人命を保護する

【2-5】劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化・死者が多数発生する事態

| | |
|-----------|--|
| 脆弱性 | ○ 死者が多数出た場合は、遺体の一時安置から火葬までの事務対応などが混乱する可能性があることから、具体的な体制を整備する必要がある。 |
| 対応方策 | <p>① 遺体の取扱い整備</p> <p>(1) 西入間警察署、坂戸・鶴ヶ島消防組合及び広域静苑組合などの関係機関と連携を図り、遺体の搜索、処理及び埋・火葬を迅速に対応できるような体制整備を進める。</p> |
| 横断的分野との関係 | ○ 官民連携：①(1) |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 広域静苑組合

【政策5】 魅力とにぎわいのあるまち（産業・環境）

目標2 救助・救急・医療活動により人命を保護する

【2-6】 ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態

| | |
|-----------|--|
| 脆弱性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 大災害時には、上下水道の復旧に長期間を要するため、衛生状態の悪化に備える必要がある。 ○ 被災地や避難所などで、感染症や疫病などの被害が発生し、混乱しないようにする必要がある。 |
| 対応方策 | <p>① 飲料水・生活用水の確保【再掲載 2-1】</p> <p>(1) 「さかつる水道事業ビジョン」に基づく水道施設の耐震化などを図り、施設全体を計画的に強化する。</p> <p>(2) 長期停電を想定した自家発電設備の更新及び燃料タンクの増設を進める。 また、災害時には、燃料等の優先供給に関する協定に基づき、燃料の確保を図る。</p> <p>(3) 災害時の応急給水活動を円滑に行えるよう、応急給水訓練の実施や資機材などの整備を推進する。</p> <p>② 非常用トイレの確保</p> <p>(1) 仮設トイレのリース業者などと連携を図り、仮設トイレの手配を行う。</p> <p>(2) 災害時トイレマニュアルを策定し、衛生状態を良好に保つ。</p> <p>③ 衛生状態の確保【再掲載 2-4】</p> <p>(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、保健所などの関係機関と緊密に連携し、消毒などに対応できる体制の整備を進める。</p> |
| 横断的分野との関係 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 官民連携：②(1)(2) ③(1) ○ 老朽化対策：①(1)(2) |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 生活環境課
- 坂戸、鶴ヶ島水道企業団



【政策5】 魅力とにぎわいのあるまち（産業・環境）

目標5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する

【5-2】 取水停止等により、給水停止が長期化する事態

| | | | |
|-----------|--|---|--|
| 脆弱性 | ○ 被害状況、断水状況など災害規模が拡大した様々な状況を想定し、給水停止の長期化に備える必要がある。 | | |
| | ○ 上水道に関する災害時の連携について協議する必要がある。 | | |
| | 対応方策 | ① 上水道施設の強化・維持 (1) 災害対策マニュアル等の見直しを行うとともに、応援受入れ体制マニュアルを作成し、訓練などで検証を行うことで、実災害に備える。 | |
| | | ② 給水機能の確保・上水道施設の復旧体制の強化 (1) 災害時に上水道施設の早期復旧を図るため、管工事組合や土木業者との連携強化に努める。 | |
| | 指標（KPI） | ①(1) 応急給水訓練の実施 現状値：年1回（隔年2回）→ 目標値：年1回（隔年2回） | |
| 横断的分野との関係 | | ○ 官民連携：①(1) ②(1) | |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 坂戸、鶴ヶ島水道企業団

【政策5】 魅力とにぎわいのあるまち（産業・環境）

目標5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する

【5-3】 汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態

| | | |
|-----------|--|--|
| 脆弱性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 大災害時には、下水道の復旧が長期間となることから汚水処理などに備える必要がある。 ○ 下水道整備区域外の地域に、災害時の合併処理浄化槽の有効性などを周知する必要がある。また、合併処理浄化槽の適切な維持管理を促進する必要がある。 | |
| 対応方策 | <p>① 非常用トイレの確保【再掲載2-6】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 仮設トイレのリース業者などと連携を図り、仮設トイレの手配を行う。 (2) 災害時トイレマニュアルを策定し、衛生状態を良好に保つ。 <p>② し尿の処理体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 平時から中・大型浄化槽の改修または更新を支援し、老朽化した浄化槽の長寿命化を図る。また、付帯する機械設備の省エネ改修や既設合併処理浄化槽の交換を促進し、浄化槽システムの全体的な低炭素化を図る。 (2) 合併処理浄化槽への転換を促進する。 | |
| | 指標（KPI） | <p>②(2) 合併処理浄化槽への転換</p> <p>現状値：6基 → 目標値：50基</p> |
| 横断的分野との関係 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 官民連携：①(1) ○ 老朽化対策：②(1) | |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 生活環境課



【政策5】 魅力とにぎわいのあるまち（産業・環境）

目標5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する

【5-5】 食料等の安定供給が停滞する事態

| | | |
|-----------|---|--|
| 脆弱性 | ○ 市や県の備蓄品だけでは足りないため、備蓄の確保が必要になる。 | |
| 対応方策 | <p>① 食料の確保【再掲載 2-1】</p> <p>(1) 市内の食品スーパーや食料品製造業者と連携を図る。</p> | |
| 横断的分野との関係 | ○ 官民連携：①(1) | |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 産業振興課

【政策5】 魅力とにぎわいのあるまち（産業・環境）

目標6 「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する

【6-1】 電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態

| | |
|-----------|--|
| 脆弱性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市や県の備蓄品だけでは足りないため、備蓄の確保が必要になる。 ○ 水道施設全体の被害を最小限にとどめ、各家庭に水道水を供給する必要がある。 ○ 災害時の停電に対応するため、電力などを供給する必要がある。 |
| 対応方策 | <p>① 食料の確保【再掲載 2-1,5-5】</p> <p>(1) 市内の食品スーパーや食料品製造業者と連携を図る。</p> <p>② 飲料水・生活用水の確保【再掲載 2-1,2-6】</p> <p>(1) 「さかつる水道事業ビジョン」に基づく水道施設の耐震化などを図り、施設全体を計画的に強化する。</p> <p>(2) 長期停電を想定した自家発電設備の更新及び燃料タンクの増設を進める。 また、災害時には、燃料等の優先供給に関する協定に基づき、燃料の確保を図る。</p> <p>(3) 災害時の応急給水活動を円滑に行えるよう、応急給水訓練の実施や資機材などの整備を推進する。</p> <p>③ エネルギー供給の確保</p> <p>(1) PPAモデルなどの新手法による再生可能エネルギーや蓄電池導入を推進し、地域の再生可能エネルギー化を図る。</p> <p>(2) EV自動車などの導入を推進し、災害時に避難所や家庭などへの電力供給を図る。</p> |
| 横断的分野との関係 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 官民連携：①(1) ③(1) ○ 老朽化対策：②(1)(2) |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 生活環境課
- 産業振興課
- 坂戸、鶴ヶ島水道企業団



【政策5】魅力とにぎわいのあるまち（産業・環境）

目標6 「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する

【6-3】金融サービス・郵便等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響を及ぼす事態

| | |
|-----------|--|
| 脆弱性 | ○ 金融機関の機能停止期間が最小限となるよう対応策を講じておく必要がある。 |
| 対応方策 | <p>① 金融機関等の業務継続計画策定及び促進</p> <p>(1) 商工会など産業支援機関と連携を図りながら、金融機関などの業務継続計画策定の重要性について普及啓発活動を行い、策定を促進する。</p> |
| 横断的分野との関係 | ○ 官民連携：①(1) |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 産業振興課

【政策5】 魅力とにぎわいのあるまち（産業・環境）

目標6 「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する

【6-4】 異常渇水等による水道水の供給途絶に伴い、生産活動に甚大な影響を及ぼす事態

| | | |
|-----------|---|--|
| 脆弱性 | ○ 鶴ヶ島市の水道水の約8割は吉見浄水場（埼玉県企業局）から供給されているため、埼玉県企業局と連携し、市民生活などへの影響を最小限にする必要がある。 | |
| 対応方策 | <p>① 水道水の供給継続</p> <p>(1) 異常渇水が発生した場合は、減圧給水や市民への利用制限の広報活動、大口需要家へ利用制限の協力依頼などを行い、可能な限り水道水の供給を継続する。</p> <p>(2) 吉見浄水場からの供給途絶が予見できた場合は、埼玉県企業局に情報提供を受けるなど、可能な限り水道水の供給を継続できるよう連携を図る。</p> <p>(3) 自己水源（井戸）による浄水の配水量を増量し、水道水を貯留するPCタンク内の水量をできる限り確保する。</p> | |
| 横断的分野との関係 | ○ 官民連携：①(1)(2) | |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 坂戸、鶴ヶ島水道企業団

【政策5】魅力とにぎわいのあるまち（産業・環境）

目標6 「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する

【6-5】農業・産業の生産力が大幅に低下する事態

| | | |
|------|--|--|
| 脆弱性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 安定的に食料生産ができるよう、農業支援や農地整備などをする必要がある。 ○ 災害発生後に速やかに市内中小企業が経営できるよう支援する必要がある。 | |
| 対応方策 | <p>① 農業を担う人材の育成・確保</p> <p>(1) 平時より農業の就労支援の整備及び労働環境の改善を図る。</p> <p>(2) 風水害・雪害などに対応した農地の生産基盤の整備を推進する。</p> <p>② 産業機能の維持</p> <p>(1) 市内中小企業の経営の安定と事業の発展を促進するため、必要な資金の調達を行う。</p> <p>(2) 企業誘致などによる雇用創出や市内企業と地域が連携した就業機会の確保を図る。</p> | |
| | 指標（KPI） | <p>①(1) 認定農業者の人数</p> <p>現状値：17人 → 目標値：27人</p> |
| | 横断的分野との関係 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域づくり・コミュニケーション：②(2) ○ 官民連携：②(1)(2) |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 産業振興課
- 企業立地課
- 農業委員会



【政策5】魅力とにぎわいのあるまち（産業・環境）

目標7 二次災害を発生させない

【7-2】危険物・有害物質等が流出する事態

| | |
|-----------|---|
| 脆弱性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 有害物質の取扱業者の把握に努める必要がある。 ○ 有害物質などが流出した場合、市民に影響を及ぼさないよう、適切に処置する必要がある。 |
| 対応方策 | <p>① 有害物質の流出等の防止対策の推進</p> <p>(1) 管理化学物質取扱事業者に対する指導などを行う。</p> <p>② PCB廃棄物の適正処理による流出リスクの低減・環境測定機能の強化</p> <p>(1) 埼玉県東松山環境管理事務所及び坂戸・鶴ヶ島消防組合などと連携し、迅速に対処できるように、連絡体制の整備を行う。</p> <p>(2) PCB廃棄物の適正な保管などについて啓発活動を実施する。</p> <p>(3) 環境面における安全・安心を確保するため、環境測定機能の強化を進める。</p> |
| 横断的分野との関係 | ○ 官民連携：①(1) ②(1) |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 生活環境課



【政策5】 魅力とにぎわいのあるまち（産業・環境）

目標8 被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

【8-1】 大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態

| | | |
|-----------|--|--|
| 脆弱性 | ○ 災害廃棄物は、時間の経過とともに発生量が増えることから、確実に処理できる体制を整備する必要がある。 | |
| 対応方策 | <p>① 廃棄物の処理体制の整備</p> <p>(1) 仮置場で分別・再資源化が円滑に行えるよう、車両など誘導員のマンパワーや重機での積降し場の確保などについて、業者との協力体制の構築を進め、計画的かつ確実に処理できる体制を整備する。</p> | |
| 横断的分野との関係 | ○ 官民連携：①(1) | |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 生活環境課

【政策5】魅力とにぎわいのあるまち（産業・環境）

目標8 被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

【8-5】風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等により市民生活に甚大な影響を及ぼす事態

| | | |
|-----------|--|--|
| 脆弱性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 土地や地域につながる風評被害などにより、生産力の低下が起こる事態や需要の低下が起こる事態にならないようにする必要がある。 ○ 安定的に食料生産ができるよう、農業支援や農地整備などをする必要がある。 ○ 災害発生後に速やかに市内中小企業が経営できるよう支援する必要がある。 | |
| 対応方策 | <p>① 風評被害の防止</p> <p>(1) 地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応などによる風評被害を防ぐため、災害についての正確な被害情報などを収集し、正しい情報を適時かつ的確に発信する体制を整備する。</p> <p>② 農業を担う人材の育成・確保【再掲載 6-5】</p> <p>(1) 平時より農業の就労支援の整備及び労働環境の改善を図る。</p> <p>(2) 風水害・雪害などに対応した農地の生産基盤の整備を推進する。</p> <p>③ 産業機能の維持【再掲載 6-5】</p> <p>(1) 市内中小企業の経営の安定と事業の発展を促進するため、必要な資金の調達を行う。</p> <p>(2) 企業誘致などによる雇用創出や市内企業と地域が連携した就業機会の確保を図る。</p> | |
| 指標（KPI） | <p>②(1) 認定農業者の人数</p> <p>現状値：17人 → 目標値：27人</p> | |
| 横断的分野との関係 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域づくり・コミュニケーション：③(2) ○ 官民連携：③(1)(2) | |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 産業振興課
- 企業立地課
- 農業委員会

【政策5】魅力とにぎわいのあるまち（産業・環境）

目標8 被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

【8-8】耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態

| | | |
|------|--|---|
| 脆弱性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 荒廃による被害拡大を防止するため、農地利用について支援をする必要がある。 ○ 地震の被害を抑制するため、森林が適切に管理されるよう森林整備を進めていく必要がある。 | |
| 対応方策 | <p>① 荒廃農地の発生抑制</p> <p>(1) 就農先の状況に応じた施設整備、機械導入などの支援や営農指導による農業経営の早期安定化を図り、担い手の確保を推進する。</p> <p>(2) 集落座談会などを活用し、農業委員、農地利用最適化推進委員による利用調整を強化する。</p> <p>② 適切な森林整備の推進</p> <p>(1) 日光街道杉並木、高倉屋敷林など、市内に残る貴重な森林を森林所有者、森林ボランティア団体及び市・県がそれぞれの役割に応じ、適切な管理と景観維持に努める。</p> | |
| | 指標（KPI） | <p>①(1) 農地中間管理事業における農地集積面積（都市農業振興計画） 現状値：3.0ha → 目標値：6.0ha</p> |
| | 横断的分野との関係 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域づくり・コミュニケーション：①(2) ②(1) |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 産業振興課
- 農業委員会

【政策6】 快適で住みよいまち（都市整備）

目標1 被害の発生抑制により人命を保護する

【1-1】 建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|--|--------------|------------|-------------|--|---------|------------|-------------|--|-----------|-------------|--------------|--|---------|-------------|--------------|--|
| 脆弱性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 旧耐震基準で建てられた木造住宅の建物倒壊を防ぐ必要がある。 ○ 市営住宅の老朽化などによる建物損壊を軽減する必要がある。 ○ 電柱倒壊による住宅被害を軽減する必要がある。 ○ 管理不十分な空き家の発生を防止し、良好な生活環境の保全を図る必要がある。 ○ 災害に強い、安心安全なまちづくりを行うため、市街地整備を推進する必要がある。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 対応方策 | <p>① 住宅等の耐震化</p> <p>(1) 「木造住宅耐震診断補助金」及び「住宅耐震改修補助金制度」の制度を周知し、利用促進を図る。</p> <p>② 市営住宅の老朽化対策</p> <p>(1) 設備の老朽化などに対して、簡易的な修繕対策を行えるよう、埼玉県住宅供給公社と連携を図る。</p> <p>③ 無電柱化及び電柱倒壊防止の推進</p> <p>(1) 災害時の電柱倒壊による被害を抑制するため、無電柱化を促進する。</p> <p>④ 空き家対策</p> <p>(1) 空き家の適正な管理を促進し、空き家の利活用などの啓発に努める。また、平時より定期的な巡回を行い、管理が改善されない空き家は、特定空き家の指定を進める。</p> <p>⑤ 市街地整備</p> <p>(1) 都市施設の整備を計画的に進め、老朽化に伴う既存都市施設の修繕などを行う。</p> <p>(2) 未整備の都市計画道路や拡幅が必要な既存道路などを計画的に整備する。</p> <p>(3) 権利者の理解と協力により土地区画整理事業を促進するとともに、未着手となっている土地区画整理区域の事業化を図る。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 指標（KPI） | <p>⑤(2) 都市計画道路整備率 現状値：72.6% → 目標値：78.5%</p> <p>⑤(3) 区画整理地内の道路整備率と仮換地指定率</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">現状値：一本松地区</td> <td style="width: 20%;">（道路） 93.8%</td> <td style="width: 20%;">（仮換地） 93.4%</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>若葉駅西口地区</td> <td>（道路） 94.0%</td> <td>（仮換地） 96.8%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>目標値：一本松地区</td> <td>（道路） 100.0%</td> <td>（仮換地） 100.0%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>若葉駅西口地区</td> <td>（道路） 100.0%</td> <td>（仮換地） 100.0%</td> <td></td> </tr> </table> | 現状値：一本松地区 | （道路） 93.8% | （仮換地） 93.4% | | 若葉駅西口地区 | （道路） 94.0% | （仮換地） 96.8% | | 目標値：一本松地区 | （道路） 100.0% | （仮換地） 100.0% | | 若葉駅西口地区 | （道路） 100.0% | （仮換地） 100.0% | |
| 現状値：一本松地区 | （道路） 93.8% | （仮換地） 93.4% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 若葉駅西口地区 | （道路） 94.0% | （仮換地） 96.8% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 目標値：一本松地区 | （道路） 100.0% | （仮換地） 100.0% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 若葉駅西口地区 | （道路） 100.0% | （仮換地） 100.0% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 横断的分野との関係 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 官民連携：②(1) ③(1) ○ 老朽化対策：⑤(1) | | | | | | | | | | | | | | | | |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 都市計画課
- 道路建設課
- 区画整理課

【政策6】 快適で住みよいまち（都市整備）

目標1 被害の発生抑制により人命を保護する

【1-2】 火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態

| | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|--|--|-------------|------------|-------------|---------|------------|-------------|-----------|-------------|--------------|---------|-------------|--------------|
| 脆弱性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 管理不十分な空き家の発生を防止し、良好な生活環境の保全を図る必要がある。 ○ 災害に強い、安心安全なまちづくりを行うため、市街地整備を推進する必要がある。 ○ 火災による被害の発生を抑制するため、建築物の不燃化を促進する必要がある。 | | | | | | | | | | | | | |
| 対応方策 | <p>① 空き家対策【再掲載 1-1】</p> <p>(1) 空き家の適正な管理を促進し、空き家の利活用などの啓発に努める。また、平时より定期的な巡回を行い、管理が改善されない空き家は、特定空き家の指定を進める。</p> <p>② 市街地整備【再掲載 1-1】</p> <p>(1) 都市施設の整備を計画的に進め、老朽化に伴う既存都市施設の修繕などを行う。</p> <p>(2) 未整備の都市計画道路や拡幅が必要な既存道路などを計画的に整備する。</p> <p>(3) 権利者の理解と協力により土地区画整理事業を促進するとともに、未着手となっている土地区画整理区域の事業化を図る。</p> <p>③ 準防火地域の指定</p> <p>(1) 比較的建物密度が高い市街地において、準防火地域の指定を進める。</p> | | | | | | | | | | | | | |
| | 指標（KPI） | <p>②(2) 都市計画道路整備率 現状値：72.6% → 目標値：78.5%</p> <p>②(3) 区画整理地内の道路整備率と仮換地指定率</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">現状値：一本松地区</td> <td style="padding: 2px;">（道路） 93.8%</td> <td style="padding: 2px;">（仮換地） 93.4%</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">若葉駅西口地区</td> <td style="padding: 2px;">（道路） 94.0%</td> <td style="padding: 2px;">（仮換地） 96.8%</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">目標値：一本松地区</td> <td style="padding: 2px;">（道路） 100.0%</td> <td style="padding: 2px;">（仮換地） 100.0%</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">若葉駅西口地区</td> <td style="padding: 2px;">（道路） 100.0%</td> <td style="padding: 2px;">（仮換地） 100.0%</td> </tr> </table> | 現状値：一本松地区 | （道路） 93.8% | （仮換地） 93.4% | 若葉駅西口地区 | （道路） 94.0% | （仮換地） 96.8% | 目標値：一本松地区 | （道路） 100.0% | （仮換地） 100.0% | 若葉駅西口地区 | （道路） 100.0% | （仮換地） 100.0% |
| | 現状値：一本松地区 | （道路） 93.8% | （仮換地） 93.4% | | | | | | | | | | | |
| 若葉駅西口地区 | （道路） 94.0% | （仮換地） 96.8% | | | | | | | | | | | | |
| 目標値：一本松地区 | （道路） 100.0% | （仮換地） 100.0% | | | | | | | | | | | | |
| 若葉駅西口地区 | （道路） 100.0% | （仮換地） 100.0% | | | | | | | | | | | | |
| 横断的分野との関係 | ○ 老朽化対策：②(1) | | | | | | | | | | | | | |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 都市計画課
- 道路建設課
- 区画整理課



【政策6】快適で住みよいまち（都市整備）

目標1 被害の発生抑制により人命を保護する

【1-3】異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態

| | |
|-----------|---|
| 脆弱性 | ○ 応急対応が必要なため、資機材を整備する必要がある。 |
| 対応方策 | ① 防災資機材等の整備 (1) 排水ポンプ車や土のう、止水板などの資機材の整備を進める。 |
| 横断的分野との関係 | |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 道路建設課

【政策6】 快適で住みよいまち（都市整備）

目標1 被害の発生抑制により人命を保護する

【1-4】 大規模な風水害等により多数の死傷者が発生する事態

| | | | | | | | | | | |
|-----------|--|--|-----------|-------|---------|--------|-----------|--------|---------|--------|
| 脆弱性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 浸水などの被害を抑制するため、未整備の水路を計画的に整備する必要がある。 ○ 下水道施設の機能が途絶えないようにする必要がある。 ○ 局地的な大規模降雨に備え、雨水排水施設を維持管理する必要がある。 ○ 応急対応が必要なため、資機材を整備する必要がある。 | | | | | | | | | |
| 対応方策 | <p>① 浸水被害の軽減</p> <p>(1) 社会資本整備総合交付金などを活用し、雨水排水など下水道施設の計画的な整備を進める。</p> <p>(2) 災害時においても下水道施設の機能を維持するため、施設の復旧や燃料確保などに向けた災害時協定の締結を図る。</p> <p>(3) ハザードマップなどを参照し、計画的に水路や雨水管路などの整備を進める。</p> <p>(4) 平時からアンダーパスの排水ポンプや集水柵・道路側溝などの雨水排水施設を定期的に点検や清掃を行い、適正な維持管理を行う。</p> <p>② 防災資機材等の整備【再掲載1-3】</p> <p>(1) 排水ポンプ車や土のう、止水板などの資機材の整備を進める。</p> | | | | | | | | | |
| | 指標（KPI） | <p>①(4) 区画整理地内の雨水管整備率</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>現状値：一本松地区</td> <td>98.5%</td> </tr> <tr> <td>若葉駅西口地区</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>目標値：一本松地区</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>若葉駅西口地区</td> <td>100.0%</td> </tr> </table> | 現状値：一本松地区 | 98.5% | 若葉駅西口地区 | 100.0% | 目標値：一本松地区 | 100.0% | 若葉駅西口地区 | 100.0% |
| 現状値：一本松地区 | 98.5% | | | | | | | | | |
| 若葉駅西口地区 | 100.0% | | | | | | | | | |
| 目標値：一本松地区 | 100.0% | | | | | | | | | |
| 若葉駅西口地区 | 100.0% | | | | | | | | | |
| | 横断的分野との関係 | | | | | | | | | |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 道路建設課
- 区画整理課
- 坂戸、鶴ヶ島下水道組合



【政策6】 快適で住みよいまち（都市整備）

目標1 被害の発生抑制により人命を保護する

【1-6】 列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態

| | |
|-----------|---|
| 脆弱性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 列車の転覆等の交通機関の被害等が、他の事故や他の災害の発生につながらないようにする必要がある。 ○ 鉄道に関わる道路施設などが鉄道運行に支障のないようにする必要がある。 |
| 対応方策 | <p>① 踏切の長時間遮断対策</p> <p>(1) 踏切の開放や復旧のタイミングなどに事故が発生しないよう、鉄道事業者、道路管理者及び警察との連携を図る。</p> <p>② 鉄道施設に関わる安全対策</p> <p>(1) 踏切や跨線橋、アンダーパスなど鉄道に関わる道路施設を定期的に点検し、点検結果に応じた修繕対策などを鉄道事業者と協議し、安全対策を促進する。</p> |
| 横断的分野との関係 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 官民連携：①(1) ②(1) ○ 老朽化対策：②(1) |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 道路建設課

【政策6】 快適で住みよいまち（都市整備）

目標1 被害の発生抑制により人命を保護する

【1-7】 災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態

| | | |
|-----------|--|--|
| 脆弱性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路閉塞による救援の大幅な遅延を防ぐ必要がある。 ○ 狭あい道路の道路閉塞を防ぐ必要がある。 ○ 緊急輸送道路など幹線道路が分断しないよう、道路機能を保つ必要がある。 また、橋りょうが倒壊しないよう、橋りょう機能を保つ必要がある。 | |
| 対応方策 | <p>① 道路啓開体制の整備 (1) 被害を想定し、市内土木業者と連携を図った上で、道路啓開に必要な体制整備を進める。</p> <p>② 道路ネットワークの整備・通行の確保 (1) 未整備の都市計画道路や拡幅が必要な既存道路などを計画的に整備する。</p> <p>③ 既存道路・橋りょうの維持管理・老朽化対策 (1) 緊急輸送道路や避難路など既存道路の舗装や路盤などを計画的に修繕する。 (2) 橋りょうの定期点検を実施し、効率的・効果的な修繕などの対策を行う。</p> | |
| | 指標（KPI） | <p>①(1) 都市計画道路整備率 現状値：72.6% → 目標値：78.5%</p> |
| 横断的分野との関係 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 官民連携：①(1) ○ 老朽化対策：③(1)(2) | |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 道路建設課



【政策6】快適で住みよいまち（都市整備）

目標3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する

【3-2】情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態

| | |
|-----------|--|
| 脆弱性 | ○ 災害時には、多くの情報が市に寄せられるため、正確な情報を得るためにも、災害現場の状況を確認する必要がある。 |
| 対応方策 | ① 情報等の収集・共有 (1) 災害時に適切な道路パトロールが行えるよう、水害のおそれがある箇所を把握し、情報共有を図る。 |
| 横断的分野との関係 | |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 道路建設課
- 区画整理課



【政策6】 快適で住みよいまち（都市整備）

目標3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する

【3-4】 沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態

| | |
|-----------|---|
| 脆弱性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路閉塞による交通ネットワークなどの機能停止を防ぐ必要がある。 ○ 旧耐震基準で建てられた木造住宅の建物倒壊を防ぐ必要がある。 ○ 電柱倒壊による住宅被害を軽減する必要がある。 |
| 対応方策 | <p>① 道路啓開体制の整備【再掲載 1-7】</p> <p>(1) 被害を想定し、市内土木業者と連携を図った上で、道路啓開に必要な体制整備を進める。</p> <p>② 住宅等の耐震化【再掲載 1-1】</p> <p>(1) 「木造住宅耐震診断補助金」及び「住宅耐震改修補助金制度」の制度を周知し、利用促進を図る。</p> <p>③ 無電柱化及び電柱倒壊防止の推進【再掲載 1-1】</p> <p>(1) 災害時の電柱倒壊による被害を抑制するため、無電柱化を促進する。</p> |
| 横断的分野との関係 | ○ 官民連携：①(1) ③(1) |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 都市計画課
- 道路建設課



【政策6】 快適で住みよいまち（都市整備）

目標3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する

【3-5】 信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態

| | |
|-----------|---|
| 脆弱性 | ○ 主要幹線道路や災害対策拠点への連絡道路が交通ネットワークの機能を果たす必要がある。 |
| 対応方策 | <p>① 道路施設の安全性対策</p> <p>(1) 道路照明や歩道橋などの道路施設を定期的に点検し、点検結果に応じて修繕などの対策を進める。</p> <p>(2) 道路上電光掲示板や雨水排水ポンプを定期的に点検し、道路冠水時などに注意喚起情報が掲示できるよう、点検結果に応じて修繕などの対策を進める。</p> <p>(3) 道路施設に太陽光発電機能を付設するなど、停電時の交通障害発生軽減対策を進める。</p> |
| 横断的分野との関係 | ○ 老朽化対策：①(1)(2)(3) |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 道路建設課

【政策6】 快適で住みよいまち（都市整備）

目標3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する

【3-6】 交通インフラが長期間にわたり機能停止する事態

| | | |
|------|--|--|
| 脆弱性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路閉塞による交通ネットワークなどの機能停止を防ぐ必要がある。 ○ 狭あい道路の道路閉塞を防ぐ必要がある。 ○ 緊急輸送道路など幹線道路が分断しないよう、道路機能を保つ必要がある。 また、橋りょうが倒壊しないよう、橋りょう機能を保つ必要がある。 | |
| 対応方策 | <p>① 道路啓開体制の整備【再掲載 1-7,3-4】</p> <p>(1) 被害を想定し、市内土木業者と連携を図った上で、道路啓開に必要な体制整備を進める。</p> <p>② 道路ネットワークの整備・通行の確保【再掲載 1-7】</p> <p>(1) 未整備の都市計画道路や拡幅が必要な既存道路などを計画的に整備する。</p> <p>③ 既存道路・橋りょうの維持管理・老朽化対策【再掲載 1-7】</p> <p>(1) 緊急輸送道路や避難路など既存道路の舗装や路盤などを計画的に修繕する。 (2) 橋りょうの定期点検を実施し、効率的・効果的な修繕などの対策を行う。</p> | |
| | 指標（KPI） | <p>②(1) 都市計画道路整備率</p> <p>現状値：72.6% → 目標値：78.5%</p> |
| | 横断的分野との関係 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 官民連携：①(1) ○ 老朽化対策：③(1)(2) |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 道路建設課

【政策6】 快適で住みよいまち（都市整備）

目標3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する

【3-7】 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力が低下する事態

| | | |
|------|--|--|
| 脆弱性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路閉塞による交通ネットワークなどの機能停止を防ぐ必要がある。 ○ 狭あい道路の道路閉塞を防ぐ必要がある。 ○ 緊急輸送道路など幹線道路が分断しないよう、道路機能を保つ必要がある。 また、橋りょうが倒壊しないよう、橋りょう機能を保つ必要がある。 | |
| 対応方策 | <p>① 道路啓開体制の整備【再掲載 1-7,3-4,3-6】</p> <p>(1) 被害を想定し、市内土木業者と連携を図った上で、道路啓開に必要な体制整備を進める。</p> <p>② 道路ネットワークの整備・通行の確保【再掲載 1-7,3-6】</p> <p>(1) 未整備の都市計画道路や拡幅が必要な既存道路などを計画的に整備する。</p> <p>③ 既存道路・橋りょうの維持管理・老朽化対策【再掲載 1-7,3-6】</p> <p>(1) 緊急輸送道路や避難路など既存道路の舗装や路盤などを計画的に修繕する。 (2) 橋りょうの定期点検を実施し、効率的・効果的な修繕などの対策を行う。</p> | |
| | 指標（K P I） | <p>②(1) 都市計画道路整備率</p> <p>現状値：72.6% → 目標値：78.5%</p> |
| | 横断的分野との関係 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 官民連携：①(1) ○ 老朽化対策：③(1)(2) |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 道路建設課



【政策6】 快適で住みよいまち（都市整備）

目標3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する

【3-8】 孤立集落が発生する事態

| | | |
|------|--|-------------|
| 脆弱性 | ○ 道路閉塞による交通ネットワークなどの機能停止を防ぐ必要がある。 | |
| 対応方策 | <p>① 道路啓開体制の整備【再掲載 1-7,3-4,3-6,3-7】</p> <p>(1) 被害を想定し、市内土木業者と連携を図った上で、道路啓開に必要な体制整備を進める。</p> | |
| | 横断的分野との関係 | ○ 官民連携：①(1) |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 道路建設課



【政策6】 快適で住みよいまち（都市整備）

目標5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する

【5-2】 取水停止等により、給水停止が長期化する事態

| | | |
|------|--|-------------|
| 脆弱性 | ○ 災害時の上水道に関する連携について協議する必要がある。 | |
| 対応方策 | <p>① 給水機能の確保・上水道施設の復旧体制の強化</p> <p>(1) 上水道施設の早期復旧を図るため、坂戸、鶴ヶ島水道企業団や管工事組合・土木業者などとの連携強化に努める。</p> | |
| | 横断的分野との関係 | ○ 官民連携：①(1) |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 道路建設課

【政策6】 快適で住みよいまち（都市整備）

目標5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する

【5-3】 汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態

| | |
|-----------|--|
| 脆弱性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の下水道に関する連携について協議する必要がある。 ○ 下水道施設の汚水処理機能を維持する必要がある。 |
| 対応方策 | <p>① 下水道施設の復旧体制強化</p> <p>(1) 下水道施設の早期復旧を図るため、管工事組合や土木業者などとの連携強化に努める。</p> <p>② 下水道施設の機能強化</p> <p>(1) 下水道施設の適切な維持管理を行うとともに、施設の耐震化・耐水化対策や老朽化対策を進めるため、各種計画に基づいた修繕・改築などを図る。</p> |
| 横断的分野との関係 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 官民連携：①(1) ○ 老朽化対策：②(1) |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 都市計画課
- 道路建設課
- 坂戸、鶴ヶ島下水道組合

【政策6】 快適で住みよいまち（都市整備）

目標5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する

【5-4】 防災インフラが長期間にわたり機能不全に陥る事態

| | | |
|-----------|--|---|
| 脆弱性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路閉塞による交通ネットワークなどの機能停止を防ぐ必要がある。 ○ 狭あい道路の道路閉塞を防ぐ必要がある。 ○ 緊急輸送道路など幹線道路が分断しないよう、道路機能を保つ必要がある。 また、橋りょうが倒壊しないよう、橋りょう機能を保つ必要がある。 | |
| 対応方策 | <p>① 道路啓開体制の整備【再掲載 1-7,3-4,3-6,3-7,3-8】</p> <p>(1) 被害を想定し、市内土木業者と連携を図った上で、道路啓開に必要な体制整備を進める。</p> <p>② 道路ネットワークの整備・通行の確保【再掲載 1-7,3-6,3-7】</p> <p>(1) 未整備の都市計画道路や拡幅が必要な既存道路などを計画的に整備する。</p> <p>③ 既存道路・橋りょうの維持管理・老朽化対策【再掲載 1-7,3-6,3-7】</p> <p>(1) 緊急輸送道路や避難路など既存道路の舗装や路盤などを計画的に修繕する。 (2) 橋りょうの定期点検を実施し、効率的・効果的な修繕などの対策を行う。</p> | |
| | 指標（KPI） | <p>②(1) 都市計画道路整備率</p> <p>現状値：72.6% → 目標値：78.5%</p> |
| 横断的分野との関係 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 官民連携：①(1) ○ 老朽化対策：③(1)(2) | |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 道路建設課

【政策6】 快適で住みよいまち（都市整備）

目標6 「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する

【6-2】 基幹的交通ネットワークの機能停止により物流・人流に甚大な影響を及ぼす事態

| | | |
|-----------|--|--|
| 脆弱性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路閉塞による交通ネットワークなどの機能停止を防ぐ必要がある。 ○ 狭あい道路の道路閉塞を防ぐ必要がある。 ○ 緊急輸送道路など幹線道路が分断しないよう、道路機能を保つ必要がある。 また、橋りょうが倒壊しないよう、橋りょう機能を保つ必要がある。 | |
| 対応方策 | <p>① 道路啓開体制の整備【再掲載 1-7,3-4,3-6,3-7,3-8,5-4】</p> <p>(1) 被害を想定し、市内土木業者と連携を図った上で、道路啓開に必要な体制整備を進める。</p> <p>② 道路ネットワークの整備・通行の確保【再掲載 1-7,3-6,3-7,5-4】</p> <p>(1) 未整備の都市計画道路や拡幅が必要な既存道路などを計画的に整備する。</p> <p>③ 既存道路・橋りょうの維持管理・老朽化対策【再掲載 1-7,3-6,3-7,5-4】</p> <p>(1) 緊急輸送道路や避難路など既存道路の舗装や路盤などを計画的に修繕する。 (2) 橋りょうの定期点検を実施し、効率的・効果的な修繕などの対策を行う。</p> | |
| | 指標（KPI） | <p>②(1) 都市計画道路整備率 現状値：72.6% → 目標値：78.5%</p> |
| 横断的分野との関係 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 官民連携：①(1) ○ 老朽化対策：③(1)(2) | |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 道路建設課



【政策6】 快適で住みよいまち（都市整備）

目標7 二次災害を発生させない

【7-1】 地震の発生に伴う市街地の大規模火災の発生により多数の死傷者が発生する事態

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|--|-----------|-------|--------|-------|-------|---------|------|-------|-------|-------|-----------|------|--------|-------|--------|---------|------|--------|-------|--------|
| 脆弱性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 旧耐震基準で建てられた木造住宅の建物倒壊を防ぐ必要がある。 ○ 電柱倒壊による住宅被害を軽減する必要がある。 ○ 管理不十分な空き家の発生を防止し、良好な生活環境の保全を図る必要がある。 ○ 災害に強い、安心安全なまちづくりを行うため、市街地整備を推進する必要がある。 ○ 火災による被害の発生を抑制するため、建築物の不燃化を促進する必要がある。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 対応方策 | <p>① 住宅等の耐震化【再掲載 1-1,3-4】</p> <p>(1) 「木造住宅耐震診断補助金」及び「住宅耐震改修補助金制度」の制度を周知し、利用促進を図る。</p> <p>② 無電柱化及び電柱倒壊防止の推進【再掲載 1-1,3-4】</p> <p>(1) 災害時の電柱倒壊による被害を抑制するため、無電柱化を促進する。</p> <p>③ 空き家対策【再掲載 1-1,1-2】</p> <p>(1) 空き家の適正な管理を促進し、空き家の利活用などの啓発に努める。また、平時より定期的な巡回を行い、管理が改善されない空き家は、特定空き家の指定を進める。</p> <p>④ 市街地整備【再掲載 1-1,1-2】</p> <p>(1) 都市施設の整備を計画的に進め、老朽化に伴う既存都市施設の修繕などを行う。</p> <p>(2) 未整備の都市計画道路や拡幅が必要な既存道路などを計画的に整備する。</p> <p>(3) 権利者の理解と協力により土地区画整理事業を促進するとともに、未着手となっている土地区画整理区域の事業化を図る。</p> <p>⑤ 準防火地域の指定【再掲載 1-2】</p> <p>(1) 比較的建物密度が高い市街地において、準防火地域の指定を進める。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 指標 (K P I) | <p>④(2) 都市計画道路整備率 現状値：72.6% → 目標値：78.5%</p> <p>④(3) 区画整理地内の道路整備率と仮換地指定率</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">現状値：一本松地区</td> <td style="width: 10%;">(道路)</td> <td style="width: 10%;">93.8%</td> <td style="width: 10%;">(仮換地)</td> <td style="width: 10%;">93.4%</td> </tr> <tr> <td>若葉駅西口地区</td> <td>(道路)</td> <td>94.0%</td> <td>(仮換地)</td> <td>96.8%</td> </tr> <tr> <td>目標値：一本松地区</td> <td>(道路)</td> <td>100.0%</td> <td>(仮換地)</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>若葉駅西口地区</td> <td>(道路)</td> <td>100.0%</td> <td>(仮換地)</td> <td>100.0%</td> </tr> </table> | 現状値：一本松地区 | (道路) | 93.8% | (仮換地) | 93.4% | 若葉駅西口地区 | (道路) | 94.0% | (仮換地) | 96.8% | 目標値：一本松地区 | (道路) | 100.0% | (仮換地) | 100.0% | 若葉駅西口地区 | (道路) | 100.0% | (仮換地) | 100.0% |
| 現状値：一本松地区 | (道路) | 93.8% | (仮換地) | 93.4% | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 若葉駅西口地区 | (道路) | 94.0% | (仮換地) | 96.8% | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 目標値：一本松地区 | (道路) | 100.0% | (仮換地) | 100.0% | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 若葉駅西口地区 | (道路) | 100.0% | (仮換地) | 100.0% | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 横断的分野との関係 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 官民連携：②(1) ○ 老朽化対策：④(1) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 都市計画課
- 道路建設課
- 区画整理課



【政策6】快適で住みよいまち（都市整備）

目標7 二次災害を発生させない

【7-4】洪水抑制機能が大幅に低下する事態

| | | |
|------|--|--|
| 脆弱性 | ○ 応急対応が必要なため、資機材を整備する必要がある。 | |
| 対応方策 | ① 防災資機材等の整備【再掲載 1-3, 1-4】 (1) 排水ポンプ車や土のう、止水板などの資機材の整備を進める。 | |
| | 横断的分野との関係 | |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 道路建設課



【政策6】 快適で住みよいまち（都市整備）

目標8 被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

【8-1】 大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態

| | | |
|-----------|--|--|
| 脆弱性 | ○ 道路閉塞による交通ネットワークなどの機能停止を防ぐ必要がある。 | |
| 対応方策 | <p>① 道路啓開体制の整備【再掲載 1-7,3-4,3-6,3-7,3-8,5-4,6-2】</p> <p>(1) 被害を想定し、市内土木業者と連携を図った上で、道路啓開に必要な体制整備を進める。</p> | |
| 横断的分野との関係 | ○ 官民連携：①(1) | |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 道路建設課

【政策6】 快適で住みよいまち（都市整備）

目標8 被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

【8-2】 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

| | |
|-----------|--|
| 脆弱性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 危険度判定士などの有資格者を確保する必要がある。 ○ 災害復興などは、平時に経験できないため、復興の迅速な対応力を養う必要がある。 |
| 対応策 | <p>① 復旧・復興を担う人材等の育成</p> <p>(1) 被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士のネットワークを維持するとともに、被災後に迅速な対応ができるよう受入れ態勢の事前整備などを行う。</p> <p>(2) 復興に関する「まちづくりのイメージトレーニング」などの実施により、復興に携わる人材の育成を図る。</p> |
| 横断的分野との関係 | ○ 官民連携：①(1) |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 都市計画課
- 道路建設課
- 区画整理課
- 企業立地課

【政策6】 快適で住みよいまち（都市整備）

目標8 被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

【8-4】 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|---|--|-------------|------------|-------------|--|---------|------------|-------------|--|-----------|-------------|--------------|--|---------|-------------|--------------|--|
| 脆弱性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害に強い、安心安全なまちづくりを行うため、市街地整備を推進する必要がある。 ○ 危険度判定士などの有資格者を確保する必要がある。 ○ 災害復興などは、平時に経験できないため、復興の迅速な対応力を養う必要がある。 ○ 避難所生活が長引く場合、避難者の住居を用意する必要がある。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 対応方策 | <p>① 市街地整備【再掲載 1-1, 1-2, 7-1】</p> <p>(1) 都市施設の整備を計画的に進め、老朽化に伴う既存都市施設の修繕などを行う。</p> <p>(2) 未整備の都市計画道路や拡幅が必要な既存道路などを計画的に整備する。</p> <p>(3) 権利者の理解と協力により土地区画整理事業を促進するとともに、未着手となっている土地区画整理区域の事業化を図る。</p> <p>② 復旧・復興を担う人材等の育成【再掲載 8-2】</p> <p>(1) 被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士のネットワークを維持するとともに、被災後に迅速な対応ができるよう受入れ態勢の事前整備などを行う。</p> <p>(2) 復興に関する「まちづくりのイメージトレーニング」などの実施により、復興に携わる人材の育成を図る。</p> <p>③ 避難所生活長期化に伴う住居の確保</p> <p>(1) 民間事業者と連携し、仮設住宅などの設置を進める。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 指標（KPI） | <p>①(2) 都市計画道路整備率 現状値：72.6% → 目標値：78.5%</p> <p>①(3) 区画整理地内の道路整備率と仮換地指定率</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">現状値：一本松地区</td> <td style="width: 20%;">（道路） 93.8%</td> <td style="width: 20%;">（仮換地） 93.4%</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>若葉駅西口地区</td> <td>（道路） 94.0%</td> <td>（仮換地） 96.8%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>目標値：一本松地区</td> <td>（道路） 100.0%</td> <td>（仮換地） 100.0%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>若葉駅西口地区</td> <td>（道路） 100.0%</td> <td>（仮換地） 100.0%</td> <td></td> </tr> </table> | 現状値：一本松地区 | （道路） 93.8% | （仮換地） 93.4% | | 若葉駅西口地区 | （道路） 94.0% | （仮換地） 96.8% | | 目標値：一本松地区 | （道路） 100.0% | （仮換地） 100.0% | | 若葉駅西口地区 | （道路） 100.0% | （仮換地） 100.0% | |
| | 現状値：一本松地区 | （道路） 93.8% | （仮換地） 93.4% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 若葉駅西口地区 | （道路） 94.0% | （仮換地） 96.8% | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 目標値：一本松地区 | （道路） 100.0% | （仮換地） 100.0% | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 若葉駅西口地区 | （道路） 100.0% | （仮換地） 100.0% | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 横断的分野との関係 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 官民連携：②(1) ③(1) ○ 老朽化対策：①(1) | | | | | | | | | | | | | | | | | |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 都市計画課
- 道路建設課
- 区画整理課
- 企業立地課

【政策6】 快適で住みよいまち（都市整備）

目標8 被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

【8-6】 基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

| | | |
|------|---|---|
| 脆弱性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路閉塞による交通ネットワークなどの機能停止を防ぐ必要がある。 ○ 狭あい道路の道路閉塞を防ぐ必要がある。 ○ 緊急輸送道路など幹線道路が分断しないよう、道路機能を保つ必要がある。また、橋りょうが倒壊しないよう、橋りょう機能を保つ必要がある。 ○ 避難所生活が長引く場合、避難者の住居を用意する必要がある。 | |
| 対応方策 | <p>① 道路啓開体制の整備【再掲載 1-7,3-4,3-6,3-7,3-8,5-4,6-2,8-1】</p> <p>(1) 被害を想定し、市内土木業者と連携を図った上で、道路啓開に必要な体制整備を進める。</p> <p>② 道路ネットワークの整備・通行の確保【再掲載 1-7,3-6,3-7,5-4,6-2】</p> <p>(1) 未整備の都市計画道路や拡幅が必要な既存道路などを計画的に整備する。</p> <p>③ 既存道路・橋りょうの維持管理・老朽化対策【再掲載 1-7,3-6,3-7,5-4,6-2】</p> <p>(1) 緊急輸送道路や避難路など既存道路の舗装や路盤などを計画的に修繕する。 (2) 橋りょうの定期点検を実施し、効率的・効果的な修繕などの対策を行う。</p> <p>④ 避難所生活長期化に伴う住居の確保【再掲載 8-4】</p> <p>(1) 民間事業者と連携し、仮設住宅などの設置を進める。</p> | |
| | 指標（KPI） | <p>②(1) 都市計画道路整備率</p> <p>現状値：72.6% → 目標値：78.5%</p> |
| | 横断的分野との関係 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 官民連携：①(1) ④(1) ○ 老朽化対策：③(1)(2) |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 道路建設課
- 都市計画課

【政策6】 快適で住みよいまち（都市整備）

目標8 被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

【8-7】 土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|---|--|-----------|--------|-------|-------|-------|---------|------|-------|-------|-------|-----------|------|--------|-------|--------|---------|------|--------|-------|--------|
| 脆弱性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 旧耐震基準で建てられた木造住宅の建物倒壊を防ぐ必要がある。 ○ 管理不十分な空き家の発生を防止し、良好な生活環境の保全を図る必要がある。 ○ 災害に強い、安心安全なまちづくりを行うため、市街地整備を推進する必要がある。 ○ 避難所生活が長引く場合、避難者の住居を用意する必要がある。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 対応方策 | <p>① 住宅等の耐震化【再掲載 1-1,3-4,7-1】</p> <p>(1) 「木造住宅耐震診断補助金」及び「住宅耐震改修補助金制度」の制度を周知し、利用促進を図る。</p> <p>② 空き家対策【再掲載 1-1,1-2,7-1】</p> <p>(1) 空き家の適正な管理を促進し、空き家の利活用などの啓発に努める。また、平時より定期的な巡回を行い、管理が改善されない空き家は、特定空き家の指定を進める。</p> <p>③ 市街地整備【再掲載 1-1,1-2,7-1,8-4】</p> <p>(1) 都市施設の整備を計画的に進め、老朽化に伴う既存都市施設の修繕などを行う。</p> <p>(2) 未整備の都市計画道路や拡幅が必要な既存道路などを計画的に整備する。</p> <p>(3) 権利者の理解と協力により土地区画整理事業を促進するとともに、未着手となっている土地区画整理区域の事業化を図る。</p> <p>④ 避難所生活長期化に伴う住居の確保【再掲載 8-4,8-6】</p> <p>(1) 民間事業者と連携し、仮設住宅などの設置を進める。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 指標（KPI） | <p>③(2) 都市計画道路整備率 現状値：72.6% → 目標値：78.5%</p> <p>③(3) 区画整理地内の道路整備率と仮換地指定率</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">現状値：一本松地区</td> <td style="width: 10%;">（道路）</td> <td style="width: 10%;">93.8%</td> <td style="width: 10%;">（仮換地）</td> <td style="width: 10%;">93.4%</td> </tr> <tr> <td>若葉駅西口地区</td> <td>（道路）</td> <td>94.0%</td> <td>（仮換地）</td> <td>96.8%</td> </tr> <tr> <td>目標値：一本松地区</td> <td>（道路）</td> <td>100.0%</td> <td>（仮換地）</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>若葉駅西口地区</td> <td>（道路）</td> <td>100.0%</td> <td>（仮換地）</td> <td>100.0%</td> </tr> </table> | 現状値：一本松地区 | （道路） | 93.8% | （仮換地） | 93.4% | 若葉駅西口地区 | （道路） | 94.0% | （仮換地） | 96.8% | 目標値：一本松地区 | （道路） | 100.0% | （仮換地） | 100.0% | 若葉駅西口地区 | （道路） | 100.0% | （仮換地） | 100.0% |
| | 現状値：一本松地区 | （道路） | 93.8% | （仮換地） | 93.4% | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 若葉駅西口地区 | （道路） | 94.0% | （仮換地） | 96.8% | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 目標値：一本松地区 | （道路） | 100.0% | （仮換地） | 100.0% | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 若葉駅西口地区 | （道路） | 100.0% | （仮換地） | 100.0% | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 横断的分野との関係 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 官民連携：④(1) ○ 老朽化対策：③(1) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 都市計画課
- 道路建設課
- 区画整理課



【政策6】 快適で住みよいまち（都市整備）

目標8 被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

【8-8】 耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態

| | |
|-----------|---|
| 脆弱性 | ○ 地震の被害を抑制するため、森林が適切に管理されるよう森林整備を進めていく必要がある。 |
| 対応策 | <p>① 適切な森林整備の推進</p> <p>(1) 市民の森など、市内に残る貴重な森林を森林所有者、森林ボランティア団体及び市がそれぞれの役割に応じ、適切な管理に努める。</p> |
| 横断的分野との関係 | ○ 地域づくり・コミュニケーション：①(1) |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 都市計画課

【政策6】 快適で住みよいまち（都市整備）

目標9 首都機能の維持・復旧をバックアップできるようにする

【9-1】 大量の帰宅困難者が発生し、多数の家族が分断される事態

| | | |
|-----------|---|---|
| 脆弱性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路閉塞による渋滞など帰宅困難者の発生を防ぐ必要がある。 ○ 狭あい道路の道路閉塞を防ぐ必要がある。 ○ 緊急輸送道路など幹線道路が分断しないよう、道路機能を保つ必要がある。 また、橋りょうが倒壊しないよう、橋りょう機能を保つ必要がある。 | |
| 対応方策 | <p>① 道路啓開体制の整備【再掲載 1-7,3-4,3-6,3-7,3-8,5-4,6-2,8-1,8-6】 (1) 被害を想定し、市内土木業者と連携を図った上で、道路啓開に必要な体制整備を進める。</p> <p>② 道路ネットワークの整備・通行の確保【再掲載 1-7,3-6,3-7,5-4,6-2,8-6】 (1) 未整備の都市計画道路や拡幅が必要な既存道路などを計画的に整備する。</p> <p>③ 既存道路・橋りょうの維持管理・老朽化対策【再掲載 1-7,3-6,3-7,5-4,6-2,8-6】 (1) 緊急輸送道路や避難路など既存道路の舗装や路盤などを計画的に修繕する。 (2) 橋りょうの定期点検を実施し、効率的・効果的な修繕などの対策を行う。</p> | |
| | 指標（KPI） | <p>②(1) 都市計画道路整備率 現状値：72.6% → 目標値：78.5%</p> |
| 横断的分野との関係 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 官民連携：①(1) ○ 老朽化対策：③(1)(2) | |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 道路建設課

【政策7】 経営的視点に立った市政運営（行政機能・情報通信）**目標1 被害の発生抑制により人命を保護する****【1-1】 建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態**

| | |
|-----------|---|
| 脆弱性 | ○ 公共施設の老朽化などによる建物損壊を軽減する必要がある。 |
| 対応方策 | ① 庁舎等公共施設の長寿命化 (1) 施設の定期点検を行い、危険箇所の有無などの把握に努める。 (2) 「鶴ヶ島市公共施設個別利用実施計画」に基づいた改修や修繕などを計画的に進める。 (3) 的確な維持管理や修繕などを図るため、専門知識の習得を推進する。 |
| 横断的分野との関係 | ○ 老朽化対策：①(1)(2) |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 資産管理課



【政策7】 経営的視点に立った市政運営（行政機能・情報通信）

目標2 救助・救急・医療活動により人命を保護する

【2-5】 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者が発生する事態

| | | |
|-----------|---|--|
| 脆弱性 | ○ 死亡届の受理や埋葬許可証の発行の遅延を防ぐ必要がある。 | |
| 対応策 | <p>① 遺体の取扱い整備</p> <p>(1) 災害時に多数の死者が発生した場合を想定し、円滑に死亡届の受理や埋葬許可証の発行が行える体制を整備する。</p> <p>(2) 西入間警察署、坂戸・鶴ヶ島消防組合及び広域静苑組合などの関係機関と連携を図り、遺体の搜索、処理及び埋・火葬を迅速に対応できるような体制整備を進める。</p> | |
| 横断的分野との関係 | ○ 官民連携：①(2) | |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 市民課

【政策7】 経営的視点に立った市政運営（行政機能・情報通信）

目標3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する

【3-1】 情報通信が集中し混雑する事態・途絶する事態

| | |
|-----------|---|
| 脆弱性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民からの問い合わせに対応が可能な状態を保つ必要がある。 ○ 電話が不通になる事態に備え、電話以外の通信方法を検討する必要がある。 ○ 情報発信手段を確保し、子供から高齢者など広い世代に情報を提供する必要がある。 ○ 電力や通信などを確保し、全ての市民に必要な情報を確実に提供する必要がある。 |
| 対応方策 | <p>① 通信施設の多重化・情報提供手段の多様化</p> <p>(1) 問い合わせが集中し、電話回線がパンクしないよう、庁舎同時通話回線の増設を進める。また、電話交換機がシステムダウンした場合に使用できる臨時回線数（現状2回線）の増設を進める。</p> <p>(2) 新たな通信方法（衛星通信、回線地中化、回線事業者の複数化など）を検討し、通信施設の多重化を図る。</p> <p>(3) より多くの市民に情報提供ができるよう、公式SNSなどの多様な情報伝達手段で周知活動を進める。</p> <p>(4) 平時より見やすいホームページなどを意識し、デジタルに馴染みのない市民にも情報発信していくため、広報やその他の媒体を効果的に活用して情報発信を行う。</p> <p>(5) 庁内通信回線などネットワークは、平時より災害などを意識して構築する。また、サーバーなどがシステムダウンした場合を想定し、保守点検業者と連携強化を図り、通信機能の確保に努める。</p> <p>② 庁舎機能等の強化・通信設備や非常用電源設備の耐震化等による整備</p> <p>(1) 非常用発電機の長寿命化を図るため、定期的な修繕やオーバーホールを行う。</p> <p>(2) 災害に対応する個別要件については、施設設備設計基準（国土交通省）に準拠し、庁舎改修要件に位置付ける。</p> <p>(3) 通信配線の耐震化、免震化、自家発電装置の更新などを進める。</p> <p>(4) 庁舎が使用できない場合においても行政機能を確保するため、回線事業者との協議を行い、クラウドシステムによる出先施設の機能移転を図る。</p> <p>(5) 業務継続計画（ICT-BCP）の実行性を担保するため、定期的な見直しと訓練を実施する。</p> |
| 横断的分野との関係 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 官民連携：①(2)(5) ○ 老朽化対策：②(1)(2)(3) |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 秘書広報課
- 資産管理課
- 情報推進課

【政策7】 経営的視点に立った市政運営（行政機能・情報通信）

目標3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する

【3-2】 情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態

| | |
|-----------|---|
| 脆弱性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民からの問い合わせに対応が可能な状態を保つ必要がある。 ○ 電話が不通になる事態に備え、電話以外の通信方法を検討する必要がある。 ○ 情報発信手段を確保し、子供から高齢者など広い世代に情報を提供する必要がある。 ○ 被害状況など正確な情報を収集・整理し、誤った情報の拡散を防ぐ必要がある。 |
| 対応方策 | <p>① 通信施設の多重化・情報提供手段の多様化【再掲載 3-1】</p> <p>(1) 問い合わせが集中し、電話回線がパンクしないよう、庁舎同時通話回線の増設を進める。また、電話交換機がシステムダウンした場合に使用できる臨時回線数（現状2回線）の増設を進める。</p> <p>(2) 新たな通信方法（衛星通信、回線地中化、回線事業者の複数化など）を検討し、通信施設の多重化を図る。</p> <p>(3) より多くの市民に情報提供ができるよう、公式SNSなどの多様な情報伝達手段で周知活動を進める。</p> <p>(4) 平時より見やすいホームページなどを意識し、デジタルに馴染みのない市民にも情報発信していくため、広報やその他の媒体を効果的に活用して情報発信を行う。</p> <p>(5) 庁内通信回線などネットワークは、平時より災害などを意識して構築する。 また、サーバーなどがシステムダウンした場合を想定し、保守点検業者と連携強化を図り、通信機能の確保に努める。</p> <p>② 情報等の収集・共有</p> <p>(1) 災害情報を整理し、デマやニセの情報を判別できるよう、情報整理に強い人材を確保、またはAIシステムなどを導入し情報解析に努める。</p> <p>(2) 災害情報を地図情報システム（GIS）などへ落とし込み、その情報の位置や状況、対応などが一目で情報共有できるようGIS環境の構築を推進する。</p> |
| 横断的分野との関係 | ○ 官民連携：①(2)(5) |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 秘書広報課
- 資産管理課
- 情報推進課

【政策7】 経営的視点に立った市政運営（行政機能・情報通信）

目標4 必要不可欠な行政機能を確保する

【4-1】 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会が混乱する事態

| | |
|-----------|---|
| 脆弱性 | ○ 電力や通信などを確保し、行政機能の低下を防ぐ必要がある。 |
| 対応方策 | <p>① 庁舎機能等の強化・通信設備や非常用電源設備の耐震化等による整備【再掲載3-1】</p> <p>(1) 非常用発電機の長寿命化を図るため、定期的な修繕やオーバーホールを行う。</p> <p>(2) 災害に対応する個別要件については、施設設備設計基準（国土交通省）に準拠し、庁舎改修要件に位置付ける。</p> <p>(3) 通信配線の耐震化、免震化、自家発電装置の更新などを進める。</p> <p>(4) 庁舎が使用できない場合においても行政機能を確保するため、回線事業者との協議を行い、クラウドシステムによる出先施設の機能移転を図る。</p> <p>(5) 業務継続計画（ICT-BCP）の実行性を担保するため、定期的な見直しと訓練を実施する。</p> |
| 横断的分野との関係 | ○ 老朽化対策：①(1)(2)(3) |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 資産管理課
- 情報推進課

【政策7】 経営的視点に立った市政運営（行政機能・情報通信）

目標4 必要不可欠な行政機能を確保する

【4-2】 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能が大幅に低下する事態

| | |
|-----------|--|
| 脆弱性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 電力や通信などを確保し、行政機能の低下を防ぐ必要がある。 ○ 公共施設の老朽化などによる建物損壊を軽減する必要がある。 ○ 行政データの紛失による社会の混乱を防ぐ必要がある。 |
| 対応方策 | <p>① 庁舎機能等の強化・通信設備や非常用電源設備の耐震化等による整備 【再掲載 3-1,4-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 非常用発電機の長寿命化を図るため、定期的な修繕やオーバーホールを行う。 (2) 災害に対応する個別要件については、施設設備設計基準（国土交通省）に準拠し、庁舎改修要件に位置付ける。 (3) 通信配線の耐震化、免震化、自家発電装置の更新などを進める。 (4) 庁舎が使用できない場合においても行政機能を確保するため、回線事業者との協議を行い、クラウドシステムによる出先施設の機能移転を図る。 (5) 業務継続計画（ICT-BCP）の実行性を担保するため、定期的な見直しと訓練を実施する。 <p>② 庁舎等公共施設の長寿命化【再掲載 1-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 施設の定期点検を行い、危険箇所の有無などの把握に努める。 (2) 「鶴ヶ島市公共施設個別利用実施計画」に基づいた改修や修繕などを計画的に進める。 (3) 的確な維持管理や修繕などを行うため、専門知識の習得を推進する。 <p>③ 行政データの保全</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 平時よりバックアップデータをクラウドに保存し、世代管理を実施することで、各課データの保全を図る。 (2) 復旧する際、担当の職員以外でも対応ができるように復旧手順の共有及び定期的な訓練を行う。 |
| 横断的分野との関係 | ○ 老朽化対策：①(1)(2)(3) ②(1)(2) |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 資産管理課
- 情報推進課

【政策7】 経営的視点に立った市政運営（行政機能・情報通信）

目標5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する

【5-1】 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたり機能が停止する事態

| | |
|-----------|---|
| 脆弱性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 電力や通信などを確保し、行政機能の低下を防ぐ必要がある。 ○ 庁舎機能や緊急車両などの維持のため、燃料を確保する必要がある。 |
| 対応方策 | <p>① 庁舎機能等の強化・通信設備や非常用電源設備の耐震化等による整備 【再掲載 3-1,4-1,4-2】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 非常用発電機の長寿命化を図るため、定期的な修繕やオーバーホールを行う。 (2) 災害に対応する個別要件については、施設設備設計基準（国土交通省）に準拠し、庁舎改修要件に位置付ける。 (3) 通信配線の耐震化、免震化、自家発電装置の更新などを進める。 (4) 庁舎が使用できない場合においても行政機能を確保するため、回線事業者との協議を行い、クラウドシステムによる出先施設の機能移転を図る。 (5) 業務継続計画（ICT-BCP）の実行性を担保するため、定期的な見直しと訓練を実施する。 <p>② 公共施設・避難所・緊急車両等への燃料供給確保</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 民間事業者との燃料供給に関する実際の運用について話し合い、燃料供給訓練などを実施する。 |
| 横断的分野との関係 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 官民連携：②(1) ○ 老朽化対策：①(1)(2)(3) |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 財政課
- 資産管理課
- 情報推進課



【政策7】 経営的視点に立った市政運営（行政機能・情報通信）

目標6 「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する

【6-3】 金融サービス・郵便等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響を及ぼす事態

| | |
|-----------|--|
| 脆弱性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融機関の機能停止期間が最小限となるよう対応策を講じておく必要がある。 ○ 郵便の機能停止期間が最小限となるよう対応策を講じておく必要がある。 |
| 対応方策 | <p>① 金融機関等の業務継続計画策定及び促進</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市のハザードマップなどを配付し、災害リスク情報の提供を行う。 (2) 災害時対応策を整備していない金融機関などへ業務継続計画策定の促進を図る。 (3) 災害リスクによる現金保有の必要性及び預金取引先金融機関の分散化を検討する。 (4) 日本郵政株式会社に業務継続計画策定の普及啓発活動を行い、策定を促進する。 |
| 横断的分野との関係 | ○ 官民連携：①(2)(4) |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 総務人権推進課
- 会計課



【政策7】 経営的視点に立った市政運営（行政機能・情報通信）

目標8 被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

【8-2】 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

| | |
|-----------|--|
| 脆弱性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時に迅速な対応が行えるよう、職員が危険度判定士などの資格を取得するなど、資格所有者を増やす必要がある。 ○ 他自治体や企業などと連携し、災害対応を強化する必要がある。 |
| 対応策 | <p>① 復旧・復興を担う人材等の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時の危険度判定を実施する有資格者などの養成及び資格取得に向けた体制の整備をする。 (2) 他自治体や建設関係団体などとの連携強化を図り、専門家や技術者などを確保するとともに、緊急時の相互応援の実効性を高めるため、受援訓練などを実施する。 (3) 災害時の応援体制を確立し、り災証明書発行など復興対応が可能な状態を確保する。 |
| 横断的分野との関係 | ○ 官民連携：①(2) |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 人事課
- 税務課



【政策7】 経営的視点に立った市政運営（行政機能・情報通信）

目標8 被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

【8-4】 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態

| | |
|-----------|---|
| 脆弱性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時に迅速な対応が行えるよう、職員が危険度判定士などの資格を取得するなど、資格所有者を増やす必要がある。 ○ 他自治体や企業などと連携し、災害対応を強化する必要がある。 |
| 対応策 | <p>① 復旧・復興を担う人材等の育成【再掲載 8-2】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時の危険度判定を実施する有資格者などの養成及び資格取得に向けた体制の整備をする。 (2) 他自治体や建設関係団体などとの連携強化を図り、専門家や技術者などを確保するとともに、緊急時の相互応援の実効性を高めるため、受援訓練などを実施する。 (3) 災害時の応援体制を確立し、り災証明書発行など復興対応が可能な状態を確保する。 |
| 横断的分野との関係 | ○ 官民連携：①(2) |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 人事課



【政策7】 経営的視点に立った市政運営（行政機能・情報通信）

目標8 被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

【8-5】 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等により市民生活に甚大な影響を及ぼす事態

| | |
|-----------|---|
| 脆弱性 | ○ 災害などで困窮に陥った市民を支援する必要がある。 |
| 対応策 | <p>① 被災者の生活再建のための支援体制の充実</p> <p>(1) 平時から災害時に利用できる減免・徴収猶予制度などについて整理し、災害時には広報や市ホームページで迅速に周知できるよう用意する。</p> |
| 横断的分野との関係 | |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 税務課
- 収納課



【政策7】 経営的視点に立った市政運営（行政機能・情報通信）

目標8 被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

【8-7】 土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態

| | | |
|------|---|--|
| 脆弱性 | ○ 所有者の把握を円滑に行い復興や用地確保を円滑に行う必要がある。 | |
| 対応方策 | <p>① 所有者不明土地への対策</p> <p>(1) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第39条に規定する地域福利増進事業などを実施する場合は、固定資産課税台帳の情報を使用し、所有者の把握を円滑に行う。</p> | |
| | 横断的分野との関係 | |

【関係部署・関係機関】 ※行政組織順

- 税務課



2. 施策分野マトリクス評価

| 事前に備えるべき目標 | | 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） | |
|------------|----------------------|------------------------|--|
| 1 | 被害の発生抑制により人命を保護する | 1-1 | 建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態 |
| | | 1-2 | 火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態 |
| | | 1-3 | 異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態 |
| | | 1-4 | 大規模な風水害等により多数の死傷者が発生する事態 |
| | | 1-5 | 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生する事態 |
| | | 1-6 | 列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態 |
| | | 1-7 | 災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態 |
| 2 | 救助・救急・医療活動により人命を保護する | 2-1 | 被災地での食料・電力等、生命に関わる物資・エネルギー供給が停止する事態 |
| | | 2-2 | 救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態 |
| | | 2-3 | 医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態 |
| | | 2-4 | 被災地において疫病・感染症等が大規模発生する事態 |
| | | 2-5 | 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化・死者が多数発生する事態 |
| | | 2-6 | ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態 |
| 3 | 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する | 3-1 | 情報通信が集中し混雑する事態・途絶する事態 |
| | | 3-2 | 情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態 |
| | | 3-3 | 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 |
| | | 3-4 | 沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態 |
| | | 3-5 | 信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態 |
| | | 3-6 | 交通インフラの長期間にわたる機能停止する事態 |
| | | 3-7 | サプライチェーンの寸断等による企業の生産力が低下する事態 |
| | | 3-8 | 孤立集落が発生する事態 |
| 4 | 必要不可欠な行政機能を確保する | 4-1 | 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会が混乱する事態 |
| | | 4-2 | 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能が大幅に低下する事態 |



第5章 脆弱性評価の結果 及び 強靱化に向けた対応方策

【 】…リスクシナリオの番号

◎：主体的な施策分野 ○：関連する施策分野

| 事態を回避するための施策 | 個別施策分野 | | | | | | | 横断的分野 | | | |
|---|--------|-----------------------|-----------------------|--------------------------------------|---------------------------------|-----------------------|------------------|------------------|-------------------------------------|------------------|-----------------------|
| | 福 社 | 教 育 ・ 文 化 | 保 健 ・ 医 療 | 警 察 ・ 消 防 ・ 防 災 | 市 民 生 活 ／ 環 境 | 産 業 ・ 環 境 | 都 市 整 備 | 情 報 通 信 | 地 域 コ ミュ ニ ケー ション | 官 民 連 携 | 老 朽 化 対 策 |
| 社会福祉施設の耐震化【1-1】 | ◎ | | ◎ | | | | | | | ◎ | ◎ |
| 教育・学習・スポーツ施設等の長寿命化【1-1】 | | ◎ | | | | | | | | | ◎ |
| 市民センター等の長寿命化【1-1】 | | | | ◎ | | | | | | | ◎ |
| 住宅等の耐震化【1-1】【3-4】【7-1】【8-7】 | | | | | | | ◎ | | | | |
| 市営住宅の老朽化対策【1-1】 | | | | | | | ◎ | | | ◎ | |
| 無電柱化及び電柱倒壊防止の推進【1-1】【3-4】【7-1】 | | | | | | | ◎ | | | | ◎ |
| 空き家対策【1-1】【1-2】【7-1】【8-7】 | | | | | | | ◎ | | | | |
| 市街地整備【1-1】【1-2】【7-1】【8-4】【8-7】 | | | | | | | ◎ | | | | ◎ |
| 庁舎等公共施設の長寿命化【1-1】【4-2】 | | | | | | | | ◎ | | | ◎ |
| 防火対策・消防水利の確保【1-2】【7-1】 | | | | ◎ | | | | | | | ◎ |
| 消防・救助・救急体制の強化・消防施設等の強化・災害対応力の強化【1-2】【2-2】【7-1】【7-3】 | | | | ◎ | | | | | ◎ | | ◎ |
| 消防・救助・救急等の補完体制強化【1-2】【2-2】【7-1】【7-3】 | | | | ◎ | | | | | | ◎ | |
| 空き家対策【1-1】【1-2】【7-1】【8-7】 | | | | | | | ◎ | | | | |
| 市街地整備【1-1】【1-2】【7-1】【8-4】【8-7】 | | | | | | | ◎ | | | | ◎ |
| 準防火地域の指定【1-2】【7-1】 | | | | | | | ◎ | | | | |
| 防災知識の普及啓発【1-3】【1-5】【1-7】【3-3】【7-3】【7-4】【9-1】 | | | | ◎ | | | | | | | |
| 防災資機材等の整備【1-3】【1-4】【7-4】 | | | | | | | ◎ | | | | |
| 浸水被害の軽減【1-4】 | | | | | | | ◎ | | | | |
| 防災資機材等の整備【1-3】【1-4】【7-4】 | | | | | | | ◎ | | | | |
| 防災知識の普及啓発【1-3】【1-5】【1-7】【3-3】【7-3】【7-4】【9-1】 | | | | ◎ | | | | | | | |
| 踏切の長時間遮断対策【1-6】 | | | | ◎ | | | ◎ | | | ◎ | |
| 鉄道施設に関わる安全性対策【1-6】 | | | | | | | ◎ | | | ◎ | ◎ |
| 避難行動の支援【1-7】【3-3】 | ◎ | | ◎ | ◎ | | | | | ◎ | ◎ | |
| 学校の災害対応力の向上【1-7】 | | ◎ | | | | | | | | | |
| 防災計画の充実、防災訓練の充実【1-7】 | | | | ◎ | | | | | ◎ | | |
| 防災知識の普及啓発【1-3】【1-5】【1-7】【3-3】【7-3】【7-4】【9-1】 | | | | ◎ | | | | | | | |
| 道路啓開体制の整備【1-7】【3-4】【3-6】【3-7】【3-8】【5-4】【6-2】【8-1】【8-6】【9-1】 | | | | | | | ◎ | | | ◎ | |
| 道路ネットワークの整備・通行の確保【1-7】【3-6】【3-7】【5-4】【6-2】【8-6】【9-1】 | | | | | | | ◎ | | | | |
| 既存道路・橋りょうの維持管理・老朽化対策【1-7】【3-6】【3-7】【5-4】【6-2】【8-6】【9-1】 | | | | | | | ◎ | | | | ◎ |
| 食料の確保【2-1】【5-5】【6-1】 | | ◎ | | ◎ | ◎ | | | | | ◎ | |
| 住民等への備蓄の啓発【2-1】【6-1】 | | | | ◎ | | | | | ◎ | | |
| 備蓄品の整備【2-1】【2-6】【6-1】 | | | | ◎ | | | | | | | |
| 飲料水・生活用水の確保【2-1】【2-6】【6-1】【6-4】 | | | | ◎ | ◎ | | | | | | ◎ |
| 消防・救助・救急体制の強化・消防施設等の強化・災害対応力の強化【1-2】【2-2】【7-1】【7-3】 | | | | ◎ | | | | | ◎ | | ◎ |
| 消防・救助・救急等の補完体制強化【1-2】【2-2】【7-1】【7-3】 | | | | ◎ | | | | | | ◎ | |
| 医療救護活動・医療物資確保供給体制整備【2-3】 | | | ◎ | ◎ | | | | | | | |
| 保健体制の整備【2-4】 | | | ◎ | | | | | | | | ◎ |
| 感染症対策の実施・感染症に対応した物資の整備【2-4】【2-5】 | | | ◎ | ◎ | | | | | | ◎ | |
| 衛生状態の確保【2-4】【2-6】 | | | | | ◎ | | | | | ◎ | |
| 避難所・避難場所の整備、避難所のゾーニング【2-5】 | | ◎ | ◎ | ◎ | | | | | ◎ | | |
| 地域コミュニティの充実【2-5】 | | | ◎ | ◎ | | | | | ◎ | | |
| 感染症対策の実施・感染症に対応した物資の整備【2-4】【2-5】 | | | ◎ | ◎ | | | | | | ◎ | |
| 遺体の取り扱い整備【2-5】 | | | | ◎ | ◎ | | | | | ◎ | |
| 備蓄品の整備【2-1】【2-6】【6-1】 | | | | ◎ | | | | | | | |
| 飲料水・生活用水の確保【2-1】【2-6】【6-1】【6-4】 | | | | ◎ | ◎ | | | | | | ◎ |
| 非常用トイレの確保【2-6】【5-3】 | | | | ◎ | ◎ | | | | | ◎ | |
| 衛生状態の確保【2-4】【2-6】 | | | | | ◎ | | | | | | ◎ |
| 通信施設の多重化・情報提供手段の多様化【3-1】【3-2】 | | | | ◎ | | | | ◎ | | | ◎ |
| 庁舎機能等の強化・通信設備や非常用電源設備の耐震化等による整備【3-1】【4-1】【4-2】【5-1】 | | | | | | | ◎ | | | | ◎ |
| 通信施設の多重化・情報提供手段の多様化【3-1】【3-2】 | | | | ◎ | | | | ◎ | | | ◎ |
| 情報等の収集・共有【3-2】 | | | | | | | ◎ | | | | ◎ |
| 避難行動の支援【1-7】【3-3】 | ◎ | | ◎ | ◎ | | | | | ◎ | ◎ | |
| 情報伝達・連携【3-3】 | | | | ◎ | | | | | ◎ | | |
| 防災知識の普及啓発【1-3】【1-5】【1-7】【3-3】【7-3】【7-4】【9-1】 | | | | ◎ | | | | | | | |
| 道路啓開体制の整備【1-7】【3-4】【3-6】【3-7】【3-8】【5-4】【6-2】【8-1】【8-6】【9-1】 | | | | | | | ◎ | | | ◎ | |
| 住宅等の耐震化【1-1】【3-4】【7-1】【8-7】 | | | | | | | ◎ | | | | |
| 無電柱化及び電柱倒壊防止の推進【1-1】【3-4】【7-1】 | | | | | | | ◎ | | | | ◎ |
| 信号機電源付加装置の整備【3-5】 | | | | ◎ | | | | | | ◎ | |
| 道路施設の安全性対策【3-5】 | | | | | | | ◎ | | | | ◎ |
| 道路啓開体制の整備【1-7】【3-4】【3-6】【3-7】【3-8】【5-4】【6-2】【8-1】【8-6】【9-1】 | | | | | | | ◎ | | | ◎ | |
| 道路ネットワークの整備・通行の確保【1-7】【3-6】【3-7】【5-4】【6-2】【8-6】【9-1】 | | | | | | | ◎ | | | | |
| 既存道路・橋りょうの維持管理・老朽化対策【1-7】【3-6】【3-7】【5-4】【6-2】【8-6】【9-1】 | | | | | | | ◎ | | | | ◎ |
| 道路啓開体制の整備【1-7】【3-4】【3-6】【3-7】【3-8】【5-4】【6-2】【8-1】【8-6】【9-1】 | | | | | | | ◎ | | | ◎ | |
| 道路ネットワークの整備・通行の確保【1-7】【3-6】【3-7】【5-4】【6-2】【8-6】【9-1】 | | | | | | | ◎ | | | | |
| 既存道路・橋りょうの維持管理・老朽化対策【1-7】【3-6】【3-7】【5-4】【6-2】【8-6】【9-1】 | | | | | | | ◎ | | | | ◎ |
| 道路啓開体制の整備【1-7】【3-4】【3-6】【3-7】【3-8】【5-4】【6-2】【8-1】【8-6】【9-1】 | | | | | | | ◎ | | | ◎ | |
| 広域連携体制の確保・周辺市町村の連携体制の確保・受援体制の構築【4-1】【4-2】 | | | | ◎ | | | | | | ◎ | |
| 庁舎機能等の強化・通信設備や非常用電源設備の耐震化等による整備【3-1】【4-1】【4-2】【5-1】 | | | | | | | ◎ | | | | ◎ |
| 防犯対策の充実【4-1】【8-3】 | | | | ◎ | | | | | ◎ | | |
| 広域連携体制の確保・周辺市町村の連携体制の確保・受援体制の構築【4-1】【4-2】 | | | | ◎ | | | | | | ◎ | |
| 業務継続計画の運用【4-2】 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 庁舎の代替機能の確保【4-2】 | | | | ◎ | | | | | | | |



| 事前に備えるべき目標 | | 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） | |
|------------|-------------------------------|------------------------|--|
| 4 | 必要不可欠な行政機能を確保する | 4-2 | 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能が大幅に低下する事態 |
| 5 | 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する | 5-1 | 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPGガスサプライチェーン等の長期間にわたり機能が停止する事態 |
| | | 5-2 | 取水停止等により、給水停止が長期化する事態 |
| | | 5-3 | 汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態 |
| | | 5-4 | 防災インフラが長期間にわたり機能不全に陥る事態 |
| | | 5-5 | 食料等の安定供給が停滞する事態 |
| 6 | 「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する | 6-1 | 電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態 |
| | | 6-2 | 基幹的交通ネットワークの機能停止により物流・人流に甚大な影響を及ぼす事態 |
| | | 6-3 | 金融サービス・郵便等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響を及ぼす事態 |
| | | 6-4 | 異常渇水等による水道水の供給途絶に伴い、生産活動に甚大な影響を及ぼす事態 |
| | | 6-5 | 農業・産業の生産力が大幅に低下する事態 |
| | | 7-2 | 危険物・有害物質等が流出する事態 |
| | | 7-3 | 消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態 |
| | | 7-4 | 洪水抑制機能が大幅に低下する事態 |
| | | | |
| 8 | 被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする | 8-1 | 大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態 |
| | | 8-2 | 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態 |
| | | 8-3 | 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により有形・無形の文化が衰退・損失する事態 |
| | | 8-4 | 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態 |
| | | 8-5 | 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等により市民生活に甚大な影響を及ぼす事態 |
| | | 8-6 | 基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | | 8-7 | 土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態 |
| | | 8-8 | 耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態 |
| 9 | 首都機能の維持・復旧をバックアップできるようにする | 9-1 | 大量の帰宅困難者が発生し、多数の家族が分断される事態 |



第5章 脆弱性評価の結果 及び 強靱化に向けた対応方策

【 】…リスクシナリオの番号

◎：主体的な施策分野 ○：関連する施策分野

| 事態を回避するための施策 | 個別施策分野 | | | | | | | 横断的分野 | | | |
|---|--------|---|---|---|---|---|---|-------|----|---|---|
| | 福 | 教 | 保 | 警 | 市 | 産 | 都 | 情 | 地 | 官 | 老 |
| | 社 | 育 | 健 | 察 | 民 | 業 | 市 | 報 | 域 | 民 | 朽 |
| | 化 | 文 | 医 | 消 | 生 | 環 | 整 | 政 | コ | 連 | 化 |
| | | 化 | 療 | 防 | 活 | 境 | 備 | 通 | ミュ | 携 | 対 |
| | | | 災 | 災 | 防 | | 信 | ニ | ケ | 策 | 策 |
| | | | | | | | 能 | グ | ー | | |
| | | | | | | | | レ | シ | | |
| | | | | | | | | シ | ョ | | |
| | | | | | | | | ョ | ン | | |
| | | | | | | | | ン | リ | | |
| 庁舎機能等の強化・通信設備や非常用電源設備の耐震化等による整備【3-1】【4-1】【4-2】【5-1】 | | | | | | | | ◎ | | | ◎ |
| 庁舎等公共施設の長寿命化【1-1】【4-2】 | | | | | | | | | | | ◎ |
| 行政データの保全【4-2】 | | | | | | | | ◎ | | | |
| 公共施設・避難所・緊急車両等への燃料供給確保【5-1】 | | | | ◎ | | | | ◎ | | ◎ | |
| 庁舎機能等の強化・通信設備や非常用電源設備の耐震化等による整備【3-1】【4-1】【4-2】【5-1】 | | | | | | | | ◎ | | | ◎ |
| 上水道施設の強化・維持【5-2】 | | | | | | | | | | | ◎ |
| 給水機能の確保・上水道施設の復旧体制の強化【5-2】 | | | | | ◎ | ◎ | ◎ | | | | ◎ |
| 非常用トイレの確保【2-6】【5-3】 | | | | | ◎ | ◎ | | | | | ◎ |
| 下水道施設の復旧体制の強化【5-3】 | | | | | ◎ | | ◎ | | | | ◎ |
| し尿の処理体制の確保【5-3】 | | | | | ◎ | | | | | | ◎ |
| 下水道施設の機能強化【5-3】 | | | | | | | ◎ | | | | ◎ |
| 道路啓開体制の整備【1-7】【3-4】【3-6】【3-7】【3-8】【5-4】【6-2】【8-1】【8-6】【9-1】 | | | | | ◎ | | ◎ | | | | ◎ |
| 道路ネットワークの整備・通行の確保【1-7】【3-6】【3-7】【5-4】【6-2】【8-6】【9-1】 | | | | | | | ◎ | | | | |
| 既存道路・橋りょうの維持管理・老朽化対策【1-7】【3-6】【3-7】【5-4】【6-2】【8-6】【9-1】 | | | | | | | ◎ | | | | ◎ |
| 食料の確保【2-1】【5-5】【6-1】 | | ◎ | | ◎ | ◎ | | | | | | ◎ |
| 住民等への備蓄の啓発【2-1】【6-1】 | | | | ◎ | | | | | ◎ | | |
| 備蓄品の整備【2-1】【2-6】【6-1】 | | | | ◎ | | | | | | | |
| 食料の確保【2-1】【5-5】【6-1】 | | | | ◎ | ◎ | | | | | | ◎ |
| 飲料水・生活水の確保【2-1】【2-6】【6-1】【6-4】 | | | | ◎ | ◎ | | | | | | ◎ |
| 物流機能の維持・確保【6-1】 | | | | ◎ | | | | | | | ◎ |
| エネルギー供給の確保【6-1】 | | | | | | | ◎ | | | | ◎ |
| 道路啓開体制の整備【1-7】【3-4】【3-6】【3-7】【3-8】【5-4】【6-2】【8-1】【8-6】【9-1】 | | | | | ◎ | | ◎ | | | | ◎ |
| 道路ネットワークの整備・通行の確保【1-7】【3-6】【3-7】【5-4】【6-2】【8-6】【9-1】 | | | | | | | ◎ | | | | |
| 既存道路・橋りょうの維持管理・老朽化対策【1-7】【3-6】【3-7】【5-4】【6-2】【8-6】【9-1】 | | | | | | | ◎ | | | | ◎ |
| 金融機関等の業務継続計画策定及び促進【6-3】 | | | | | | | ◎ | | | | ◎ |
| 飲料水・生活水の確保【2-1】【2-6】【6-1】【6-4】 | | | | ◎ | | | | | | | ◎ |
| 水道水の供給継続【6-4】 | | | | | | | ◎ | | | | ◎ |
| 産業を担う人材の育成・確保【6-5】【8-5】 | | | | | | | ◎ | | | | ◎ |
| 産業機能の維持【6-5】【8-5】 | | | | | | | ◎ | | | | ◎ |
| 防火対策・消防水利の確保【1-2】【7-1】 | | | | ◎ | | | | | | | ◎ |
| 消防・救助・救急体制の強化・消防施設等の強化・災害対応力の強化【1-2】【2-2】【7-1】【7-3】 | | | | ◎ | | | | | ◎ | | ◎ |
| 消防・救助・救急等の補完体制強化【1-2】【2-2】【7-1】【7-3】 | | | | ◎ | | | | | | | ◎ |
| 住宅等の耐震化【1-1】【3-4】【7-1】【8-7】 | | | | | | | ◎ | | | | ◎ |
| 無電柱化及び電柱倒壊防止の推進【1-1】【3-4】【7-1】 | | | | | | | ◎ | | | | ◎ |
| 空き家対策【1-1】【1-2】【7-1】【8-7】 | | | | | | | ◎ | | | | ◎ |
| 市街地整備【1-1】【1-2】【7-1】【8-4】【8-7】 | | | | | | | ◎ | | | | ◎ |
| 準防火地域の指定【1-2】【7-1】 | | | | | | | ◎ | | | | ◎ |
| PCB廃棄物の適正処理による流出リスクの低減・環境測定機能の強化【7-2】 | | | | | ◎ | ◎ | | | | | ◎ |
| 有害物質の流出等の防止対策の推進【7-2】 | | | | | | | ◎ | | | | ◎ |
| 消防・救助・救急体制の強化・消防施設等の強化・災害対応力の強化【1-2】【2-2】【7-1】【7-3】 | | | | ◎ | | | | | ◎ | | ◎ |
| 消防・救助・救急等の補完体制強化【1-2】【2-2】【7-1】【7-3】 | | | | ◎ | | | | | | | ◎ |
| 防災知識の普及啓発【1-3】【1-5】【1-7】【3-3】【7-3】【7-4】【9-1】 | | | | ◎ | | | | | | | ◎ |
| 防災知識の普及啓発【1-3】【1-5】【1-7】【3-3】【7-3】【7-4】【9-1】 | | | | ◎ | | | | | | | ◎ |
| 防災資機材等の整備【1-3】【1-4】【7-4】 | | | | ◎ | | | ◎ | | | | ◎ |
| 廃棄物の処理体制の整備【8-1】 | | | | | | | ◎ | | | | ◎ |
| 道路啓開体制の整備【1-7】【3-4】【3-6】【3-7】【3-8】【5-4】【6-2】【8-1】【8-6】【9-1】 | | | | | ◎ | | ◎ | | | | ◎ |
| 被災者の生活再建のための支援体制の充実【8-2】【8-5】 | | | | | ◎ | | | | | | ◎ |
| 復旧・復興を担う人材等の育成【8-2】【8-4】 | | | | | | | ◎ | ◎ | | | ◎ |
| 文化財の保護と普及啓発【8-3】 | | ◎ | | | | | | | | | |
| 地域コミュニティの維持【8-3】 | | | | ◎ | | | | | ◎ | | ◎ |
| 防犯対策の充実【4-1】【8-3】 | | | | ◎ | | | | | ◎ | | |
| 市街地整備【1-1】【1-2】【7-1】【8-4】【8-7】 | | | | | | | ◎ | | | | ◎ |
| 復旧・復興を担う人材等の育成【8-2】【8-4】 | | | | | | | ◎ | ◎ | | | ◎ |
| 避難所生活長期化に伴う住居の確保【8-4】【8-6】【8-7】 | | | | | | | ◎ | | | | ◎ |
| 風評被害の防止【8-5】 | | | | | | | ◎ | | | | |
| 被災者の生活再建のための支援体制の充実【8-2】【8-5】 | | | | ◎ | ◎ | | | ◎ | | | ◎ |
| 産業を担う人材の育成・確保【6-5】【8-5】 | | | | | | | ◎ | | | | ◎ |
| 産業機能の維持【6-5】【8-5】 | | | | | | | ◎ | | | | ◎ |
| 道路啓開体制の整備【1-7】【3-4】【3-6】【3-7】【3-8】【5-4】【6-2】【8-1】【8-6】【9-1】 | | | | | ◎ | | ◎ | | | | ◎ |
| 道路ネットワークの整備・通行の確保【1-7】【3-6】【3-7】【5-4】【6-2】【8-6】【9-1】 | | | | | | | ◎ | | | | ◎ |
| 既存道路・橋りょうの維持管理・老朽化対策【1-7】【3-6】【3-7】【5-4】【6-2】【8-6】【9-1】 | | | | | | | ◎ | | | | ◎ |
| 避難所生活長期化に伴う住居の確保【8-4】【8-6】【8-7】 | | | | | | | ◎ | | | | ◎ |
| 住宅等の耐震化【1-1】【3-4】【7-1】【8-7】 | | | | | | | ◎ | | | | ◎ |
| 空き家対策【1-1】【1-2】【7-1】【8-7】 | | | | | | | ◎ | | | | ◎ |
| 市街地整備【1-1】【1-2】【7-1】【8-4】【8-7】 | | | | | | | ◎ | | | | ◎ |
| 避難所生活長期化に伴う住居の確保【8-4】【8-6】【8-7】 | | | | | | | ◎ | | | | ◎ |
| 所有者不明土地への対策【8-7】 | | | | | | | | ◎ | | | |
| 荒廃農地の発生抑制【8-8】 | | | | | | | ◎ | | ◎ | | |
| 適切な森林整備の推進【8-8】 | | | | | | | ◎ | | ◎ | | |
| 防災知識の普及啓発【1-3】【1-5】【1-7】【3-3】【7-3】【7-4】【9-1】 | | | | ◎ | | | | | | | ◎ |
| 道路啓開体制の整備【1-7】【3-4】【3-6】【3-7】【3-8】【5-4】【6-2】【8-1】【8-6】【9-1】 | | | | | ◎ | | ◎ | | | | ◎ |
| 道路ネットワークの整備・通行の確保【1-7】【3-6】【3-7】【5-4】【6-2】【8-6】【9-1】 | | | | | | | ◎ | | | | ◎ |
| 既存道路・橋りょうの維持管理・老朽化対策【1-7】【3-6】【3-7】【5-4】【6-2】【8-6】【9-1】 | | | | | | | ◎ | | | | ◎ |

3. 重点的に推進する取組の設定

限られた財源や資源の中で効率的・効果的に本計画を進めるためには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高い事業について重点化しながら、取組を進める必要があります。本計画においては、第3章「起きてはならない最悪の事態」単位で取組の重点化を図り、14の重点プログラムを設定しました。

第5章「脆弱性評価の結果」において、事態の起こりやすさ、他の事態への影響の程度、本市の取組状況に基づいて、緊急性や優先度を総合的に判断し、その重要性に鑑み、より一層の取組推進に努めるものとします。

【重点プログラム】

表. 重点的に推進する取組に係る「起きてはならない最悪の事態」

| 事前に備える目標 | 「起きてはならない最悪の事態」 |
|---------------------------------|--|
| 1 被害の発生抑制により人命を保護する | 1-1 建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態 |
| | 1-2 火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態 |
| | 1-7 災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態 |
| 2 救助・救急・医療活動により人命を保護する | 2-3 医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態 |
| | 2-4 被災地において疫病・感染症等が大規模発生する事態 |
| 3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する | 3-1 情報通信が集中し混雑する事態・途絶する事態 |
| 4 必要不可欠な行政機能を確保する | 4-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会が混乱する事態 |
| | 4-2 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能が大幅に低下する事態 |
| 5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する | 5-2 取水停止等により、給水停止が長期化する事態 |
| 6 「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する | 6-1 電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態 |
| | 6-5 農業・産業の生産力が大幅に低下する事態 |
| 7 二次災害を発生させない | 7-3 消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態 |
| 8 被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする | 8-6 基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| 9 首都機能の維持・復旧をバックアップできるようにする | 9-1 大量の帰宅困難者が発生し、多数の家族が分断される事態 |

第6章 計画の推進と進捗管理

1. 市民総参加による取組

計画の推進に当たっては、市民、企業、NPO、埼玉県や周辺市町村など、地域社会を構成するあらゆる主体が、共に支え合いながら、総力を結集していくという「地域経営」の考え方が重要です。

本計画の内容を広く周知し、理解を深め、市民総参加の取組として、本計画に定めた取組を着実に推進していきます。

2. 計画の推進体制

本計画は、いかなる大規模自然災害などが発生しても、人命の保護が最大限に図られ、様々な重要機能が機能不全に陥らず、迅速な復旧・復興を可能にするための事前対策であり、その取組は広範な各部署の所掌事務が関連しています。

したがって、本計画の推進にあたっては、市全部局横断的な体制のもと、国・埼玉県の関係組織、近隣市町村などの地方公共団体、自主防災組織などの地域組織、民間事業者などと連携・協力を図りながら進めていきます。

3. 計画の推進期間及び見直し

本計画の策定のために実施した脆弱性評価は、市が実施、または把握している施策などをもとに行ったものであり、今後、埼玉県や民間事業者などが独自に行っている取組なども評価の対象とすることを検討する必要があります。

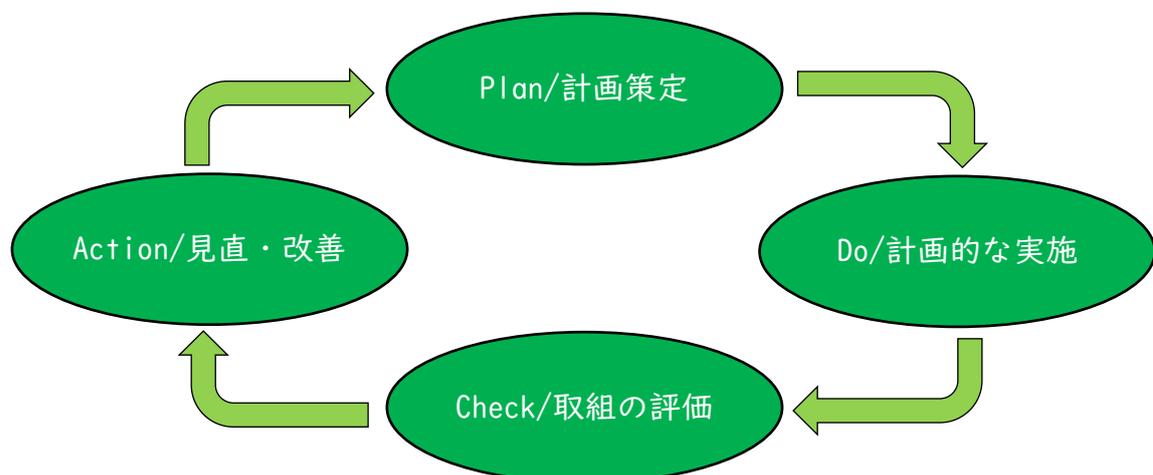
また、災害の個別事業について地域ごとの災害の起こりやすさや被害の大きさなどを考慮したリスクシナリオに基づく脆弱性評価を検討する必要があります。

そのため、これらの脆弱性評価に関する課題への対応の充実度合いに合わせて、本計画の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行うこととします。

4. 計画の進捗管理と見直し

(1) PDCA サイクルの徹底

計画の実効性を高めていくためには、今回策定した計画に基づき、施策を着実に実施し、進捗や成果、課題などの把握・分析を通じて、次に実施する施策を見直していくことが重要です。本市では、これまでも効果的かつ効率的な行政を推進するとともに、市民の視点に立った成果重視の行政運営を図るため、本市の市政に関する基本的な計画である市総合計画の主要施策について指標を設定し、その達成状況や課題などを検証の上、その結果を次の政策などに適切に反映させる「行政評価」を行っています。本計画においても、本市における行政評価の取組の実績を踏まえつつ、PDCA（「計画」⇒「実行」⇒「評価」⇒「見直し」）サイクルを確立し、設定したKPIに基づく進捗管理を行います。



(2) KPIの進捗管理

計画の進捗管理に当たっては、マネジメントサイクルを確実に機能させることによって、計画の実効性を高め、その着実な推進を図ります。

具体的には、本計画において設定したKPIについて、その進捗状況や成果、課題などの把握・分析を行い、必要な対策の追加や見直しを行い、施策・事業に反映します。

(3) 他の計画の見直し

本計画は、鶴ヶ島市の強靱化の観点から、市における様々な分野の計画などの指針となるものであることから、本計画で示された指針に基づき、他の計画などにおいては、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定時などに所要の検討を行い、本計画との整合性を図ります。



資料編

1. 令和4年度予算 関係省庁の支援等

令和4年度には、9府省庁所管の計57項目の交付金・補助金において、「重点化」及び「一定程度の配慮」の支援が実施され、その内18項目については、事業実施箇所などが具体的に明記された事業に対して支援が実施される。

| 府省庁名 | 交付金・補助金の名称と概要 |
|------|--|
| 内閣府 | 地方創生整備推進交付金【具体的な事業を明記】 ○ 地域再生法の規定により、地方公共団体が作成する地域再生計画に基づき、地方創生のより一層の推進のための基盤整備に対して支援を行う。 |
| 警察庁 | 都道府県警察施設整備費補助金（一般施設整備費補助金） ○ 警察本部、警察署等の警察施設の整備事業（耐震化事業を含む）に対して支援を行う。 |
| 警察庁 | 都道府県警察施設整備費補助金（交通安全施設等整備費補助金） ○ 交通の安全を確保する必要があると認められる道路における特定交通安全施設等整備事業（交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和41年法律第45号）第3条第1項に規定する特定交通安全施設等整備事業をいう。）の実施に対して支援を行う。 |
| 総務省 | 放送ネットワーク整備支援事業費補助金【具体的な事業を明記】 ○ 被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークの強靱化を実現するための支援を行う。 |
| 総務省 | 無線システム普及支援事業費等補助金【具体的な事業を明記】 ○ 電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の一環として、対策事業（電波遮へい対策事業及び無線システム普及支援事業の総称をいう。）に電波利用料財源を充て、支援を行う。 |
| 総務省 | 消防防災施設整備費補助金 ○ 地方公共団体が整備する消防防災施設（耐震性貯水槽、備蓄倉庫（地域防災拠点施設）、高機能消防指令センター等）の整備に対して支援を行う。 |

| 府省庁名 | 交付金・補助金の名称と概要 |
|-------|---|
| 総務省 | 緊急消防援助隊設備整備費補助金 ○ 地方公共団体が整備する緊急消防援助隊の設備（消防ポンプ自動車、救助工作車、救急自動車等）に対して支援を行う。 |
| 文部科学省 | 学校施設環境改善交付金 ○ 子供たちの学習・生活の場であるとともに、災害時には子供たちの命を守り、また、避難所となる学校施設の耐震化、防災機能強化、老朽化対策を推進するための支援を行う。 |
| 文部科学省 | 認定こども園施設整備交付金 ○ 認定こども園の設置促進のため、認定こども園の施設整備・園舎の耐震化・防犯対策に対する支援を行う。 |
| 文部科学省 | 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 ○ 国民共有の財産である文化財を次世代に継承するため、文化財の保存・伝承等のための各種事業（建造物・美術工芸品保存修理、史跡整備等）に対する支援を行う。 |
| 文部科学省 | 国宝重要文化財等防災施設整備費補助金 ○ 国指定文化財（建造物）等の防火対策や、耐震対策、国宝・重要文化財（美術工芸品）の所有者等が行う、文化財の防災対策を推進するため、施設整備に対する支援を行う。 |
| 厚生労働省 | 地方改善施設整備費補助金【具体的な事業を明記】 ○ 市町村が設置・運営する隣保館について、耐震化に対応した整備等に対する支援を行う。 |
| 厚生労働省 | 社会福祉事業施設等貸付事業利子補給金 ○ 独立行政法人福祉医療機構において、防災・減災対策を推進するため、耐震化整備事業等に係る融資については、貸付条件の優遇（貸付金利の引き下げ）を行う。 |

| 府省庁名 | 交付金・補助金の名称と概要 |
|-------|--|
| 厚生労働省 | <p>社会福祉施設等施設整備費補助金【具体的な事業を明記】</p> <p>○ 障害者施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化整備、ブロック塀等改修、非常用自家発電設備の整備、水害対策のための施設改修等の支援を行う。</p> |
| 厚生労働省 | <p>次世代育成支援対策施設整備交付金【具体的な事業を明記】</p> <p>○ 児童養護施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化整備、ブロック塀等改修、非常用自家発電設備の整備、水害対策のための施設改修等の支援を行う。</p> |
| 厚生労働省 | <p>保育所等整備交付金【具体的な事業を明記】</p> <p>○ 保育所等の防災・減災対策を推進するため、耐震化整備、ブロック塀等改修、非常用自家発電設備の整備、水害対策のための施設改修等の支援を行う。</p> |
| 厚生労働省 | <p>地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金【具体的な事業を明記】</p> <p>○ 高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化整備、ブロック塀等の改修、非常用自家発電設備の整備、水害対策のための施設改修等の支援を行う。</p> |
| 農林水産省 | <p>農業・食品産業強化対策整備交付金（強い農業づくり総合支援交付金のうち卸売市場施設整備）【具体的な事業を明記】</p> <p>○ 災害等の緊急事態であっても継続的に生鮮食料品等を供給できるよう、防災・減災対応を行うための卸売市場施設の整備を支援する。</p> |
| 農林水産省 | <p>農村地域防災減災事業費補助（農村地域防災減災事業）</p> <p>○ 地震・集中豪雨等による災害を防止し、農村地域の防災力の向上を図るための総合的な防災・減災対策に対して支援する。</p> |
| 農林水産省 | <p>農山漁村地域整備交付金</p> <p>○ 地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援する。</p> |

| 府省庁名 | 交付金・補助金の名称と概要 |
|-------|--|
| 農林水産省 | <p>農業水利施設保安全管理整備交付金</p> <p>○ 農業の持続的な発展を後押しするため、農業水利施設の機能の安定的な発揮に必要な機動的かつ効率的な長寿命化対策及び防災減災対策を早期に効果が発現する地区を対象にきめ細かく支援する。</p> |
| 農林水産省 | <p>農山漁村活性化対策整備交付金（農山漁村発イノベーション等整備事業） 【具体的な事業を明記】</p> <p>○ 災害時の避難所として活用される地域間交流拠点施設等の防災・減災対策に対して支援する。</p> |
| 農林水産省 | <p>農山漁村活性化対策整備交付金（鳥獣被害防止総合対策交付金） 農山漁村活性化対策推進交付金（鳥獣被害防止総合対策交付金）</p> <p>○ 鳥獣被害防止特措法（平成 19 年法律第 134 号）により市町村が作成する「被害防止計画」に基づく、地域関係者が一体となった鳥獣被害防止の取組に対して支援する。</p> |
| 農林水産省 | <p>治山事業</p> <p>○ 森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から地域の安全・安心を確保し、また、水源の涵養、生活環境の保全及び形成を図るため、治山施設の設置や機能の低下した森林の整備に対して支援を行う。</p> |
| 農林水産省 | <p>森林整備事業（山村強靱化林道整備事業）</p> <p>○ 持続的な森林経営の実現に向けて、強靱で災害に強い幹線林道の開設・改良を支援する。</p> |
| 農林水産省 | <p>林業・木材産業成長産業化促進対策</p> <p>○ 山地災害危険地区等の山地防災情報共有体制の整備、山地防災情報の提供及び大規模山地災害発生時における協力体制の整備に対して支援を行う。</p> |
| 農林水産省 | <p>森林・山村多面的機能発揮対策交付金</p> <p>○ 地域住民、森林所有者等が協力して行う森林の保安全管理や森林資源の利用等の取組に対して支援を行う。（本交付金は、地域の活動組織からの申請に応じて、各地域協議会の裁量により予算を配分する仕組み。）</p> |

| 府省庁名 | 交付金・補助金の名称と概要 |
|-------|--|
| 農林水産省 | <p>水産物供給基盤整備事業費補助（水産基盤整備事業） 水産資源環境整備事業費補助（水産基盤整備事業）</p> <p>○ 国民に安心して高品質な水産物を安定的に供給し、また、水産業の成長産業化を実現していくため、産地市場統合や養殖適地の確保など水産改革と連動した漁港や漁場の整備の支援をする。併せて、災害に強い漁業地域の実現に向けて、漁港施設の地震・津波・台風対策や長寿命化対策等の支援をする。</p> |
| 農林水産省 | <p>浜の活力再生・成長促進交付金</p> <p>○ 漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン」の着実な推進を支援するため、浜プランに位置付けられた共同利用施設の整備、密漁防止対策、浜と企業の連携推進、水産業のスマート化の推進等の取組を支援する。</p> |
| 農林水産省 | <p>漁村振興対策地方公共団体整備費補助金（漁港機能増進事業）</p> <p>○ 漁港のストック効果の最大化を図りつつ、漁村の活力を高めていくとともに、水産改革に即した水産業の成長産業化に向け、漁港利用者の安全性の向上や漁港の災害対応力の強化等に資する整備の支援を行う。</p> |
| 農林水産省 | <p>海岸保全施設整備事業費補助 ①海岸保全施設整備事業（農地海岸） ②海岸保全施設整備事業（漁港海岸）</p> <p>○ 海岸法に基づき、国土の保全を目的として、高潮、津波、波浪及び侵食による被害から海岸を防護するため、海岸保全施設の整備を支援する。</p> |
| 経済産業省 | <p>石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金</p> <p>○ 石油製品販売業者が取り組んでいる構造改善事業を促進するために構造改善対策事業及び環境保全対策事業や、民間団体へ災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業に対して支援を行う。</p> |
| 国土交通省 | <p>防災・安全交付金【具体的な事業を明記】</p> <p>○ 地方公共団体が作成した、命と暮らしを守るインフラ再構築又は生活空間の安全確保を実現するための「整備計画」に基づく取組について、政策目的の実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備等に対して総合的・一体的に支援を行う。</p> |

| 府省庁名 | 交付金・補助金の名称と概要 |
|-------|---|
| 国土交通省 | <p>住宅市街地総合整備促進事業費補助【具体的な事業を明記】</p> <p>① 密集市街地総合防災事業：高齢化の著しい密集市街地において、防災対策の推進とあわせ、多様な世帯の居住促進を図るため、子育て支援施設・福祉施設等の生活支援機能等の整備を進めるなど、密集市街地における総合的な環境整備を推進するための支援を行う。</p> <p>② 空き家対策総合支援事業：空家特措法に基づく空家等対策計画に基づき市町村が実施する、空き家の除却、活用、実態把握等の総合的な空き家対策の取組を支援する。</p> <p>③ 地域居住機能再生推進事業：公営住宅などの公的賃貸住宅の建替・集約化等と合わせた子育て支援施設や福祉施設等の整備を進め、地域の多様なニーズに応じた居住環境の整備を図るための支援を行う。</p> <p>④ 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業：地域の防災拠点となる建築物の整備を促進するため、大規模な建築物等の耐震化並びに災害時に発生する避難者及び帰宅困難者等を一時的に受け入れる施設の整備をワンパッケージで重点的に支援する。</p> |
| 国土交通省 | <p>港湾改修費補助</p> <p>○ 港湾管理者が、国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾及び地方港湾において一般公衆の利用に供する目的で、水域施設、外郭施設、係留施設又は臨港交通施設を建設又は改良するための支援を行う。</p> |
| 国土交通省 | <p>海岸保全施設整備事業費補助</p> <p>○ 地域の防災力強化やインフラ老朽化対策等の観点から、海岸管理者が実施する海岸事業に対して集中的に支援する。</p> |
| 国土交通省 | <p>地籍調査費負担金</p> <p>○ 市町村等が実施する地籍調査に対する支援を行う。</p> |
| 国土交通省 | <p>地籍整備推進調査費補助金</p> <p>○ 都市部において、民間事業者や地方公共団体が作成する地籍調査以外の測量成果を、地籍調査と同等以上の精度・正確さを有するものとして地籍整備に活用できるよう支援を行う。</p> |

| 府省庁名 | 交付金・補助金の名称と概要 |
|-------|--|
| 国土交通省 | 特定洪水対策等推進事業費補助 ○ 地域の防災力強化やインフラ老朽化対策等の観点から、地方公共団体が実施する河川事業に対して集中的に支援する。 |
| 国土交通省 | 特定都市河川浸水被害対策推進事業費補助 ○ 流域の関係者による流域対策を推進するため、特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定された特定都市河川流域で地方公共団体、民間事業者等が実施する河川および雨水貯留浸透施設等の整備に対して集中的に支援する。 |
| 国土交通省 | 堰堤改良費補助 ○ 地域の防災力強化やインフラ老朽化対策等の観点から、都道府県が実施するダム事業に対して集中的に支援する。 |
| 国土交通省 | 特定土砂災害対策推進事業費補助 ○ 地域の防災力強化やインフラ老朽化対策等の観点から、地方公共団体が実施する砂防事業等に対して集中的に支援する。 |
| 国土交通省 | 下水道防災事業費補助 ○ 大規模な雨水処理施設の計画的な整備や適切な機能確保、河川事業と一体的に実施する事業への支援等を行う。 |
| 国土交通省 | 都市安全確保促進事業費補助金 ○ 大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内並びに主要駅及び中心駅周辺の滞在者等の安全の確保と都市機能の継続を図るため、災害発生時の円滑な退避や物資の提供等のソフト・ハード両面の対策を総合的に支援する。 |
| 国土交通省 | 無電柱化推進事業費補助 ○ 地方公共団体が施行する都府県道等の無電柱化推進事業に必要な事業に対し支援する。 |

| 府省庁名 | 交付金・補助金の名称と概要 |
|-------|---|
| 国土交通省 | 道路交通安全施設等整備事業費補助 ○ 地方公共団体が施行する都府県道等の交通安全施設等整備事業に必要な事業に対し支援する。 |
| 国土交通省 | 道路更新防災等対策事業費補助 ○ 地方公共団体が施行する都府県道等の道路更新防災等対策事業に必要な事業に対し支援する。 |
| 国土交通省 | 地域連携道路事業費補助 ○ 地方公共団体が施行する都府県道等の地域連携推進事業に必要な事業に対し支援する。 |
| 国土交通省 | 交通連携道路事業費補助 ○ 地方公共団体が施行する都府県道等の交通連携推進事業に必要な事業に対し支援する。 |
| 国土交通省 | 道路交通円滑化事業費補助 ○ 地方公共団体が施行する一般国道の交通円滑化事業に必要な事業に対し支援する。 |
| 国土交通省 | 空港整備事業費補助金 ○ 空港における、基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路等）や附帯施設の新設、改良等の施設整備に対して支援を行う。 |
| 環 境 省 | 自然環境整備交付金【具体的な事業を明記】 ○ 政府の重要課題である「自然と人間が共生する社会」の実現のため、地方公共団体が行う国立公園、国定公園等の整備を支援し、地域の特性を生かした自然とのふれあいの場の整備や自然環境の保全・再生を支援する。 |

| 府省庁名 | 交付金・補助金の名称と概要 |
|------|---|
| 環境省 | <p>環境保全施設整備交付金【具体的な事業を明記】</p> <p>○ 国立公園等の施設に訪れるあらゆる人が安全に利用出来る環境の整備を効率的に行うため、中長期的な視点で計画的に施設の長寿命化対策を支援する。</p> |
| 環境省 | <p>循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）【具体的な事業を明記】</p> <p>○ 生活排水を適正に処理し、健全な水環境を確保するとともに、災害に強い浄化槽の特徴を活かし、強靱なまちづくりに資する浄化槽の整備に対して支援を行う。</p> |
| 環境省 | <p>二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金</p> <p>① 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業</p> <p>② 建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業）【具体的な事業を明記】</p> <p>○ エネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制のための事業であり、かつ経済性の面で自主的取組だけでは進展の速度が緩やかなものについて、事業に対し支援を行う。</p> |
| 環境省 | <p>循環型社会形成推進交付金（廃棄物処理施設分）【具体的な事業を明記】</p> <p>○ 廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を広域的かつ総合的に推進するため、地方公共団体が策定する循環型社会形成推進地域計画に基づいた一般廃棄物処理施設の整備事業等に対し支援を行う。</p> |
| 環境省 | <p>廃棄物処理施設整備交付金【具体的な事業を明記】</p> <p>○ 大規模災害発生時における災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に向け、平時からの備えとしての地域の廃棄物処理システムを強靱化する観点から、地方公共団体が策定する循環型社会形成推進地域計画及び災害廃棄物処理計画に基づいた一般廃棄物処理施設の整備事業等に対し支援を行う。</p> |

※ 「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する支援等」欄において、「重点配分、優先採択の重点化」には、重点化として重点配分又は優先採択のいずれかのみを実施する場合を含む。

- 重点化とは、交付要綱や通知等において具体的内容を明示したうえで、「重点配分」又は「優先採択」をすることをいう。
 - ・重点配分：通常交付より手厚く配分する又は予算額のポイント配分の際にポイントを加算するなど
 - ・優先採択：優先的に採択する又は採択判定の際にポイント加算など有利となるようにするなど
- 一定程度配慮とは、上記以外で、交付判断する際に、何らかの配慮等を行うことをいう。

2. 鶴ヶ島市国土強靱化地域計画検討委員（令和3年5月17日）

○委員長、副委員長

| | | | |
|------|---------|-------|----|
| 委員長 | 市民生活部 | 町田 偉将 | 部長 |
| 副委員長 | 安心安全推進課 | 白井 克英 | 課長 |

○委員

| 番号 | 課名 | 委員氏名 | 役職 |
|----|-----------|--------|----|
| 1 | 秘書広報課 | 小塚 明 | 主幹 |
| 2 | 政策推進課 | 木下 裕太 | 主査 |
| 3 | 財政課 | 藤田 禎 | 主幹 |
| 4 | 資産管理課 | 須田 芳史 | 主幹 |
| 5 | 情報推進課 | 鈴木 玄太郎 | 主幹 |
| 6 | 総務人権推進課 | 島根 純一 | 主査 |
| 7 | 人事課 | 清野 彰久 | 主幹 |
| 8 | 税務課 | 亀井 貴広 | 主幹 |
| 9 | 収納課 | 田中 淳一 | 主幹 |
| 10 | 市民課 | 高篠 志保子 | 主幹 |
| 11 | 地域活動推進課 | 梅田 翔一 | 主査 |
| 12 | 生活環境課 | 星子 健二 | 主幹 |
| 13 | 産業振興課 | 遠藤 俊一 | 主幹 |
| 14 | 福祉政策課 | 星川 智広 | 主幹 |
| 15 | 健康長寿課 | 関口 恵子 | 主幹 |
| 16 | 障害者福祉課 | 小林 和男 | 主幹 |
| 17 | こども支援課 | 金野 一真 | 主幹 |
| 18 | 保険年金課 | 原野 隆弘 | 主幹 |
| 19 | 介護保険課 | 長谷部 充 | 主査 |
| 20 | 保健センター | 新堀 律子 | 主幹 |
| 21 | 都市計画課 | 粟生田 和明 | 主幹 |
| 22 | 道路建設課 | 尾沢 俊和 | 主査 |
| 23 | 区画整理課 | 大川 和彦 | 主幹 |
| 24 | 会計課 | 池上 昌美 | 主査 |
| 25 | 教育総務課 | 飯塚 卓巳 | 主査 |
| 26 | 学校教育課 | 高橋 仁一 | 主幹 |
| 27 | 生涯学習スポーツ課 | 田中 浩 | 主幹 |
| 28 | 教育センター | 村松 和子 | 主査 |
| 29 | 学校給食センター | 久松 幹治 | 主幹 |
| 30 | 議会事務局 議事課 | 市川 貢嗣 | 主幹 |
| 31 | 監査委員事務局 | 岩口 文男 | 主査 |
| 32 | 農業委員会事務局 | 高橋 浩 | 主幹 |

○事務局（庶務）

| | | |
|---------|--------|-------|
| 総合政策部 | 有路 直樹 | 企画調整幹 |
| 安心安全推進課 | 真仁田 宏彰 | 主幹 |
| 安心安全推進課 | 大城 良太 | 主査 |
| 安心安全推進課 | 広沢 智宏 | 主任 |
| 安心安全推進課 | 宇原 航 | 主任 |

鶴ヶ島市 国土強靱化地域計画

令和4年4月

発行：鶴ヶ島市

〒350-2292 鶴ヶ島市大字三ツ木 16 番地 1

TEL：049-271-1111

FAX：049-271-1190

URL：<https://www.city.tsurugashima.lg.jp>



TSURUGASHIMA